

01234567892

月刊 列國政策彙報

第二卷 第二號
(昭和二十年二月) (通計第六十號)

列國政策彙報 第二卷第一號 昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十二年二月二十五日發行(每月二十五日發行)

附 錄	獨 逸	佛 國	和 蘭	ソ 聯 邦	合 衆 國	英 國	國 際
内外新聞雜誌主要記事月報……………(一〇五)	ナチス農業政策概観……………(八二)	佛國新公債政策と獨立償還金庫の役割……………(六八)	和蘭に於ける最近の情勢と政策……………(六〇)	切符配給制度の廢止と生活水準(承前)……………(四〇)	戰時産業動員計畫案……………(三三)	軍需工業に於ける利潤統制……………(二五)	汎米平和會議に於て成立せる四協約……………(一〇)

局 查 調 閣 内

本誌記事轉載の際はその旨明記しつ掲載刊行物一部
寄贈せられたし
内閣調査局

列國政策彙報 第二卷第二號 目次

國際	汎米平和會議に於て成立せる四協約	(一)
英國	軍需工業に於ける利潤統制	(二)
合衆國	戰時産業動員計畫案	(三)
ソ聯邦	切符配給制度の廢止と生活水準(承前)	(四)
和蘭	和蘭に於ける最近の情勢と政策	(五)
佛國	佛國新公債政策と獨立償還金庫の役割	(六)
獨逸	ナチス農業政策概観	(七)

目次

ては煩鎖軌一なる外交文書的形式は、之れを省略しつつも、少くとも原文の言はんとするところは餘さず記述したものである(譯者)。

x

x

x

x

x

平和協約

本協約は尤づ冒頭に於て、汎米會議に於て採擇されるべき此の平和協約が、國際聯盟及び其他の戦争防止を目的とする諸機關の努力を補充強し、以て世界平和を促進すべしといふルーズベルト大統領の言葉を引用したるのち、一切の戦争及び戦争の脅威は凡ての文明國民に直接間接の影響を與ふるのみならず、汎米諸國が依つて以てその理想とし、また外交政策の基本となし來れる正義と自由の一大原則を危殆に陥れるものであると述べ、夫れゆゑにこそ本協約の締約國政府は、一九二八年のパリ條約(Peace of Versailles)が殆どすべての文明國家によつて承諾せられ、また一九三三年の不侵略、融和に關する條約(Rio de Janeiro)に於て調印されたる Savoye Peace が本會議に代表を汎米二十一箇國の承認するところなるを思ひ、茲に右の目的に對して條約の形式を與へんことを提議し、且つそのために左の如き全權委員を任命すると、參加國家及全權の氏名を記してある。

條文の概要を摘記すれば左の如くである。

第一條 米洲諸國の平和が脅威さるゝ場合、戦争防止のために協力せんがために、一九二八年のパリ條約、一九三三年の不侵略、融和條約の何れかに調印せる米洲諸國は、他の平和機關の加入國たるを問はず、米洲の其

他の諸國と協議し、以て平和的協同の方法を發見、採用するに協力すべし。

第二條 米洲諸國間に戦争或は、實質上戦争に異ならざる事態の惹起したる場合には、本會議に出席せる米洲諸國は、遲滞なく必要なる相互協定を行ひ、以てその意見を交換し且つ右の諸條約並に國際的道義より生ずる義務の範圍内に於て平和的協力の道を求むべし。而して米洲諸國の平和を脅威する如き米洲以外の國家間の戦争の場合に於ても、右の如き協定を開き、以て米大陸の平和維持のために協同すべき、時期並に方法を決定すべし。

第三條 本協約の解釋に關する疑議は、之を外交手段に依りて解決し得ざる場合には、現行協定に於て規定さるゝ調停の手續即ち仲裁或は司法的解決に附されるものとす。

第四條 本協約は、調印諸國各自の憲法の規定に依る手續に従つて批准さる。本協約原文及び批准書は、アルゼンチン共和國外務大臣に寄託されるものとす。且つ同大臣は、他の調印國に對して本協約の批准を通告する。本協約は締約國がその批准書を寄託する順序に従つて締約國間に效力を發生するものとす。(以下略)

不干涉協約

締約國政府は、締約國相互間並に世界の全國家に對する關係に於て、平和を確立し且つ干渉を排除することを希望し、また一九三三年十二月廿六日の第七回米洲國際會議に於て調印されたる『國家の權利及義務に關する協約』に依つて、『如何なる國家と雖も、相互に他國の内外政治に干渉するの權利を有せず』といふ根本法則の確認せられたることを考慮して、茲に左の如き議定書によつて右の原則を再確認すべきことを提議する。

汎米平和會議に於て成立せる四協約



第一條 締約國は、理由の如何を問はず、直接、間接に他の締約國の國內問題に關して干渉すべからざることを宣言する。本條の規定に違反するものあるときは、締約國は相互の意見を交換し且つ平和的調整の方法を求むることを目的として相互協定をなす。

第二條 本協約議定書の解釋に關する疑議にして外交手段に依つて決定し得ざる場合には、協定中に規定されたる調停の手續、即ち仲裁若しくは司法的解決に附されるものとす。

第三條 本議定の批准は、締約國各自の憲法上の規定に従つて批准され、而して議定書原文及び批准書は、アルゼンチン外務大臣に寄託されるものとす。同大臣は此の批准に關して他の調印國に通告をなすものとす。本議定書の効力は、締約國がその批准書を寄託したる順序に従つて締約國間に發生する。(以下略)

現行條約調整に關する協約

締約國政府は、その各國に對する關係に於て全般的平和を維持振興せんとする希望を有し、且つ戰爭は、之を飽造も回避すべき惡徳なりとして關係國家の國際紛争を調停、仲裁せんことを既に規定したる諸種の協定が、極めて有利なりしことを認識し、而してまた或る國家が自國の權利を確保し且つ他國に對する要求を強化する手段として戰爭に訴へることを、今後益々限局すべき必要を認むるがゆえに、此の目的達成のために現行協定を調整し且之を擴張し以て諸協定相互間に起り得べき矛盾葛藤を穩便に解決すべきことを規定する新協約を決定するの望ましきことを信ずる。

第一條

(A) 米洲諸國家間の紛争回避防止の條約(一九三三年五月三日 Santiago に於て調印されたる Gondra Treaty) に依り、締約國は外交手段によつて解決し得ざる、又は現行條約に規定せる仲裁に附し得ざる一切の紛争を、調査委員會に報告して、その調査を求むることに同意するが故に

(B) また一九二八年八月廿八日、パリに於て調印されたる不戰條約(所謂 Kellogg-Brand Pact 或はパリ條約) に依り、締約國がその國民の名に於て、國際間の紛争解決の手段として戰爭に訴へることを非難し、且つ戰爭を以て對外政策の手段方法となすべからざることを宣言するがゆえに

(C) 一九二九年一月五日ワシントンに於て調印せられたる汎米調停協約 (General Convention of Inter-American Conciliation) に依つて、締約國は相互間の一切の紛争が、外交手段に依つて解決し得るときは、之を調停手續に附し、また協約に規定されたる義務を履行するために「調停委員會」を設置することを協定せるがゆえに、

(D) 一九二九年一月五日、ワシントンに於て調印されたる汎米仲裁條約 (General Treaty of Inter-American Arbitration) に依つて締約國は、或る種の例外を除いては、一切の國際的性質を有する紛争にして外交交渉に依つて調整し得ざるもの及びその紛争の判決が原則的規定の適用に依つて得たるために、之を受諾することを要する司法的性質を有するものなるときは、之を仲裁裁判に附し、更にその手續を規定すべき義務を負ふゆえに、

(E) 一九三三年十月十日、リオ・デ・ジャネイロに於て調印されたる不侵略及び融和不戰條約に依り、締約國(汎米平和會議に於て成立せる四協約)

謂 Saavedra-Lamas Treaty) に依り、締約國は、相互間及び他の國家との侵略的戰爭を非難し、締約國間の紛争は國際法の規定する隱微なる手段に依つてのみ解決さるべきこと、而して締約國間の領土的問題は侵略に依つて解決すべからざること、平和的方法を以て行はれざる領土的協定は、如何なるものと雖も之を認めざること、武力に依る領土の占領又は取得の正當性を認めざること、を宣言し、而して之等の義務に違反せる場合には、締約國はすべて中立國として共同、連帶の態度をとり、國際法の認むる政治的、司法的又は經濟的手段を實施し、而して外交的或は軍事的干渉によらずして、専ら集團的條約に依りて義務とせられるところに基いて輿論に影響を與へ更にまた調停手續を行はんことを宣言するゆえに、今や締約國は、その間に惹起することあるべき國際的紛争を隱微なる方法に依つて解決すべしといふ誓言を更新するものである。併し締約國は、その共通の利害に關係する一切の問題に關して常に協議し、協同すること、如何に有效であり且つ必要なるかを確信して、茲にかゝる協同と協議に對する有効にして且つ繼續的なる機會を與ふる實際的方法を設定することに同意する。

協約に規定されたる協議及協同の目的は次の如くである。

- (一) 友交的なる斡旋及び仲裁申込によつてのみ、米洲諸國が現行條約に規定さるゝ隱微なる解決の義務を履行する上に援助し合ふこと。
- (二) 米洲諸國が、各、その主權及び獨立國家としての平等性並に行動の自由に關する平等なる權利を認め

つゝも、それと矛盾せざる方法に於て、米大陸の平和維持に關する緊急事態の發生したる場合に行ふべき

米洲諸國協議の方法を決定すること。

第二條 本協約に規定されたる行動を實現せんとする目的により、締約國は本協約第一條に列擧せられたる諸協定、並に本協定第三條以下の規定の遵守を更に擴大する義務を有することに同意する。

右の目的を達成するために、締約國は一切の紛争を防止し、武力行爲を回避し又は現に進展中に屬する一切の紛争を中止せしめんがために、上述に於て規定せる諸種の方法に依つて協議を遂げるであらう。而してかかる行動が、國際上の紛争を隱微に解決することを任務とする他の機關の活動を阻害するものとは思量され得ないであらう。

第三條 共同連帶的態度は、常に次の如き手續に依つて協定されるものとする。

戰爭又は戰爭の恐れあるとき調印國は、可及的速かに戰爭行爲の開始を阻止し又は戰端開始後にありては、之を中止せしむるに適當する處置を提議し且つ意見を交換するの目的を以て、遲滞なく協議を行ふ。

協議開始の發議は、一切の調印國に屬する權限なりとす、但し隣接國に與へられるし發議優先權は之を無視すべからず。右の如き處置は、通常の外交的方法に依つて行はれ、且つ仲裁の性質を有すべきものとす。

第四條 締約國の二國間或はそれ以上の國家間に紛争の惹起したる場合には、締約國は相互の權利尊重の精神に於て之を解決すべきことに同意す。即ち此の目的のために條約中に規定されたる如く直接的なる外交交渉或は調停委員會、仲裁審議會及び司法裁判の選擇せる處置に服すべきものとす。然るに該紛争が、直接的なる外交交渉の範圍を逸脱して、當事國が、本條に規定せる外交交渉以外の處置をとらんとするときは、右外交交渉の經過

況米平和會議に於て成立せる四協約

を、他の調印國に通告すべき義務を有するものとす。

第五條 締約國は、その一又はそれ以上の國家の要求に依りて共同的行動をとり、以て條約に規定せられたる義務を履行せざる他の締約國の注意を促し、また仲裁者として事件の迅速且つ充分なる解決に到達すべき可能性を明示する處置をとらしむるべき努力をなす。

紛争審議の期間中は、紛争當事國は敵對行為若しくは軍事行動に訴へることを得ず。

第六條 締約國間に存する從來の協定及び本協約に規定されたる方法に依つて紛争の平和的解決を行ひ得ざる場合、竝に敵對行動の惹起したる場合には、締約國は次の如き一般的规定に従ふものとす。

(A) 不侵略及び融和、不戰條約 (General Treaty) の規定に依り、締約國はその中立的性質を以て共同連帶的態度をとり、且つ直ちに協議を行ひ、以て該敵對行動が本協約の中立規約を發動し得る戰爭の状態を構成するや否やを速かに決定するために、該敵對行動を検討する紛争當事國の一方が戰爭状態に在ることを宣言し、且つ本協約の締約國に對して之が通告をなしたる場合には、此の通告は自動的に本協約の中立規定を發動せしむるものとす。

(B) 締約國は敵對行動が事實上戰爭の状態になりつゝありや否やを速かに決定するを要する。若し締約國又は未だ批准を終らざるために、本協約の締約國ならざる調印國間の敵對行動が、事實上進展した場合には、各締約國はその状態を通告すべき權利を保留し、また締約國各自の中立法的目的に國際法に於て一般に認めらるる中立規定適用のために、現に戰爭状態の存することを宣言する權利を保留する。而してかゝる行動を以て決

して非外交的なるものとなすことを得ず、また關係國に對して之を訴ふる理由となすことを得ず。

第七條 締約國は、第一條に列擧したる五條約に規定されたる原則を再確認しつゝ、締約國間に敵對行動を惹起し、または惹起する虞ある場合に、直ちに該敵對行動の擴大を阻止せんがために、共同連帶の中立的態度をとるべき協議を行ふことに同意する。此の目的のために締約國は、紛争當事國に對する武器、軍需品の輸送又は販賣、融資その他の財政上の援助を禁止或は制限する問題を考慮するであらう。但しかゝる處置は締約國各自の法律實施の手段に依つて行ひ、また締約國の他の條約に依つて規定される義務に反することを不得す。

第八條 締約國は本協約を批准し、批准書は汎米聯合本部に寄託され、同聯合は調印國に對して、夫々他國の批准を通告する、十一箇國以上の批准書が寄託せられたるときに、本協約の効力は發生す。
本協約の効力は永久に繼續するものとす。但し何れの締約國も、之れを廢棄し得るが、廢棄の効力は廢棄通告の日より一箇年後に於て發生するものとす。
廢棄通告は、汎米聯合本部に通告され、且つ同本部はその際本を他の締約國に移譲す。廢棄の通告は、通告せる締約國が戰爭の状態にあり若くは第六條に規定せる如き敵對行動をとれる場合には無効なりとす。

關稅協約

(經濟問題委員會通過案)

國際貿易の進展は、言ふ迄もなく、諸國民の進歩と發展を増大せしむるがゆえに、また更に強力なる商業上の交友關係は、相互の國民をして一層結合せしめ且つ兩國民間の連帶を創造するものであり、またあらゆる方法に依つて國家相互間の平和的紐帶を一層強硬ならしめることを以て米洲諸國はその正當なる希望なりと考へる。交易が多く行

汎米平和會議に於て成立せる四協約

はれば、それだけ各國は最小の努力に依つて最大の収益を確保せしむる集團的行動に於て益、専門的方面に進み得るのである。然るに、今日此の商業上の交易が無数の制限と不合理なる障害のために困難を加へつゝあり、之等の制限と禁止は益、各國間の不満と不信と恐怖と而して紛議を増大せしめるものであるゆえに、之等の障害の撤廢と漸次的減少に向つて一步を進め以て國際貿易を妨ぐる障害の増加を阻止することは當然のことである。

右の理由に加ふるに、一九二七年國際聯盟の主催せる國際經濟會議の勸告、竝に其後の國際聯盟總會に於ける諸決議就中、一九三五年ジュネーヴに於ける經濟委員會の爲替清算協定、及び一九三三年モンテヴィデオに於ける第七回汎米會議の原則、一九三五年ブエノス・アイレスに於ける汎米通商會議の勸告を考慮して、茲に汎米平和會議は次の如き勸告案を採擇するものである。

- (一) 米洲諸國は關稅障壁を高め、之を増大すること、及び直接間接たるを問はず、國際貿易、或は各國の支拂を困難ならしめる如き一切の制限を能ふ限り撤廢すること。
 - (二) 經濟的協定の締結及び訂正、或は變務的通商協定若しくは各國の一方的行爲の方法に依つて國際貿易に課せられたる極端、不合理なる禁止及び制限を廢止し或は之を抑制する政策を、直ちに且つ各國經濟の許容する方法に於て實施すること。
 - (三) 右の勸告案は、リマに開催されたる第八回汎米會議、サンチャゴに開催されたる經濟會議の成果が國際自由貿易に向つて一步を進めることを目的として可及的速かにその效力を發生せしめること。
- 最後に本會議は次の如く決議する。本會議に参加せざる一切の國家に對しても、本勸告に述べたと同一の政策

を採用されんことを要請する。

久しく興味を以てその結果を待望されてゐたキューバに於ける砂糖稅問題は、其後益、紛糾を重ね來り、下院及び大統領 Goan の同案に對する取扱態度は注目されてゐたが、十二月十八日夜遂に一〇六票對四三票を以て下院を通過するに至つた。同案に依れば、砂糖一袋に對して九セントの課稅をなし、以て軍事教育を目的とする學校建設の財源を得んとするものであるが、同案の主張者參謀總長 Fernando Batista 氏の計畫に依れば、右の財源を以て之等の學校を三千校設立せんとするものである。

軍需工業に於ける利潤統制

「個人企業による兵器製作並販賣に關する委員會」の報告

一九三六年十一月二日
マンチエスターガーディアン紙

はしがき。一九三六年初頭以來伊エ係争が漸次國際化し、九月には聯盟の問題となり、聯盟の調停に對する伊國の不服従と對伊經濟制裁の發動等歐洲に於ける集團的平和保障に對する自信は動搖しかけて來た。英國に於ける軍需工業に對する考慮は一九三五年末葉より急テンポに方向を轉換し、三六年に入るや三月三日「英國國防に關する白書」の發表によつて公然たる國策の一端となつて重大化して來た。一九三五年二月十八日、軍需工業國家直營の可否等に關する調査を目的として任命される「個人企業による兵器製作並販賣に關する委員會」(The Royal Commission on the Private Manufacture of and Trade in Arms)は爾來英國朝野知名の關係人士を召集して軍需工業の全般の政策に關する意見を查問聴取したが、五月に入るや大戰當時英國軍事内閣の首班に座したロイド・ジョージ氏は此查問に應じて軍需工業の國家直營を進行し、軍需工業が間接的には戰爭誘發に迄導く要素強大なる旨を述べた。一九三六年五月列國政策並報參照——此計畫はロイド・ジョージ氏の獨創的意見ではなく、ノウエル・ペイカ氏に依つて提唱、アデイスン博士によつて裏書された意見に賛同したものである。併し乍ら、技術的見地からして軍需工業の國家直營といふ問題はそう簡單ではなく、英國政府は結局は個人企業に依存、之に補助助成の措置をなすべきの方向に出でゐる。これは一九三六年三月の「英國國防に關する白書」中に示す方針である。斯くしてロイド・ジョージ一派の提唱する軍需工業の國家直營は結局一個の意見として考證の具になつた迄であるが、その述べんとした個人企業の過剩利潤問

題と戰爭誘發に對する考察は看過し得ざる提言であつた。左に譯出する右委員會の答申勅告は(Blue Book, Cmd. 5292, Price 1s. 6d.)は軍需工業の國家直營問題を除けば軍需工業の嚴正なる國家管理と利潤統制問題の根本問題に縮壓され得る。

軍需工業國家直營の一般問題を論述、之を拒否して謂ふ、

「個人經營による軍需工業の存在は一般社會の不利に歸著するといふことが當英國並海外諸國の思慮あり、且又責任觀念を有する人士間に於て廣く取沙汰されてゐる意見の重大性を削減し、乃至は之を抹殺せんとするものではない。當該個人企業を廢棄せんとするの欲求は、詰るところ、一面には一般社會が戰爭を排撃せんことを欲する意志表現の一端ではある。

「戰爭の原因たるや速くにあり、而して之を究知することは難いが、併し兵器は手近に在り、而して希へば一觸之をなし得る。多くの者が戰爭憎惡の餘り、これが發生を武器の上に轉嫁せしめ、もつて一方的統制をもつて他をも之を制御し得るかに考へるのも蓋し無理からぬことである。

「併し乍ら個人企業による兵器製作に就て反對の聲を發するもの、政策中にはこれ以上のものがある。それは或一箇の偉大且又價値ある目的の主要部分を構成するものと考へられてゐる。而して究極とするところは世界平和の建設にある。個人企業の排撃が此目的達成のために何等かの意味の重大なる貢獻をなし得るものなるや否やに就て疑念を挾むのも正當なることではある。併し乍ら此政策を主張する人士の信念の誠意を疑ふが如きは妥當ではなく、且又、民主主義的社會に於ては斯る人士の信念の力を無視し、乃至は斯る人士の政策を、その政策を支持

軍需工業に於ける利潤統制

する者の中の或者の如きが無責任なる宣傳によつて之を支持するの故をもつて、注意乃至は考慮の價値なきものなるかに考へんとすることは不得策なりと謂はざるを得ぬ。』

限 度

「恐怖の市」の排除

軍備制限の點に關して委員は提唱して謂ふ、――

『若し、各國軍備の總需用額が國際監視下に於て、事實、或一定の最高限度に迄、量的に、又質的に、制限され得たとするならば個人企業制度の陥るものなりとする缺陷の大部分、それが若し總てではないにしても、が排除され、而して排除されざる缺陷と雖著減するであらう。その故は、その陥る可能性のある缺點とするところは究極には擴大して止まぬ市場に於て個人的利得を探索するの可能性があるが故である。』

『若し、各國の軍備にして決定的に、且又、效果的に制限され得たものとするならば、利得獲得に對する動機は、虚偽の報告を裝ふこと、輿論に對する不當なる刺戟、政府官吏買収等の如き手段によつて戰爭脅威觀念の醸成、乃至は政府當局をして挑戰的政策の採擇、乃至はその軍備増大に導くが如き、所謂賣行増大の可能性から發生する刺戟等を排除するに至るであらう。』

『「恐怖の市」の創設は無力に陥らう。註文の獲得といふことも或個人企業それ自體の能率と經濟力が與ふる一定制限内の市場に於て、競争市場に於て正當とする刺戟前を獲得するといふ目的にのみ制限せられるであらう。』

『上記の如き情勢下に於て買収手段に訴へることこれありとしても、これは或國家に於ける註文を獲得するとい

ふ目的のために訴へられる手段のみとなる。而して、商業道德的見地よりして斯くの如き買収行為が如何に好ましからざるものにもせよ、戰爭平和の問題の關する效果の點に於ては前途遑遑、且又重大ならざる性質のものである。』

『本委員會有有效なる國際的制限の上に介入する諸障害を充分に認識すると同時に、本委員會は該措置が世界平和建設の上に致すべき重大なる貢獻の外に、個人企業の手による兵器製作制度中より、此制度より發生する害毒の抑壓を念ずるの人士の杞憂の源泉たる害毒發生の可能性を排除する上に最も有效適切なる方策を提供するものと信ずるものである。これは總ゆる國に於て此目的達成のために有效なるものであり、而して、個人企業による兵器製作制度が害毒醸成の源泉たらざらんことを確立せんとすることに對して本英國が單獨なし能ふ如何なるものよりも凌駕徹到し得るであらう。』

國家の獨占

七項目の検討

該委員會は英國政府が兵器製作を直營獨占するの件に關して左に掲ぐる觀點より之を考證した。

- (a) 國家直營政策を支持して提唱されたる道德的、人道主義的考察の問題
- (b) 個人企業による兵器製作制度の存在は戰爭平和の問題に關して實質的影響を及ぼすものなる旨の提案に對し如何程の重大性を附すべきものなるやの點
- (c) 國家直營による兵器製作販賣制度の中に介入する相對的實際の利益及不利益の點に關して
軍需工業に於ける利潤統制



(d) 大英帝國國防の觀點よりして個人企業制の繼續制度に於ける重大性の問題
及、是等の考察に對する相對的重大性の問題

表明されてゐる見解によるに提案をみてゐる道徳的、人道主義的考察は英本國の個人企業の手による兵器製作制度を廢止するの根據としては力薄弱なりとしてゐる。

『併し乍ら、全面的に考察するときには、個人企業の行爲は英國政府の責任なりといふ觀念を明瞭にするが如き公共の手による調節或統制措置下に個人企業を置くことは國家の義務と考ふるものである』
としてゐる。

戰 争 と 平 和

個人企業、戦争と平和の上に及ぼす影響の點に關して委員會は報告して謂ふ、――

『軍備が近代戦争に導きたる役割の點に關しては今更喋々する迄もないことである。是等軍備なるものは單に各國民間の恐怖心、猜疑心及嫉妬心を相反影せるのみならず、更に之を濃厚ならしめ、且又戦争の範圍、破壊力を増大せしめたのである。近代の國家は敵に對して最大の損害及苦惱を與ふべき武器をもつて武装しようとする。大戦前に於ける軍備競争の効果は現在手中にある記録の中に之を検證し得る。是等をもつてするに各國の軍參謀が益々恐怖心に陥れるのを見るのである。その故は、若し戦争がその豫期せる場合よりも早期に於て來れるとき、この上の時間を許したとすれば、その手中にありしならん先鞭を失ひ、乃至はその戦備完成以前に虚を衝かれることゝあらざらんことを念じての故であつた。』

これ等の議論を裏付けるために大戦史中より引用して委員會は謂ふ、――

『併し乍ら、若し誰かあつて、政府の手による兵器製作ではなく、個人企業の手による兵器の製作が斯うした害毒を重大化し、乃至は或程度迄斯うした害毒の發生に導きたるものなりといふ者ありとすれば其處に自づと別箇の問題が發生する。本委員會は兵器製作の方法そのものが、少くとも列強の關する限り、結果發生の上に於て相當程度の影響を及ぼし得たるものなりといふことを信ずることは困難である。』

『軍備競争に導きたる恐怖、猜疑及嫉妬は何等人爲的刺戟を必要とはしなかつた。各國政府は競争に列して後座を拜せざらんとつとむることは至上命令的責務なりと考へた。而してそれ等の政府の間に於ける問題は孰れかの方によつて一層速く、且又能率高く製出せんとすることにあつた。』

『是等政府がその軍需品に對して依存し來りたる軍需品工業及其他無數の工業が斯うした活動によつて利得にありつき得たること、及是等工業は其の注文を手に入れたるために心を焦したらんことも疑ひなき事實である。或國に於ては、是等の工業は官吏に對して賄賂を提供し、更に又新聞紙をも買収して當該國はその國家の存亡に差迫り乍ら熱心を缺くものなる旨を示唆したるが如きことに對しては確證がある。』

『併し乍ら、武器製作の最後段階に於て、政府が獨占的地位にありたりとして、軍備擴張によつて利得にありつく多くの會社が、果して其活動の度合に於て、幾分その度合の緩なるを得るものなりやは蓋し明ではない。更に又各國政府をして軍備擴張に導きつゝあつた政治的又歴史的原因が果して又諸他の原因に對して重大性を附することは

不可能とする程しかく歴史的なりしやも明かではないのである。』

國家の獨占權

友 對 論

委員會は次に個人の手による兵器の販賣對國家獨占の問題を考察して、本英國は一方的にのみ行動し居るものなりと假定し、而して謂ふ、——反對論の起るのは個人企業といふよりも寧ろ個人の手による兵器の賣買にある、と。過去の諸内閣は、長期に亘り、個人軍需企業を目して英國國防の主要素なりとして眺め扱つて來た。諸内閣は兵器企業會社の創設、發展を奨励し、而して或一定限度内に於て個人企業の手による兵器並軍需品等の輸出を奨励もした。

平時に於ては、海軍省は造船のみならず、更に兵器の製作も主として之を個人企業に依存した。陸軍の依存程度は少量であつた。併し乍ら、フアーベラの國立航空機製作所を除くならば英國空軍は全然諸種の個人企業に依存した。故に個人企業存続の責任は個人企業のものにはなくして政府にあつた。

兵器製作の國家直營の當否を諸種の角度より論議したる後に於て委員會は評して謂ふ、——
『假令、國家直營により過剰利得の要素廢除をなすことが出來、これはコスト削減に導き得ることに對してユトリを見て置くにしても、國家が平時の軍部の要求の變動に對處し得るに足る程の範圍にさへも國營工場を維持するといふことは冗費であり、且又費用を要するものである。』

『若し、國家が經營するリザーヴ工場を維持せんためには不斷に改善補修を必要とする。之を利用し得るための熟練勞働なくしてこれ又不必要のものであらう。而してリザーヴ勞働を遊休乃至は半遊休状態になし置く場合の價

値を、同種作業に於て日夜經驗と知識とを蓄積し得る勞働との價值に比較してみんか、その質的比較の度合は今更之を改めて謂ふ迄もなきことである。

『過去の經驗によると、政府の工場に於て『發明性』と『器才』が缺けてはゐない。併し乍ら、個人企業に於ける從業情勢及活動範圍の廣汎さのため、政府としては、個人企業を利用することにより發生する研究發明よりして當然利益するところがあらねばならぬ。』

『近代戰爭の情勢をもつてするならば、戰爭勃發と同時に國家の必要とするところは、國家が工業資源全面の最も急速且又效果的なる動員を確保し得る方法そのものにある。』

『國家企業にまれ、將又、個人企業にまれ、孰れにしても單獨にては之を確保することは得ない。これは兩者相利用することによつてのみ之を達成し得るのである。而して本委員會は、此目的達成のために、平時に於て國家及個人企業間に最大限度の提携のあらんことを切望して止まぬものである。』

嚴重なる監督

『故に、本委員會は、本英國としては個人企業の兵器製作並販賣を禁止し、補修するに國家の獨占經營をなすべしとする提案をもつて受諾不可能なりとする結論に到達する所以のものである。此提案に對しての對處措置なるものを持たぬが、唯企業は之を嚴重に之を監視し得るといふこと、而して個人企業及政府間の提携には利點があるといふことである。この提携方法たるや、證言提出者の意見をもつてするならば、『發明』『器用』の二面を相鞭撻することによつて、唯單一になす場合とは異つて、一層の結果を發生せしむる可能性がある。』

軍需工業に於ける利潤統制

『國家單獨の力をもつて戦闘力を現下の點迄も之を保持せんためには、現下の制度によるよりも一層大量なる勞働力を常時軍需企業に配置せしめ置く必要があらう。』

『諸國に於ける經驗に徴するに軍備削減に對する抵抗力は政府が兵器製作企業勞働を直接に使用することによつて増大するといふことを暗示してゐる。』

『國家が勞働斡旋乃至は失業救済を目的として軍需工業を使用せんとする範圍、而して若し此勞働力を解體したる場合の杞憂とは更に又軍備縮小に對する一個の新なる又重大なる障礙である。而して本委員會の意見をもつてするに、本英國は必要以上此點に關しては深入りせざらんことをもつて利得とするものなるかの様である。』

所謂害悪なるもの

不充分なる證據

個人企業が陥る可能性ありとされてゐる害悪乃至は缺點なるものに就ては該委員會は謂ふ、——『英國企業の關する限り非難は少く、證據も乏しい』と。而して謂ふ、——

『斯うした假定的論難の基礎となるものは企業そのもの、行爲によつて助長されて來た。而して本委員會は、軍需品の取引及普通商業上の取引との間に介在する主要なる差異に關して、企業の責任ある上長乃至は公立會社の理事等の注意を喚起するの要がある。』

『彼等の中の、或者がその株主總會に於て用ひたる輕率且冷笑的なる言辭は、——而してこれは亞米利加委員(American Committee)の手によつて検討されたる通信文中に見受けられるのであるが、——多數の人士に對し

て偉大且妥當なる慷慨資料を提供したのである。而してそれは主として公衆の腦裡に當該問題のスキヤングルの方面にのみ重大性を附したることに歸因するものである。本委員會の信ずるところをもつてするに該重大性なるものは餘りにも誇張されたるものである。併し乍ら、軍需企業はその營業中當面せる危険性及その責任に就て意識するところなしといふとも、それは當該企業關係者のみが責任を有するものである。』

戦争への恐怖及賄賂

問題にされてゐる害悪なるものに就て之を順次に取上げて委員會の報告書は謂ふ、——『本委員會はその查問證言よりみて、英國兵器製作會社が戦争恐怖心を挑發し、乃至は英國が挑戰的政策を採擇し、その軍備増大に導かしたるの根拠ありたるものなりとは考へ得ぬ。英國軍需工業が英國政府官吏に賄賂せんと試むるものなりとは信じ得ぬ。海外に於ける賄賂事件に關しては、その採擇範圍に關する證據を求めんとしたることもなく、且又之を求め得る地位にもなかつた。』

『軍需工業會社が海外に於て注文をとるために賄賂手段に訴へたりとする事實證明資料として提供せられたる一件は一九一四年に於ける日本海軍のスキヤングルである。更に海外に於ける賄賂事件として英國軍需工業會社の或種の記録を検査したる結果として判明して來た英國二會社の賄賂事件を書加へるの必要がある。』

『此事件は問題そのものに對して不愉快なる色彩を隨伴してゐる。特に、表面上或外國政府軍部の或一高官に對する五〇、〇〇〇磅の賄賂事件である。此賄賂は下級將校の手を通して何等の公權に依らずに提供せられ、而して實際に金錢は支拂はれなかつた。併し乍ら委員會の見るところをもつてすれば、當該企業、及これが海外代理人

軍需工業に於ける利潤統制

は共に、當該賄賂の究極の行先に對する疑惑の發生する迄は彼等の仲間の代理人の手を通して送られてゐた賄賂を默認して來たことに就ては今更疑念を挟む迄もないことである。本委員會の考ふるところをもつてするに是等二會社のなしたる行爲は共に非難に該當するものである。

『コムミツション制度による英國軍需工業の海外代理人雇傭制度は英國軍需工業の或者としては慣習的の制度である。政府の註文を手に入れるためにはコムミツションを送り、乃至はこれが煩前に與るといふことを必要とするが如き國に於ては、若し代理人にして競争の中を遊いで註文を取る状態に在りとなれば註文を探ることに能動的たるを要し、贈賄も必要となる譯である。』

『是等企業にして、その代理人に對して支拂ふところのコムミツションは當該代理人の所有圈内にあり、如何様にもその欲するがまゝに處分し得るものなりとなし、又企業會社としては何等の命令を下すことはなく、唯だ代理人のなすがまゝに放任し居るものなりとし、又そのコムミツションは少額なりといふことを指摘するにしても、これをもつて斯くの如き好まぬ慣習に對する有らゆる責任を否認せんとしても、それは結局は徒然である。彼等がその代理人に支拂ふコムミツションは低額にまれ、兎角此種の商務には屢、あり勝なるが如くに、若しその註文にして大なるものなる場合には、贈賄としては實際相當額に上る可能性がある。贈賄行爲をコムミツションの名目下に隠匿し、而して元高の名目をもつてして斯かることに關しては何等關するところなしとするが如き制度に對しては、本委員會の見解をもつてするならば、重大なる異議の申立をなすの可能性がある。』

『他國の陸海軍計畫に關して軍需工業會社は誤報を敢へてするものなりとの非難を實證する唯一の證左ともいふべし。』

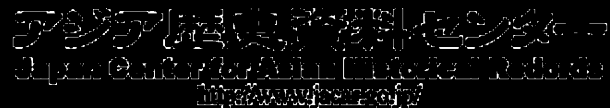
べきはマリナ事件である。本英國の軍需企業關係者が新聞紙を牛耳つて輿論を支配するものなりとの考へ方を實證する證跡は之を手に入れたることはない。價格引上其他の策動に關する英國製造工業側の有害なる地下運動に關する非難の關する限り、本委員會としては何等實證ある非難とは考へ得ないのである。』

價格引上を目指す者

共謀入札

『軍需品供給の或場合——尤も有らゆる場合とは謂ひかねることではあるが——に於ては、普通の意味に於ける競争なるものは、英國の製造業者間に於ては、存在しないといふことは事實である。これは、一部分は、或種の重要軍需品並化學製品は、僅に、極めて高度の特種専門的なる工場に於てのみ製産し得るからであり、而して上記の如き工場乃至は勞働力は、僅に、或特殊なる商館のみの支配下にあるといふことに歸因するのである。それは又一部分は無謀なる競争回避を目指して價格支持協定を締結してゐるからであり、乃至は、合理化の意味に於ける競争會社間の合同に歸因するのである。斯くの如き價格維持協定の存在は時には共謀入札の形に於て假裝される場合もあり得る。』

『斯くの如き情勢は軍需工業關係者をして政府に對して價格を押し附け得る地位に置き得ることは否定出來ないことである。尤も上記工業關係者にして、しかなしたりとするが如き證跡は未だこれなき譯ではある。然るに、本委員會の考ふるところをもつてするならば國家が價格を統制することは緊要缺くべからざるものである。當該問題の本質よりして軍需品の價格を嚴正に取締ることは緊要なるものなりと本委員會は思惟するものであ



統 率

官 吏

委員会は次に所謂巧妙なる型の賄賂、即ち官吏がその任官中乃至は退職後に於て軍需工業關係の會社に入り、乃至は統率權を賦與される常習に就て検討してゐる。全般的にみて委員会は斯くの如き事項に關する官吏の行爲は大體として安心して當該關係省の處置に一任して置くことをもつて満足してゐる。併し補言して謂ふ、――

『本委員會は軍需工業會社がその思ふがままに陸海空三軍の退職乃至は現役官吏をその企業内に自由に採用する地位をもつて満足なりと思考するを得ない。而して、その根據が如何に薄弱なるものにせよ、斯くの如き慣習より生起する猜疑を無視することは不可能である。故に、吾人は勸告する、退職、任官中なるとその孰れなるを問はず、特にその管轄官省大臣の許可なき限り、如何なる形式をもつてしても軍需工業に入るを得ざらんことを。』

『本委員會の之を勸告するの所以のものは、此慣習が好ましからざるものなりと思惟し、乃至は濫用される怖れありと考ふるが故ではなく、それはこれに關する輿論の杞憂を出來得る限り鎮撫せしめんの意圖に於てである。本委員會は、現在の情勢下に於ては、現行の制度よりして濫用の怖れの發生する可能性は極めて乏しく、且又、若し本委員會の勸告する個人企業の統制及利潤制限案にして採擇されるならば、それは一層少許ならんと信ずるのである。』

統 制

廣範圍の統制力の提唱

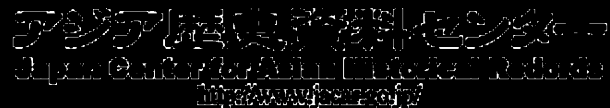
委員會が個人企業の調整及統制に對して提唱する團體は、委員會の言によれば、執行部を有すべきであり、而して供給、生産、製造費の見積及海外よりの註文に對する許可下附等に對する單なる諮問的機能のみであつてはならぬ。當該機關は議會に對して責任ある大臣をもつて統轄されることを要する。

この主要任務とするところは平時に於ける供給及製造の有せる問題の考慮、決定、政府の工場及個人企業との間の協力によつて非常時の際の擴大措置に對する詳細なる規定及計畫の準備、科學的研究の助成發達、製造費の計出、價格の統制、軍需工業會社が海外より受取りたる註文の總てに對する檢閲及許可等であらねばならぬ。

『更に本委員會は勸告する、――政府の製造工場は陸海空三軍の兵器の製作に對して、或意味に於て、充分に準備をなし置くを要する。即ち、科學研究を専門とし、技術専門家の訓練に對して責任を有し、設計、製出及製作器具の改善に對して先鞭をつけ、非常時の對處策として單に政府工場のみが必要に應ずるのみならず、更に個人企業のための使用及指令に役立つ様にマス・プロダクション制度の整形をなし得るために。此方法によりて、非常時に際しては、政府の工場は個人企業の手による急遽なる擴張に必要な製作器具の設計、ゲージ、及明細書を常に保有して待機するを要する。是等の工場は製作費を制限する基準を提供するのである。』

『政府の工場はマス・プロダクション制度による措置を發達助長せしめ、而して非常時に際して訓練員として、活き得る訓練済みの人員を保有し得るであらう。』

軍需工業に於ける利潤統制



『政府の工場は、最早現今に於けるが如くに、あらゆる兵器に對して、個人企業に對して全然依存するの必要なかるべく、而して上記の兵器製作に對しては完全に裝備相全きを得るであらう。政府の工場は、英國國防制度に關して現今占むる地位よりも遙に重要な地位を占むるに在るであらう。而して、非常時に際して、個人企業はその能力以上の擴張の緊張を痛感し、乃至は國際的軍備縮少の協定等によつて個人企業はその現在の製作企業を制限若くは之を放棄せざるべからざるの仕儀に立到りたらんときの如き場合に於て一層國家に盡すことを得るであらう。』

戦争による利得

過利得防止に對する計畫

委員會の言をもつてするに、個人企業より利得獲得に對する動因を根本的に廢せんとする努力は必要でもなく、且又好ましからぬものである。『然し乍ら、本委員會の意見をもつてするに、平時に於ては、個人企業による軍需工業の利潤を或適當なる報酬に該適する様、一定の歩合に於て之を制限する措置を採擇する必要がある。本委員會の見解をもつてするに、斯くの如き處置はそれ自身の本質的價值をもつて之を妥當とする。』といふのは、上記の如き個人企業は、結局は、公共事業に關與し、而して事實上獨占的性質のものであるからである。』

『本委員會は、軍需工業の利潤は企業其物の效力性を損傷することなしに、乃至は國家の戰闘力を危地に陥らしむることなき程度に於て之を制限し得るものなりと信ずる。而して又、若し個人企業の利潤なるものがしかく制限され得たりとするならば、社會の大部分が感じてゐる、所謂個人企業の繼續に對する反對の要素は残り少きものとなるであらう。』

決定的提案は何等これあるをみないが、しかし、價格統制は、提案をみてゐる個人企業統制を目的とする政府の機關内の權限問題となるであらうと述べてゐる。補言して謂ふ、――

『平時に於ける價格統制のみをもつてしては満足とは言へない。本委員會の信ずるところをもつてするならば、個人企業繼續に對する反對なるもの、大部分は一般社會が、一朝大戦争の起りたる場合、製造業者がありつく利潤に想到することによる不滿のものに基因するのである。本委員會の信ずるところをもつてするならば、若し、一朝、英國にして大戦争に巻き込まれるが如きことのある場合には企業は全般的に徵發され、而して國內の如何なる人士と雖直に國家のために奉公すべく要求されるに立到るならんことを知るに至るあらんか、個人企業による兵器製作に對する反對の聲の大部分はその影を喪失するであらう。』

『若し、國家にして、國家が兵器製作企業に従事せしめんと希ふ人士を選び、又軍隊に入らんことを希ふ人士を選ぶことが出来たとするならば、而して、若し、更に、一企業の上長及下位のものをはじめとして軍隊に於て立働く者に至るものまでが、そのなしつゝある仕事に準じて同等の地位及賃銀を與へられたとするならば、平時國家の需要に應へつゝあるものが戦争挑發をなすの可能性更にこれ乏しきものとなるであらう。』

『戦時に於ける企業徵發に對する計畫を設定するといふ試みに對しては偉大なる困難に際會するならんことは想像に難くないことは之を認識する。併し乍ら、これ等の困難を乗り切るの日これあるものなりと信ぜざるを得ない。而して本委員會は、斯かる困難は出来ただけ早く之を乗り切るの要あることを警告する。その故は、戦争挑發したる際の個人企業に對する政府の政策に就て誤解これあらざらんがためである。即ち、誰一人として戦争を通し

て過剰の利潤に與ることを許さないといふこと、而して英國にして戦争に参加するの日あらんか、これは英國民總てに對して共通の犠牲を要求し、それは暴利獲得に對しては何等の機會を提供しないといふことである。』

許 可 制

輸 出 統 制

該報告書は謂ふ、——兵器の海外輸出により如何なることの發生しようとも、それは結局は政府の責任であるといふことは論ずる迄もないことである、と。目下英國に於ける兵器輸出許可制度が回避されたりといふが如きことは述べられてはゐない。併し乍ら、現行の制度をもつては、兵器の海外貿易は重大なる濫用に立到るならんと思ふ者に對しては安全辨とはならぬのである。

委員會は、英國は單獨にも兵器の海外貿易は之を決定的に撤廢すべしとは勸告してはゐないが、右委員會は許可を拒否するにも何等の確且強行的理由の存在せぬために結局は許可を出さしめてゐる現行政策を廢棄せしめ、而して之に代らしむるに關係當該官憲をして國營統制機關によつて明確に權限を賦與されてゐる理由に基いて、毎時各種の事項を參酌して一箇の許可を賦與するの必要の充分であることを確認處置することをもつて當該官憲の責務たらしむるが如き政策をもつて代らしむることを提案してゐる。

航 空 機

更に謂ふ、——

『民間航空機を軍事目的のために轉換せしめる可能性、及民間航空機、特に大型のものが、軍事目的のために轉

用せしめられ得る可能性の増大とは航空機の有ゆる種類の輸出に對して今一層嚴重なる統制を加ふべきことは絶對必要であるといふことは今日迄繰返して本委員會に對して注意を促されたものであり、且又當該提案中には強力なる根據これあるものなりと考ふものである。故に、本委員會は各場合に於て各個々の考慮をなしたる後に於て、特別な輸出許可のない限り、航空機輸出を許可せしめないことを提案するものである。

『近時の事相をもつてするに航空機は外國に於て使用出來得る様、英國に於て裝備、之を發送せしむることの可能なることを思はしめるものがある。本委員會は法令の適用範圍を擴張してもつて航空機に對しても延用せしめ、而して英國と友好關係にある國家が當面してゐる敵對行為關係のために使用せしめるといふ意志乃至は適當なる理由の下に英國に於て飛行機及飛行船を裝備し、兵器を搭載、之を發送、若くは人員を塔乗せしむることをもつて違法たらしむるの件に就て政府が考究をなすことは必要なるものなりと思惟するものである。

『若しも、法人にして之を侵犯する時は、若しその上長にして何等之を知悉せず、乃至は許可を與へたる覺えこれなきことを實證せざる限り、當該團體の上官をもつて違犯行為の責を負はしむることを要する。』

過 剰 兵 器

陸軍省が過剰兵器の處分に對する契約をなすことに關して該委員會は謂ふ、——

『過剰武器、若くは中古兵器の販賣は、本委員會の考をもつてするに、之を排撃すべき性質のものである。これは個人企業繼續の上に存在するものなりとされてゐる利點は之を缺く様である。これは兵器の製造資源を増大せしめ、乃至は熟練労働の豫備を増加せしむることによつて英國の兵力を増加せしむるものではない。それは英國兵器

軍需工業に於ける利潤統制

の型及設計を改善せしむる能力を増加せしむるものでもない。結局、その効果たるや、本委員会がその能率の點に關して英國はかくも根本的に依存してゐるものなりと聞かされてゐるところの軍需工業を哺育助成するどころか、寧ろ之を阻害するの結果に立到れるかの如くである。

『故に、本委員会は、此種の販賣企業の繼續することを許す政策を排撃する旨を録記して置きたいと思ふものである。』

『本委員会は、本委員会の査問に應じたる陸軍省の代表者を通して、本委員会が上に言及したる契約は本年度内に於て解消するものなることを報告された。本委員会は斯くの如き契約を改訂することはおるか、更に、他の如何なる同種代表的契約締結のこれなきことを要望して止まぬものである。』

(附記一) 此次にマンチエスタ・ガーディアン紙はカヴェントリ・オードナンス・ウエアクス(Coventry Ordnance Works)の常務理事たりしマリナー氏(Mr. Mulline)が一九〇六年五月英國陸軍省に提出したる獨逸クルツ會社の兵器製作に關する情報問題に對する査問答中の件に就ても、委員会の答申中より抜萃照會してゐる。併し乍ら、問題はやゝ枝末の問題に互つてゐるかに考へられるので茲には譯出の勞を略した。結局は英國軍部當局は單一なるマリナー氏の意見に左右されて行動したりとするは當らざるものであつて、同氏の情報は數ある對英國軍部への情報中の一として参考に資されたる以外には出でざるものなりといふことに歸著する。詳しくは、マンチエスタ・ガーディアン紙一九三六年十一月二日號十四頁を参照されたい。(譯者)

(附記二) 本査問委員会は七人より成り、左にその人名を列記して置く。(譯者)

Sir. John Eldon Bankes (Chairman)

Sir. Philip Gibbs

Dame Rachel Crowdy

Sir Thomas Allen

Sir Kenneth Lee

Professor Harold C. Gutteridge

Mr. J. A. Spender

(附記三) 國際的統制と亞米利加合衆國 本委員会の報告書中に見る兵器の製作販賣に關する國際的制限統制に關する勸告は亞米利加合衆國によつてすでに一九三五年十一月二十日國際聯盟に提唱されてゐる。

該草案の目的とするところは兵器の製作販賣を國際的監視をもつて各國の國家管理下に置き、併せて現地臨檢をなさしむることにある。有らゆる種類の製作の完全なる公開發表、註文書の發表、有らゆる輸出入の厳正なる許可制及製作に對する許可制等の出現にある。

本委員会は當該提案に對する英國政府の批評を検討して謂ふ、——『本委員会は斯うした提案の實現は兵器制限に對する國際的契約程の價値を伴はないものであり、且又、該提案は當面の制限されたる目的に對しては餘り歓迎すべき性質のものでなく、或は又過度に失するものと考へられるであらうといふことを認めるもので

軍需工業に於ける利潤統制

ある。併し乍ら、本委員会としては、それにも拘らず、假令制限されたる範圍内に於ても、兵器統制の世界に於て國際的約契に到達し得るの可能性の機会を逸すべきものにあらざるものと考ふる。』(譯者)

(附記四) 本委員会創設の経緯に就て理解して置きたいことは、本委員会は英國の軍備と並行して創設された機關ではなく、全然別箇の系列に屬してゐた調査機關であつたのであるが、偶、世界情勢の變轉と軌を一にする關係となつたのである。而して此調査委員会創設の主導は亞米利加にあつたのである。

一九三四年に合衆國は軍需産業調査委員会を創設し、その調査の進行と共に軍需品製造業の國際的スキヤンダルが暴露され、兵器製作の國際的管生の必要が提唱されて、曩にも述べた如く米國は一九三五年十一月二十日これが具體案を聯盟に提出したのである。而して英國も此米國の主導に示唆されて一九三五年二月十八日に同様の目的を有する本委員会を創設したものである。(譯者)

合 衆 國

戰時産業動員計畫案

ニューヨークタイムズ紙

一九三六年十二月十一日

はしがき

一九三六年十二月十日發表されたアメリカ陸海軍省共同立案なる戰時産業動員計畫は、同月十二日我國の新聞紙にもその輪廓の大體に就て發表されたが、本編はワシントンよりのニューヨークタイムズ紙への同日の電報を全譯したものである。此の兩者の内容を比較するとき、讀者は直ちに理解されるであらうが、その内容に於て必ずしも一致せず、前者に於て比較的詳細に傳へられたることが、後者に於ては何等觸れるところなく、若しくは極めて簡単にしか記述せられてゐないといふが如きことが多いのである。従つて此の兩者を併讀することに依つて或は稍、計畫の全貌を知り得るのではないかと思はれるのであるが、就中本編に於て殆ど觸れてゐないにも拘らず、我國の國際經濟週報(十二月十七日號)或は讀賣新聞、東京日日新聞(十二月十二日)に於て傳へられてゐるものを摘記すれば左の如くである。

一、五億ドルの運轉資金を設定して戰時産業各部門に貸付く。

戰時産業動員計畫案



一、特許制に依る輸出入の統制、武器彈藥、砂糖、ゴム等六十五品目については大統領の許可ある場合に限り且つ許可を受けたる分量に限り合衆國本國乃至屬領からの輸出を認める。

一、豫防的輸入策その他に依り敵國に對して經濟的壓迫を加へる。

一、戰時通商局は聯邦海運委員會と協力して海運の統制に當る。

一、(戰時)通商局の主なる權限、(第一)貯炭場その他臨海倉庫を完備し、陸海軍の統制外にある船舶の管理、(第二)アメリカ各灣港に入る船舶に對し必要に應じ入港許可證の交付を拒否し乃至船舶の目的地並に船舶の行動一般につき統制を加へる(第三)一切の海港に代理人を派遣し税關を通じて以上の任務を遂行する。

(讀賣新聞十二月十二日)

即ち之を要約すれば、主として通商貿易に關する事項であるに對して、ニューヨーク・タイムス紙の記事に於て詳細なるものは、主として戰時産業動員下に於ける價格統制及び勞働力の統制計畫等である。此の兩者を併讀することに依つても、なほ吾々は決して本動員計畫の満足なる理解に到達し得ないことを遺憾とするものであるが、問題の性質上果して今後より詳細なる政府の發表あるやを俟し難いために、此處に譯出した次第である。

合衆國の總動員計畫に關しては、既に昭和七年、内閣資源局より詳細なる研究が發表せられてゐるが、其後諸般の國際及び國內狀勢の變化に對應して、米國陸、海軍省及び議會に於ても屢、一九三三年産業動員計畫の修正案、或は軍需工業の統制に關する立案が發表せられた。就中本編に採録したる陸軍省が公式に發表せる議會提出草案にとつて最も重要な關係を有するものは、一九三六年六月三日に發表せられたる非公式の産業動員計畫陸軍省案、及び之に

對する上院軍需品調査委員會の批判的意見である(ニューヨーク・タイムス紙六月三日參照)。

従つて今回の陸軍省の公式案が、議會に於て如何なる修正を受くるかは、蓋し吾人の最も注目すべきものと言へるであらう(譯者)。

陸軍省は今期議會に對して大統領並に軍事資源局(War Resources Administration)の指揮下に立つ大規模の産業動員計畫を提出する筈である。本計畫の提案者は陸軍省であるが、計畫の立案は陸海軍兩省の協力になるものである。本日(昨年十二月十日——譯者)陸軍長官 Woodring 氏は、本計畫の目的及び輪廓に關して、次の如く述べてゐる。

本計畫の目的は産業及び人員を速に徵集するにある。従つてそのために、(一)大統領に對して諸産業の管理者を徵集すべき權限を附與し、(二)且つ軍需品及商品價格を公定する、(三)商品取引所を統制し、(四)また所管官廳の長官に對しては自己の判斷に基いて戰時非常期間の繼續する限り株式取引所を閉鎖する權限を附與せんとするものであると。

實施上の效果、期待さる。

Woodring 長官は、本計畫が産業勞働者の徵發に關して何物をも規定してゐない點を主張してゐるにも拘らず本提案の内容を仔細に検討せる一部の人は該計畫實施の曉に於ては、勞働者の徵發をも可能ならしめるものと解釋し得るであらうといふ見解を持してゐる。

本計畫の内容は、かの一九三五年四月九日下院を通過したるのち、若干の修正を経て好評裡に上院に報告されなが

らも、議案として同院に上程されるに至らなかつた。Woodring氏の戦時利得法案の内容と殆ど同一である。一連の批評家の見解に依れば、本提案はその趣旨に於ては、かの戦争に依つて得る利得を抑制せんがために、全般的徴發を主張する合衆國軍部の見解と、密接に一致するものである。かくて此の計畫は——提案の法文上に於ては——いまだ産業労働者の徴發を規定してゐないとしても、なほ軍事専門家の強力なる後援を持つであらうと言はれる所以である。Woodring氏は「本案が何人の手に依つて議會に提出されるかを余は知らないが、併し上院及び下院の軍事委員會(Military Affairs Committee)委員長に依つて提案されるものと信する」と語つた。

現に軍需品製造工業調整の任務を有する陸海軍武器委員會(The Army and Navy Munitions Board)を廢して、之に代るに新に廣汎なる権限を有する軍事資源局(War Resources Administration)を設立する。同局の長官は、大統領の任命する文官を以て宛て、其他の職員は同局と協力すべき諸機關の職員を以て之に宛てる筈である。更に戦時通商局(War Trade Administration)戦時労働局(War Labor Administration)及び戦時に於いて物價を統制せんとする機關も設置される筈である。

本計畫が議會の協賛を得れば、現に大統領の有する権限を更に強化して、一旦緩急ある場合に議會が宣戰の布告を發したるのちは國防の完全なる統制を、擧げて大統領の手に委ねることとなるであらう。然るに従來は、合衆國軍隊がその行動開始の準備をなす以前に於て議會は必ず定められたる無数の處置に對して同意を與ふる必要があつたのである。

本案の通過に依つて、産業と陸海軍軍需品調達機關の連絡協同は益々密接を加へ、以て諸工場が現に軍需品製造契約を受くると否とに拘らず、平時より常に軍需品の急速なる配給を行ひ得べき設備を備へしめる結果となるであらう。

Woodring長官は更に謂ふ——「言ふまでもなく、本計畫の若干部分は、常に軍事上の機密事項に屬すると認められるであらうが、しかし今日産業と戦争の重要な關係は、世界何れの國に於ても愈々切實の度を加へつゝあるのであつて、合衆國に於ても健全にして且つ有能なる産業動員計畫が發達するならば、他日不幸にして合衆國が、戦端を開始したる場合には、必ずやそれが明白なる國家の財産たることを證明するであらう。實に有效なる産業動員計畫は、完全なる國防に於ては必要不可欠の要素であり、従つて吾人はかかる動員計畫が、安全と平和のために存するものなることを知るのである」と。なほ同長官は、之に續けて本計畫の立案に際して海軍省當局が協力を惜しまれなかつたことを感謝すると述べてゐる。

物價統制委員會

陸軍省の主張するところに依れば、物價統制委員會(The Price Control Commission)は、性質上準司法的のものであるべきであり、如何なる意味に於ても執行機關乃至は行政機關となるべきではない。該委員會は必要なる報告を求むるのみならず、その決定事項及び政策を實施すべき権限を有すべきものとする。本委員會は本案に於て提議されてゐる戦時諸機關長官並に陸海軍の次官を以て構成するものとする。

軍事資源統制部(War Resources Control Section)に關係する者は、凡てその個人的利益に關する如何なる決定にも參加し得ずとなす。McSwain法案の規定は、今回の新法案より除外されるであらうと言はれてゐる。



Woodring 長官は、此の點に就て次の如く述べてゐる。『陸軍省並に海軍省は、右の規定を除外せよといふ勸告の趣旨に就ては同意であるが、用語の如何に依つては餘りに過激なる手段をとることとなり、且つ右の如き用語を以てしてもなほ擔當事項に通曉せる實際方面の經驗を有する専門家の政府への参加をすべて妨害するに至るであらうと信ずるのである。』

戦時労働局の主要目的の一つは、軍隊に徴發せられざる労働者と仕事を結合することであらうが、此の際労働銀を均一固定化せんとする一切の主張に對して陸軍は反對の意を有する旨を Woodring 長官は語つてゐる。

一切の産業は次の如く分類せられてゐる――

- (一) 軍隊に對する物資の生産、輸送及び貯藏に直接關係ある産業
- (二) 軍隊に對する物資の生産、輸送、貯藏に間接的に關係する産業
- (三) 一般國民の福利に關して重要な關係を有する物資の生産、輸送及び貯藏に従事する産業
- (四) 其の他の産業

戦時労働局の目的

戦時労働局 (War Labor Administration) は、先づ第一に右の分類中(一)乃至(三)に包含さるる産業に對して、必要充分なる労働力を供與し且つ之を維持するといふ問題に達するであらう。

労働者と仕事を結合し、且つ事情の許す限りに於て此の兩者の結合を維持し続け、依つて以て労働の需要を充足せんがためには、戦時労働局は動員開始以後、産業界との密接なる協同のもとに、必要労働量を決定することを以てそ

の任務とするであらう。

更に戦争規模の擴大したる結果、必要を生じたるときは同局は、更に附加的に次の如き機能をも有することとなるであらう。即ち産業工場が戦争のために必要とする設備の擴張並に軍隊に徴發編入せられたる労働者に、交代させんがために、新に所要の労働力に對して産業教育を施し、且つ機械工業の訓練を與ふる場合、此の教育に對して戦時労働局は監督をなすであらう。

ソ 聯 邦

切符配給制度の廢止と生活水準（承前）

- 二 切符配給制度の機構
- 三 切符配給の實際
- 四 切符配給制度の機能の漸減
- 五 公開市場の新價格
- 六 切符配給制度廢止の效果

二 切符配給制度の機構

切符配給は最初は消費組合の配給組織と密接な關係をもつてゐた。ロシアにおいては消費組合は戦争のはるか以前から存在してゐたが、個人商業が急速に消滅するとともに小賣配給の主要な手段となつた。配給制度が實施される以前、消費組合商店は組合員以外の人々にも廣く商品を販賣してゐた。しかし需要が増大するとともに供給不足の商品は組合員にのみ販賣するようになった。一九三〇年のはじめ頃には組合員證を提示しなければ買へない品物が非常に多くなつた。すでに一九二九年には組合員でさえも主要な食料品は一定量しか買ふことが出来なかつた。その結果配給切符の使用が必要となつた。ところが品物によつては配給切符を持つてゐる組合員の需要をさへ十分に満たすことが

出来ない場合があり、これらの人々は長い列を作つて自分の順番を待つといふやうな事になつた。その上ロシア人特有の煩鎖な販賣方法の爲めに買入れは著しく困難になつた。顧客は先づ自分の欲しい品物の値段を見出し、それから勘定簿に並んで、順番が来るのを待つて金を支拂ひ切符を受取るねばならぬ。それから賣店のあるへ並んで自分の買物を済ますといふことになる。しかるにロシア人はどんな簡単な勘定でも算盤を用ひ、時には釣銭について口論がおこるといふ風になか／＼事は圓滑に運ばなかつた。五箇年計畫がはじまつて二三年のうちは大工場が新たに操業するやうになつた時、労働者が遠い道を運んで普通の消費組合賣店に行くのは非常に不便になつたので、各工場に賣店が設けられることになつた。最初この工場賣店は消費組合と同様に經營せられ、組合員はその工場の労働者及び事務員に限られてゐた。商品はソ聯邦消費組合中央聯合會（ツェントロソユーズ）を通じて得られた。ツェントロソユーズは消費財を製造する産業と小賣機關との仲介者の役割を果し、又茶及び所謂植民地商品の輸入をも掌つてゐた。普通に消費組合賣店の物資供給は大部分支配人の押し如何にかまつてゐた。ツェントロソユーズに催促するだけでは餘り効果のない場合が多かつた。消費組合機關は満足な働きをすることが出来ない場合が多かつた。その重要なひとつの理由は組合員が經營に参加する権利を徐々に失つたことである。支配人は直接間接政府によつて任命された。消費組合員は理論上統制委員會を選挙する権利をもつてゐたといへ、支配人その他の役員は黨及び地方政府機關が承認した者だけが任命された。尙又五箇年計畫の當初には商業に關する事柄は一切蔑視されたことを記憶せねばならぬ。労働者が貴族であつて、筋肉勞働の出来ない者か又は舊時代の商人だけが商店に勤めるといふ風であつた。彼等の給料は又非常に低かつた。従つ

て小賣機關全體が缺陷が多く、多くの不正が行はれたことは怪しむに足りない。農村では消費組合の状態は都會よりもひどかつた。それは係員の質が悪かつたばかりでなく、物資が農村の賣店に到着するまでには多くの仲介機關を通過しなければならなかつたからである。

個人商業は一九二八年に小賣取引の二二・五%を占め、一九二七年には殆んど四〇%を占めてゐたのであるが、これが漸減したことは日用品の配給上多大の支障を來たしたことを忘れてはならぬ。又配給價格さへ絶えず騰貴したことは興味ある事柄である。共產主義者は商人が消費者を搾取するといひ、國家が配給する場合は消費者は日用品を安く買ふ、ことが出來ると主張してゐるが、ソ聯邦における經驗はその正反對であることを示してゐる。國家が配給機關の全部を支配した結果、不必要な出費が非常に増加し物價は下るところか却つて騰貴した。しかし五箇年計畫開始後貨幣收入は急激に増加したので若し販賣を無統制な個人商人及び消費組合に委したならば小賣價格はもつと騰貴したであらうと反對する者があるだらう。しかし問題は、切符制度が採用されて以來、消費品は需要供給による價格に従つて賣られないで生産及び配給の費用に基づく價格によつて賣られた點にある。そしてこれらの費用を償ふべき價格は公開市場における價格よりも實際に高かつた。

一九二八年と今日においては消費組合から國家の直接配給へと著しい變化が行はれた。一九二八年には國家機關は小賣取引高の二六%を取扱ふに過ぎなかつたが、一九三四年にはそれが約六〇%に増加してゐる。都市においてはこの割合は一七%から六六%に増加し、農村においては八%から四一%に増加してゐる。第一次五箇年計畫の終り頃、即ち、一九三二年の末には政府は國內商業組織の根本的改造をはじめた。それまでは價格決定をはじめとしてすべて

の商業上の問題は労働人民委員部の管掌するところであつた。この人民委員部が外國貿易を掌るものと國內商業を掌る者との二つの人民委員部に分たれた。國內商業人民委員部は労働者配給部と國家小賣商業部の二つの機關を設けた。前者は工場内の消費組合店を引継ぎ、又新工場や産業労働者の集中してゐる所に新たな賣店を設けた。これらの賣店は所謂「閉鎖」商店であつた。つまりその工場又は企業に従事してゐる労働者にのみ販賣してゐたのである。國家小賣商業部は都市における政府の役員、政府の諸機關及び事業の管理員又は事務員に對して賣店を設けた。すべての役員及び事務員は労働者がその工場賣店に屬してゐるやうに特殊の賣店に屬してゐた。この商店はAとBとの二種類があつた。A商店は高級官吏、政府事業の管理者及び經營者のために設けられたものであつて、物資の量も品質も他のどこよりもはるかに良好であつた。事實A賣店に屬する官吏は殆んどすべての日用品をあまり高くない價格で買ふことが出來た。B商店で配給される商品類に衣類は労働者配給部又は普通の消費組合で得られるよりも良好であつた。しかしながら地方によつては普通の労働者又は事務員はその食料品の二五%乃至三〇%を公開市場、後の所謂「營利」商店で買はねばならなかつた。この商店もやはり國內商業人民委員部の經營にかゝり、あらゆる物品が無制限に販賣されてゐたのであるが、その値段は切符配給の値段よりも數倍高いことがあつた。

切符制度廢止の直前即ち一九三四年の末頃には小賣配給機關はほゞ次の如くであつた。

一、國內商業人民委員部の管轄下にあるもの

(ア) 國家小賣商業部

A 商店(政府の役員、高級官吏、銀行、トラスト等政府事業の高級役員に物資を供給するもの)

切符配給制度の廢止と生活水準(承前)

B商店(各省官吏、政府事業の下級事務員のために設けられたるもの)

(イ) 労働者配給部(産業労働者のために設けられたるもの)

一、消費組合賣店

(ア) 労働者工場消費組合(労働者配給部の設けなき所に置かれた工場内の消費組合賣店)

(イ) 普通の都市消費組合賣店(普通の労働者、下級事務員、旅行者等のために設けられたるもの)

(ウ) 農村消費組合賣店(農村のために工業製品及び雜貨を供給するため地方消費組合が經營せるもの)

尙この外に『營利』商店、ソヴェト政府に雇はれたる外國人技術者、其の他の外國人使用人のために設けられた特殊の商店、ゲー・ペー・ウーのための特殊の商店、外國貨幣又は金銀寶石のみに對して販賣するトルグシン商店があつた。トルグシンは外國貿易人民委員部の管轄下に屬してゐた。

一九三四年末には家族を合せて約四千三十萬人の人々が國家及び消費組合の販賣網によつて生活してゐた。國家の使用人及び産業労働者はすべて切符配給の特權を與へられてゐたが、配給される物資の量は彼等の資格によつて異つてゐた。この資格に次の四つの種類があつた。

特殊の資格 一千三十萬人

第一のタイプ 千百八十萬人

第二のタイプ 九百六十萬人

第三のタイプ 八百六十萬人

個人の配給の資格は一部分その必要により決定された。例へばけししい肉體労働に従事してゐる人は事務員よりも多くの食料配給を受けた。しかし又政治的地位及び國家に對する重要性によつても決定された。突撃隊労働者はその仲間よりも高い資格を與へられた。共產黨員は勿論配給上の特權をもつてゐた。従つて労働者の貨幣賃銀の量はその實質賃銀の標準にはならなかつた。貨幣賃銀の多い人が少ない人よりも物資を少ししか入手出来ない場合もあつた。かやうな事情であるから高い配給資格の方が高い賃銀よりも労働者にとつて刺戟となつた。

次に切符配給の方法について述べよう。いふまでもなく配給切符又は配給手帖は日用の消費品、主として食料品について用ひられた。食料品については大戦當時交戦諸國で用ひられたのと同様の配給手帖が用ひられた。然し衣服、靴等については簡單に行かなかつた。例へばシャツの靴だのを買ふ場合には先づ當局からその許可又は證明を得なければならなかつた。その證明が得られてからも數週間(シャツの場合)、又は數箇月(靴の場合)、又は一年も(衣服の場合)待たねばならなかつた。例へば靴を買はうとする場合には、それを必要とする労働者が靴の數よりも數倍多いのが普通であり、先に許可を得た人々が靴を手に入れた後でなければ之を買ふ許可は與へられぬ有様であつた。又地方により、時により事情が非常に異つてゐたので普通の市民は衣服又は靴の配給を受けるためにはどれほど待たねばならなかつたかは正確に知ることは出来ない。しかし政府の統計年鑑によれば一九三三年の靴の生産高は二億四千八十萬足であり、これに對し當時の人口は一億六千五百萬人であつたから靴の配給は少くとも一年につき一足以上ではなかつたことは明らかである。モスコの如き大都市の高級事務員でさへ、一年に一著の衣服が手に入ればよい方であつた。勿論一九三二年からは彼等は『營利』商店で安物の輸入出來合服を買ふことが出來たが、その値段は二三箇

月分の給料に相当するものであつた。

三 切符配給の實際

食料品の配給は時により、又場所によつてもがつてゐた。一九二九年當時労働者の一箇月の食料必需品は理論上次の如くであつた。

小麦粉及碾割	一一・五キログラム
パン	八六〃
野菜	一五二〃
バター	〇・二〃
植物油	〇・三〃
餅	一・〇〃
砂糖	一・五〃
鹽	〇・七〃
茶	〇・〇四〃
玉子	一・〇六〃
牛乳	七・六リットル
肉體労働者	二四・〇〇
その他の労働者	二二・〇〇
肉	四・四〇
パン	二二・〇〇

しかるに一九三〇年の四月當時公けの配給は平均次の如くであつた(一箇月につきキログラム)。

砂糖	一・五〇	一・二〇
茶	〇・二五	〇・二五
バター	〇・三〇	〇・三〇
餅	一・二〇	〇・八〇

單に食料品消費の状態を比較するために一八一八年大蔵大臣によつて任命された生活費調査委員会の報告に現はれたイギリス労働者の主要食料品の消費状態を次に示さう。

一箇月(四週間)につき	
パン及び麥粉	二九・二八封度
肉	四・一六〃
ベーコン	二・二〇〃
牛乳	八・二六〃
チーズ	〇・五六〃
バター	〇・八〇〃
人造バター	〇・六〇〃
馬鈴薯	一五・四〇〃
茶	〇・六四〃
砂糖	四・〇八〃

今兩者を比較するためにロシアの筋肉労働者の配給額を百とすれば次表の如くなる。

筋肉労働者	一〇〇	ロシア	その他の労働者	五〇	イギリスの労働者	五五
-------	-----	-----	---------	----	----------	----

切符配給制度の廢止と生活水準(兼前)

肉	一〇〇	五〇	六六(肉及びベーコン)
砂糖	一〇〇	八〇	一三四
茶	一〇〇	一〇〇	一一六
パン	一〇〇	一〇〇	三二二(食料及人造パン)

これによつて見れば一九一八年におけるイギリスの労働者はロシアの筋肉労働者よりもパン及び肉を消費することが少かつたが、ロシアの非筋肉労働者よりも多く消費してゐたことが判明する。若し動物性食物即ち肉、魚、チーズ等々を合計すれば、イギリスの労働者はロシアの筋肉労働者よりも約二五%多く消費してゐたのである。

切符制度が採用された當初は物價は急に變化しなかつたが、需要が供給に比して増大するに従ひ、次第に騰貴して來た。一九三二年において切符配給價格と公開市場の價額とは主要な食料品につき次の如き甚だしい開きを示してゐた(キログラムにつきルーブル)。

	配給價格	公開市場
黒パン	〇・一三	四・四〇
肉	三・二一	三五・二〇
パン	三・九六	二八・六〇
砂糖	三・〇八	二・四五
馬鈴薯	二・四五	二・二〇
粟	〇・六六	〇・六六

一九二九年においてイギリスの労働階級がほぼ同一の物品に對して支拂つた額は次の如くであつた(キログラム)。

品名	志	片	ルーブル(年價)
肉	一	三・二五	〇・六一
パン	二	一〇	一・三六
砂糖	五・五	〇・二三	〇・二三
馬鈴薯	三・二	〇・一三	〇・一三
白パン	四・二	〇・一七	〇・一七

しかしながら兩國通貨の平價比率を基礎としてソ連邦の價格と英國の價格とを比較することは不可能である。實際の生活費に關し何等かの觀念を得る唯一の方法は、物價と收入とを比較することである。ソ連邦統計年鑑によれば一九三二年における労働者及び事務員の平均給料は、年額千四百二十七留乃至週給三十六留六十七哥である。これを名目平價で換算すれば約二磅十六志である。イギリスの成年労働者の平均週賃銀は同じ頃約二磅十二志から二磅十五志であつた。イギリスの労働者はロシアの労働者に比して食料品のために費す金額は少ないが、家賃として支拂ふ金額はロシアよりも多く、總収入の約一五%を占めてゐる。しかしながらロシア人は少くとも二週間分の給料を公債に支拂はねばならず、飛行機建造のための獻金だとか、資本主義諸國の罷業労働者の援助とかのために絶えず寄附を要求される。加ふるに大多數の工業労働者は、住宅建築基金及び社會保險の掛金を支拂はねばならぬ。尙又イギリスの労働者は好きなものを上記の價格で買ふことが出来るが、ロシアの労働者は稍低い配給價格で一定量の配給物品しか買ふことが出来ない。もしそれ以上の物資が必要な場合とか、又よく起ることであるが配給物資が足りない場合には、彼は配給價格よりも數倍高い價格で公開市場の品物を買はねばならぬ。

切符配給制度の廢止と生活水準(承前)

切符制度が實施されなかつたとすれば、公開市場の小賣価格は斯くまで騰貴しなかつたであらう。この騰貴を惹起した原因としては、又次のことが考へられる。工業製品の販賣に従つてゐた個人商人は、當然配給を受けぬ階級に屬しそのすべての食料品を公開市場で買はねばならなかつた。その餘つた生産物を公開市場で販賣する農民は、かくして得た貨幣をもつて工業製品を低い配給価格で求めることは出来なかつた。そこで農民や個人商人は、出来るだけ高くその品物を賣る必要があつた。何となれば彼等の手にする留は、労働者が工場賣店や消費組合で使用する留に比し極めて僅かな購買力しか持つてゐなかつたからである。

切符配給制度の實際の效果は、労働者及び社會の特権階級に對しその収入の範囲内において多少とも普通の生活を保證することにあつた。普通の工場労働者は、その貨幣収入の半分以上を配給食料品のために費消することは恐らく不可能であつたらう。といふのは高い配給資格をもつた労働者に對する食料の配給は、その健康を保持する程度にしか與へられなかつたからである。低い配給資格の労働者は、公開市場での購入によつて其配給食料品を補給する必要があり、家賃、税金等々を支拂つた後、殆んど収入の全部を食料品のために費さねばならなかつた。配給価格で食料品を買ふ権利を持たぬ人々は、何とかして生活を維持しなければならなかつた。勿論第一次五箇年計畫の終り頃には、何等かの食料供給の途をもたぬ人々は餘り多くはなかつた。總人口約一億六千萬人のうち、一億二千五百萬人は農村に居た。これらの人々は悉く農民ではなく、又自分が作つたもので食つてゆく農業労働者でなかつたにしろ、農村においては、配給手帖のない都市住民に比して何とかして食物を得る機会が多かつたのである。若干の農業地方では、一九三二年に飢饉が襲來し數百萬人の農村住民が饑餓及び營養不足から死亡したことは事實である。この部分

的飢饉は一九三二年及び一九三三年の不作によるものであり、又國家が農民の提供し得る以上に穀物を徴収した結果であつた。しかし農村に食料品がある以上、すべての人々は働くが乞食をしても兎に角その生存を續けることが出来たのであつて、この點では農村は都市よりも恵まれてゐたのである。

一九三四年十一月二十五日の中央委員會におけるモロトフの報告によれば、國家及び地方政府から食料品を供給されてゐた人々の數は、労働者、使用人、學生、恩給生活者及び棉花、麻、煙草等々の工藝作物を栽培する農民を合して二千五百萬人、約二千四百萬人の生活能力無き者及び約百萬人の手工業者であつた。即ち約五千萬人が政府の配給によつて全部的にか部分的にか生活してゐたのである。従つて食料品の點から見れば、約一億二千五百萬人が配給制度の特権に與らなかつた人々である。不幸にして農耕及び畜産に従事せる農民の數を示す統計がないが、一九三二年には約千五百萬の農家が共營農場に加入してをり、約九百四十萬の農家が個人農民として農業に従事してゐた。結極二千四百四十萬の農家があつたわけで、一戸四人の家族があるとすれば約一億の農民は自ら生産する農産物で生活してゐたわけである。この外約三百萬人の労働者其他が國營農場に雇はれ、やはり自分の農場の生産物で生活してゐたと見ることが出来る。そこで總人口約一億六千五百萬人のうち、恐らく一千万人が食料配給を受けず、乃至食料品の生産者ではなかつたわけである。

四 切符配給制度の機能の漸減

すでに述べたやうに切符制度採用の主要な原因は、――

切符配給制度の廢止と生活水準(承前)

- (一) 食料品其の他の必需品を五箇年計畫の實施に直接従事する人口部分に對し優先的に分配すること
- (二) 少なくとも日用必需品の價格を普通の労働者の堪え得る程度に抑制すること
- (三) 労働者を個人商人の搾取から防止すること

一九三四年頃にはすべての卸賣取引は社會化企業の手の中にあつた。さうして小賣取引は農民のホルホーズ商業を除き國家及び消費組合の機關に集中されてゐた。それと同時に住民の殆んど全部は社會化經濟に吸収され、農民の約四分の三は共營農場に加入してゐた。個人農は總作附面積の二四%を占めるに過ぎず、それも主として極北、東シベリヤ其他比較的後れた地方に殘つてゐたのである。この外ごく少數の僕婢、馬車ひき、無學な靴なほし其他都市生活の寄生者等が社會化されない人口であつた。

五箇年計畫開始當時切符配給制度を必要とした事情は殆んど全く變化してゐた。労働階級を搾取する個人商業は絶滅してゐた。さうして國家は事實上消費品のすべての供給及び殆んど全人口の貨幣收入を統制してゐたので需給に適應した價格で公開市場において小賣配給を行ふことが可能になつてゐた。勿論人口の總購買力は配給價格における消費品の總價格を超過してゐたので、價格は騰貴する筋合であつた。又農民は食料品の價格騰貴による利益を享受してはならなかつた。なぜならその結果農民の工業製品に對する需要が著しく増大し、労働者と同一の價格でこれを十分に供給することが不可能になるからである。そこで農民が國家及び消費組合に引き渡す穀物其他の食料品に對し極く僅かな貨幣を支拂ひ、以て農民全體の購買力を彼等に割り當てられた工業製品の量に順應させる必要があつた。約言すれば切符配給制度による配給統制の方法に換へるに、社會の各部分の購買力の統制をもつてすることが出来るやうにな

つた。

切符配給制度は第一次五箇年計畫の急激なる工業化及び社會化の時期には疑もなく有効な方法であつたが、又多くの缺陷を免かれなかつた。切符配給制度に伴ふ費用は年額約三億留、配給人口一人當りにして約八留の多きに達した。賣店には煩瑣な官僚手續が必要とされ、賣店は汚なく、包紙を用意してゐるところは少なかつた。販賣係りは屢々不注意で怠惰で、量目不足や過當代金が屢々見受けられた。中央の配給機關の過失から品物の不足が現はれることも珍らしくなかつた。従つて顧客の間には種々の不満が起つた。

最後に切符配給制度はルーブルを輕視する風潮を誘致した。といふのは普通の貨幣收入を得る人でも、配給品のためにはその収入のほんの一部を消費し得るに過ぎず、もつと多くの給料を得る官吏、技師、専門家等の如きは収入のごく一部を配給商品に向け得るに過ぎなかつた。収入の残りは娯樂に費すとか、ホルホーズ市場又は「營利」商店での買物に費すとか貯金する外はなかつた。しかし公債を強制的に買はされることは別として、貯金は普通の市民には何等の魅力もなかつた。養老年金及び疾病年金の制度があつて、將來に對する不安が取り除かれてゐるし、物價は絶えず騰貴するので人々は貨幣の將來の購買力に對する確信が持てなかつた。貨幣に對する個人がこの輕視的態度は、經濟上の諸事業にも傳播し、支配人及び管理者は原價の低下に十分意を用ひないといふ弊を生じた。

五 公開市場の新價格

一九三四年頃には一般經濟状態は、切符配給制度を不必要とする域に達し、却つてその廢止を好都合とする多くの

理由が生じてゐた。しかし一舉にこの制度を廢止するわけには行かぬので、一九三四年十一月政府は公けにその旨を聲明し、一九三五年一月一日からパン及び主要食料品の切符制度を廢止することゝなつた。それ以來パン、麥粉、碾割、米、マカロニー等々は無制限に、且つ何人も購入することが出来るやうになつた。全國は八つの地帯に分たれ、例へば黒パンの價格は中央アジアでは一キロにつき八十哥であつたが、カムチャツカ、樺太及び極北では一留五十哥といふ風に定められた。これは生産費と當該地方の事情とを參照して定めたのである。

パンの新價格は切符制度當時の配給價格に比し四〇乃至五〇%方高かつた。これは略、配給價格と『營利』價格との中間をとつたものである。さうしてこのことは、消費の可なりの大部分がすでに公開市場で充たされてゐたことを示すものだ。

切符制度の廢止により最も打撃を受けたのは筋肉労働者と特權を持つた労働者であつて、普通の事務員や低い配給資格を持つた人々は最早列を作つて買物をする不愉快もなくなつたのでむしろ利益を得た。最も低い配給資格を持つ者及び配給切符を持たぬ者は、勿論非常な利益を得た。特權のある工業労働者の受ける犠牲を軽減するために、政府は賃銀を約一〇%引き上げた。低い賃銀の労働者及び高い配給資格を持つ労働者に對しては、高い賃銀を持つ労働者及び低い配給資格を持つ非筋肉労働者に比して著しく多額の増給が行はれた。しかし貨幣収入の増加が生活費の騰貴を價はぬ場合も少なくなつた。パン其の他の食料品は西ヨーロッパにおけるよりも、ロシア人の家計の大部分を占めてゐることを忘れてはならぬ。このことは一部は傳統的な事柄であるが、又一部は一九三〇年、一九三二年及び一九三二年におけるコルホーズ政策の強行に伴ふ畜産物の激減によるものである。

六 切符配給制度廢止の効果

パンの如き重要商品の切符配給制度の廢止は、國民經濟全般に幾多の影響を與へた。賃銀が約一〇%増額された結果、賃銀基金は年額約四十二億留を増加した。そのために産業の労働コストが増大し、ルーブルの購買力は突如として低落した。工業及び商業企業が保有してゐた材料並に商品のストックは一夜にして貨幣價值を増大し、債務者の債務は軽減された。諸企業と銀行及び政府との金融關係を調整するために適當な手段を構ねねばならなかつた。

次に農民の立場をも考慮しなければならなかつた。彼等はルーブルの購買力の低落に對し相當の補償を要求した。ソヴェト政府は數年間農産物の強制的買上げの値段を發表しなかつたが、切符制度廢止以後はこれを一〇%乃至二〇%増加したと思はれる。そのために農民の實際の購買力は殆んど増加しなかつたといへ、工業製品の従來の消費水準を維持することが出来たであらう。しかし農民の大部分は、食料品原料を栽培し、パンの小賣價格には直接影響されなかつたが、彼等の外に甜菜、棉花、煙草等々の栽培に従事してゐる農民が相當にあつた。彼等は従來は政府に引き渡す工藝作物の量に應じて、安い配給價格で國家から穀物、飼料その他の日用品を與へられてゐた。切符制度の廢止により、この安價な食料品の供給を斷られたので彼等の生活費は著しく増大した。そこで政府は工藝作物の買上値段を著しく引上げねばならなかつた。例へばウズベツクスタンにおける棉花一廳の買上値段は、三百二十留から千百五十留に引き上げられた。そのため主として消費財を生産する多くの工業の原料費は當然高くなつたが、その

小賣価格は引き上げられなかった。

切符配給においても公開市場においても小賣価格は常に著しく生産費を超過してゐた。小賣価格は生産費、配給費及び製造企業並に商業機關に對する計畫利潤の外に、價格の三〇%乃至四〇%に及ぶ取引税又は賣上税を含んでゐた。『營利』價格は更にその上に特別課金を含んでゐたが、その額は『營利』機關に割り當てられた。商品の供給に對する需要を制限するに必要なだけ引き上げられた。そこで或る物品の『營利』價格は配給價格の十倍以上にも上ることがあり、一九三四年には平均して配給價格の二倍乃至三倍であつた。一九三四年の實行豫算の報告によれば、歳入總額五百三十六億五千九百萬留のうち、三百七十六億千五百萬留は取引税と『營利』商業に對する特別課金から得られてゐる。このうち四十三億四千萬留は食料品に對する取引税であつた。一九三五年の豫算面では約五百四十億留の歳入が取引税及び豫算課金に當てられて居り、そのうち二百四十億留は穀物に對する取引税から得られることになつてゐる。輕工業製品に對する取引税は三十九億留から二十五億留に低下し、特別課金は八百四十萬留から六百五十萬留に減少することになつてゐる。かくの如く政府はパン及び食料品の小賣價格の増大から歳入の大部分を得ることになつてゐたので、他の商品からの歳入を抑制することが出来たのである。従つて生産費が増大したにも拘はらず、これらの商品の小賣價格は従來の水準に据置かれ、場合によつては引き下げられたのである。

一九三五年十月一日以後、パン及び穀物の公開販賣が完全に組織された後、肉、魚、砂糖、バター、馬鈴薯及び植物油等の食料品の切符制度も廢止された。新しい價格はそれ自身何の意味をもなさないが、これを従來の配給價格及び『營利』價格と比較すれば、次の如くである(「キログラム當り留」)。

	新統二價格	配給價格	『營利』價格
肉	七・三五	三・四四	一・〇
砂糖	四・五〇	二・五〇	六・五〇
バター	一六・五〇	四・五〇	一八

新價格は大體配給價格よりもむしろ舊『營利』價格に近いやうである。大部分の消費者にとつては新統二價格と舊配給價格との大きな開きはままで、その生活費を引き上げるものではなかつた。といふのは相當以前から肉、バター及び砂糖の如き品物の切符配給量は次第に減少し、低い配給資格に於ては全然控除されてゐたからである。従つてすべての人はこれらの食料品の大部分を、『營利』商店若しくはロール市場で買ふことを事實上餘儀なくされてゐた。『營利』商店の開設は、切符制度廢止の目的を以て始められたのであるかどうかは不明であるが、國民をこの變化のために準備する上に大きな役割を演じたことは争へない。小賣取引高に於ける『營利』商業の割合は次の如く年々増加してゐる。

一九三二年	三%
一九三三年	一一%
一九三四年	二五%
一九三五年	二四%

一九三五年にはこの割合は約五〇%に達してゐたのである。『營利』商店がはじめて現はれた當時には、その價格は同一の商品に對する配給價格の十倍にも及んでゐた。『營利』價格はその後次第に低落して配給價格の二倍乃至三倍程

切符配給制度の廢止と生活水準(承前)

度になり、品物によつては更にそれ以下になつてゐた。同時に配給価格は次第に引上げられ、配給量も減少して一九三四年頃には人口の大部分はその日用品の三分の一を配給機關以外で求めてゐた。一九三五年には配給物資は消費の半分以上となり、十月一日以後はごく一部分となつてゐた。

日用必需品の小賣価格が貨幣収入以上に増大する場合には、生活水準は當然低下する筈である。しかしソ聯邦の如き封鎖經濟においては、生活水準は貨幣収入に依存せずむしろ消費者の入手する消費品供給の多寡によつて左右せらる。過去二年内外の中に食料品の供給は確かに改善され、工業製品の産出高も一九三二年から一九三四年にかけて約二〇%の増大を示してゐる。尤もこの増大はカメラ、自轉車、蓄音機及び時計の如き非必需品及び絹や香水の如き贅澤品の生産高の増大にもよるのであるが、同時に又織物、衣服、家庭用品等の産出高も増加したことも争へない。従つて一般の消費水準は改善されたものと見なければならぬ。

しかし生活水準の變化は社會の階級を異にするに従つて異つてゐることも注意せねばならぬ。これに就いては正確な資料が少いけれども切符制度の廢止により會では寄生階級とさへ見なされてゐた事務員や使用人の如き従來特權を持つてゐなかつた人々は多くの恩恵を得たのである。筋肉労働者は國民經濟における重要な要素にちがひないが、管理者、經營者及び會計係も亦初期のポリシエヴィキ指導者が想像したよりもはるかに重要な要素であることが經驗によつて證明された。ソヴィエト指導者は今や、國民經濟を圓滑に、有効に且つ經濟的に運用するためには、知識階級及び技術者の優秀なるものを責任ある執行機關に据え、相當の報酬を支拂はねばならぬことを悟つた。

切符制度は殆んど不可避的に報酬の均一化を意味してゐた。それは労働者の日常の必要を多少とも有効に満足せし

めることが出来たが、教育あり高級なる役員の種類々の複雑な慾望を満足せしめることは出来なかつた。一九三六年中に切符制度は完全に廢止されるであらうが、その際には貨幣収入のみが個人の生活水準を決定するものとなり、高級の管理者又は専門家はその収入の恩恵を十分に享受するに至るであらう。高級の地位が有難いといふことになれば最も優秀なる人々がこれを得ようとして競争するやうになり、若い人々も進んで高い地位を得んがために勉勵するであらう。この見地からすれば切符制度の廢止は、五箇年計畫開始以來ポリシエヴィキ指導者のとつた最も重要な措置の一つ、否恐らく最も重要な措置である。(完)

和蘭に於ける最近の情勢と政策

一九三六年十一月十三日
ロンドンタイムズ紙

歐洲の奮闘をかくは吹き破つた政治的情熱の突風と論議の暴風とは和蘭をも見逃しはしなかつた。國境の彼方の僚友によつて靈感を哺まれたる國民社會主義者は右翼に雷鳴を轟かし、モスクワ本部の指令を仰いでゐるコムミュニスト連は左翼陣に喧々唳りをあげてゐる。是等二團體の中間に、普通のダッチマンなるものゝ存在がある。彼等は前二者のドグマに關心を感じることゝ乏しいが、今やその獨善の信仰の大部分を獨逸、西班牙及佛蘭西に發生する出來事に相照應して再考修整するの秋に當面してゐることを意識してゐる。

和蘭に於てはデモクラシーは災厄に抗して來た。而して和蘭にして引續き此波に抗せんとする限り、和蘭は、コレイン博士の措辭を用ひんか、『世界の經濟的波動より孤立して、國家自給自足をもつて好もしき、又到達しめべき終點』とするは出來ぬのである。此重荷の因はダッチ・コストをスタौरリング・コスト水準迄引下げんとした和蘭政府の、又中央銀行の壓力に一部は存在し、且その一端は外國市場崩壊に起因する不景氣風に煽られて一層荷重を増したことにある。失業は約四〇〇、〇〇〇に上昇した。これは世界平均の約五倍である。貨銀は不斷に、且又生活標準よ

りも一層急速に落墜した。和蘭の輸出價格は一九三〇年以來三分の二以上下落した。尤も卸賣價格水準は僅に四〇%下落したに過ぎなかつたが、主要商品の生産は半減した。破産するものゝ算は一九三〇年に於けるものゝ約二倍に該當する。青年輩はその足場を得るに困惑の體である。輸出を主眼として活動してゐる農民は一層手厳しく厄を感じた。而して政府は有らゆる種類の徵稅、特惠交附及許可制等の措置に訴へるの止むなきに立到つた。過去六箇年間に於て、獨逸向輸出されてゐた野菜量は七七%方下落した。此損失の一端を補ふために政府は從來輸入に依存してゐた總ゆる穀類の國內生産を刺戟しようと試みて來た。而して、これはロッテルダムに對して重大なる効果を齎らした。一九三三年來ロッテルダム港を通過する穀類は半減した。尤も同市は獨逸の再軍備景氣のお蔭で相當恩恵に浴してはゐるものゝ。併し乍ら、重い鐵鑪の船荷は今や影を逸した對獨穀物及果實貿易を補償すべくもない。ポテト及チヨリ(キクヂサ)。根を粉末にして珈琲に代用又は珈琲に混じて飲用に供す譯者。栽培向の農地は本世紀始つて以來の減反振りである。野菜及球根類は毎年破棄されてゐる。これは現今既に採算點を失つてゐる價格線以下に國內價格水準をして下落せしめぬための防止措置である。而して牛は全面的に屠殺され、肉を失業者連に對して安價に賣捌いてゐる。これは牛乳生産を削減せしめんための故である。

信用の擴充

農業不振は海外通關障壁の擴大竝、特に、獨逸に於ける通貨危機によつて促進された。コレイン博士は、その聲明の中に於て謂つた、——或場合、産業及貿易不振は信用擴充の政策によつて輕減もし得るならん、と。併し乍ら、瑞典のニュー・デール成功に常に言及し、且又、永らくコレイン博士の財政政策を批評して來た社會主義者連でさへ

和蘭に於ける最近の情勢と政策

も、不思議にもその自らの計畫に對して半信半疑、決も半ばの如くに見ゆる。彼等は三箇年計畫の土木事業を提唱する。これは、年間二〇〇、〇〇〇、〇〇〇盾(即、約三、〇〇〇、〇〇〇磅)の經費を必要とし、ダイク、電話、電氣事業の助成促進、労働階級の住宅及道路等に對して直接には五〇、〇〇〇人、間接には二〇〇、〇〇〇人を使用することとなる。中流向住宅乃至は平割長屋に貸家札のかゝつてゐるものが、過剰生産のために今や一〇〇、〇〇〇人以上も及ぶ國に於て、費用を要する政府の住宅計畫を實行することは困難である。過去十箇年間に於て、和蘭の既往内閣は約一五〇、〇〇〇、〇〇〇磅を公共事業の爲に費消して來た。而して政府は今や、來る何年かの間五、〇〇〇乃至六、〇〇〇人の労働力を必要とするズイデル・ゼー(Suider Zee)の乾水事業(これはズイデル・ゼーを堰ききつて乾水し、海面よりは低い和蘭式の乾地を作る計畫であつて、一九三六年四月十七日のロンドン・タイムズにその計畫に對する報導が出てゐる。譯者)に従事してゐる。或は何か今一層別な仕事が出来たものかとも思へる。併し乍ら、これは九月二十六日以前に於て平價切下を不可避的なるものたらしめたに相違なき國家借入金額の増大を意味したものである。

當時は、コレイン博士が、佛蘭西及瑞西の範に倣つて和蘭に於ける金本位制の活動を停止せしめたのも、その當時に於てとさへも、決して氣樂な氣持にて之を實行し得たものではなかつた。他の有らゆる國が金本位制を拋棄したる時に於て、一國のみが金本位制に固著してゐることは不可能であつた。和蘭のその經濟政策に於ては、或意味に於て、二重主義が存在してゐるにも拘らず、和蘭は物價低減に對して最善の措置をとつた。而して又、農産品價格の急落を阻止せんと勉めつゝあつた。(和蘭の物價機構は逐次英國のそれに接近しつゝあつた。和蘭の織物工業は自己調整に

成功した。造船工業は建直に近づきつゝあつた。蘭領植民地に於ては完全なる均衡に到達しつゝあつた。蘭領植民地に於ては、平價切下後に於て物價が昂騰して土民の地位を危地に陥れるであらうといふことであつた。故に和蘭は斷然關稅を實質的に低減せしむるの措置に出でた。和蘭本國の農民は、その地位たるや極めて困難であつたものでさへも、通貨新標準によつて過剰利得にありつくことを許されてゐない。平價切下前總額一六〇、〇〇〇、〇〇〇盾に達してゐた對農業課稅は既に三二、〇〇〇、〇〇〇盾も引下げられた。これは平價切下額に約均衡する歩合である。

インフレーションの恐怖

和蘭に於て信じられてゐるところをもつてするに、再び一九二七―二九年當時の亞米利加を主導役とした世界的インフレーションに對する危険は巨大であるが、和蘭はその價格機構に對して斷固たる制裁の手を加へなくてはならないのである。諸他の理由もある中に、右に對する理由からして——和蘭式考方をもつてするならば——健全なる金融發展に對する殘存せる唯一の保證であるところの金ブロックの破壊は遺憾とされてゐる。即ち、世界の財政經濟的機構はスターリング・ドラー・パリテイの圭子に乗つてゐるといふことである。若しニューヨークに於けるスターリングが四・五〇弗に下落することありとすれば、自身義、佛蘭西及伊太利の如き國家の困難は不可測的に増大せしめられるであらう。若し、例へば、五・二五弗に昂騰するに至るならば、スターリング國は重大なる妨害を蒙るに至るであらう。これ即ち、和蘭が、少くとも、現下の問題として、有らゆる金融陣營外に残存せんと決心した所以のものである。尤もアムステルダムに於けるスターリング・レイトを九盾以下に下らぬ様に保持せんとする試みがなされるであらうと信じられてゐる。英國資本が和蘭に強硬に流入して投資を見出さんとすることによつて和蘭の爲替平衡基金をもつて

する強力なる干渉が必要であつた。

これが平價切下なる言葉が和蘭に於て不愉快なる響を持つ唯一の理由である。それは、獨逸に於けるマルクの崩壊の如くに、總國家的災厄の印象を與へるのである。更に、悪いことには、それは負債の放棄を意味する。而して放棄といふことは和蘭保守黨一派の政策に對して深刻なる影響を及ぼしてゐるところのカルヴィニストの良心にとつて嫌悪すべきものである。和蘭が西班牙と長期の抗争を始めた十六世紀以來暴政の力は不可避的にカルヴィニズムの巨岩に於て碎破されて來たのであつた。和蘭人に對して不撓不屈の、心に殆んど癡狂ともいふべき個人主義を注射したのはカルヴィニズムであつたのである。而して今以つて此精神の消えゆくやに見える徴候を認めぬのである。コレイン博士自身がすでに強力なるカルヴィニスティクな團體、即ち「反革命黨」の指揮者である。而して彼の傳統的生立、彼の深刻なる宗教的信念及彼の政治的諸聯繫とを考へ合はす時は、單に辛酸なる批評及不斷の反對のみならず、更に彼の同胞和蘭國民に對して、近時その例をみざる程の重大なる危機に當面せしむることをもつてしてさへも約契の神聖さを擁護するの擧に出でしめてもつて當然とするのである。

彼の主導中に於て、精神的、又政治的意味のカルヴィニズムに對する憧憬は成長しつつあるかの如くである。議會 (Chamber) に於ては彼の信奉者の總計二十八人は四個の黨派に分裂してゐる。二個の大政黨即ち、「反革命黨」(Revolutionary Party) 十四人) 及「キリスト教歴史黨」(Christian Historical Party) 十八人が内閣に代表されてゐる。彼等は、民主主義を擁護すること、即ち、故に個人の權利を擁護する最善の方法は政府の機能を再定義することにより、及選舉人及被選舉人間の新たな關係にありと考へるのである。彼等は自問する、——議會は十九世紀に於て行

政部に對して勝利を得たるをの當初に於て、すでに民主主義の原則に對して惡結果を及ぼすが如きことになる様に政府の仕事を阻害するが如き仕儀には立到らざりしや、而して現行の比例代表制度は國家全面の問題に關しては何等意に介することなき、地方の氣紛れ者連中に對して門戸を開放すること甚しきにはあらざるや、と。

比例代表制の不利

コレイン博士及同博士の先任者の下に於て、過去半世紀に亘り、國王の憲法上の特權に對する侵損は漸次緩和されて來た。政府の任事に對して今や拍車がかかれてゐる。而して内閣首班 (President of the Council of Ministers) の權限は逐次増大しつつあり、而して其職席たるや英國型の總理大臣の役席のそれになりつつある。コレイン博士は現行の比例代表の制度を修正する法案を議會に提出した。議會は該提案をもつて非立憲的なりといふ結論に到達した。コレイン博士は今や憲法修正案を提出した。五四以上の團體が前回の總選舉に於て戦ひ、而してその中の一五團體が現在の議會に代表されてゐる。是等一五團體の中で七團體は一人黨であつて、これは明に立法通過を容易化すといふよりも寧ろ之を阻止することが可能である譯である。これは議會制度をして蔑視する立場に導く傾向にある。

コレイン博士聲明中の最後の章句には次年度春の總選舉に對處する基礎を規定してゐる。彼は説明して謂つた、——主要なる點は問題は經濟問題にはなくて、敵は共に國家絶對主義をかつくコムニニズム及ナチズムに在りと。ナチズ黨はその力に於て、又勢力に於て増大して來た。一九三三年に於て同黨は六九、〇〇〇票を獲得した。一九三五年度の地方選舉に於ては同黨の票數は三九四、三八四票に上昇した。これは投票數の八%に相當する。コムニニストの票は四%である。ウトレヘトに本部を有する同黨はその黨首エム・ムッセルド (E. M. M. M. M.) の有らゆる命令に遵奉すべ



く誓つてゐる五〇、〇〇〇の會員を有するものなりと見積られてゐる。ロトマン・カソリック教はナチスの脅威をとることいと手厳しく、同教監督は有らゆるカソリック教徒をして同運動に参加し、乃至は如何なる方法に於てしても之を支持することを禁止するに立到つた。

カソリック黨は和蘭下院に於ける百名の議席の中に於て二八名の會員を擁して居り、和蘭に於ける最大の政黨ではあるが、しかし現下或種の困難に當面してゐる。同黨はコレイン博士の内閣に於て三名の代表を出して居り、同博士の平價切下政策を支持して來た。併し乍ら、同黨の會員及同黨の數多のリーダー等は Papal Encyclical Quadragesimo Anno の系列よりして糸をひかれて社會黨の信用擴充政策に對して同情を寄せてゐる。社會黨の者と等しく彼等も亦極度の平價切下は政治的極端論者を生むに立到るならんといふ議論に與する。一時は合同も可能なるかに見えもした。併し、それも今や問題にはならない様である。カソリック黨人は彼等の政敵は他國に於ける事件によつて映出されたる形の中より幻影を作り出し、もつて選舉人等をして舉げてエキスリミスト陣營に追込ましめんことも計り難いと杞憂してゐる。

マルクスに對する忠節

若し、和蘭の社會主義黨にして舊獨逸社會黨迄にも行かず、而して英國勞働黨の域を一步進めてゐたものとしたならば、カソリック黨及社會黨間の同盟は今日に於てさへも不可能にはあらざりしならんと思はれる。和蘭の社會黨首領連は緩健であつて、革新黨型に属しはするものゝ、同黨の綱領はマルクス主義イデオロギーの純粹なるもので書下されてゐる。而して同黨は今やその訴願を擴張せんと念じてはゐるものゝ、同黨はその如何とも致し難き階級闘争の

鐵則にしばられて動きのどれぬものとなつてゐる。同黨としてはフロン・ボビュレル中のコムニニストと協調して行くことを拒否するものゝ、フランス型に則ることは同黨をして全く面目なからしめるものである。故に、その歸結としては、和蘭に於ける最大の黨たるカソリック黨をして第一の黨にして、議會に二二名の議席を有する社會黨と諸他のプロテスタント及びリベラル等の諸團體等の間に於て右往左往して、現在の有らゆるカソリック教の權利及特權を支持する政府なり又政權なりを支持するの擧に出でゐる。

コレイン博士の仕事をして一層容易化するであらう經濟的改善なるものは外國貿易の増大によつてのみ完成せられ得るのである。故に、彼の國際的協調、特に民主主義的國家間との經濟的協調に對する新なる訴願たるや新たな重要性を帯びて來る。一方、和蘭政府が他の如何なる民主主義的國家にも優る程度に於てそのデフレイションの捻子を強硬に締めつけて來た飽き／＼した過去五箇年間を經過して來た後に於て、本稿の初頭に於て言及して來たところの普通の和蘭人なる者は、今や席捲してゐる政治的病魔の捕虜にならずにすんで來た。諸他の國家に於ては、デフレイン政策は屢機關銃の裂音と民主主義の崩壊に終つてしまつた。併し乍ら、恰も堰が北海の波を支へて、和蘭をして鹽水の下にあらしむるが如くに、個人主義に對する和蘭人の眞に宗教的信仰ともいふべき信仰は、外來のエキストリミズムの荒波を制止して和蘭の政治團體の上に洪波の侵入なきを得せしめたのであつた。

佛 國

新公債政策と獨立償還金庫の役割

ブルム内閣の立場と公債政策

一國の政治的、經濟的歸趨を知らんと欲せば先づその國の經濟の性質、容量に認識を置きこれに基き成立する政治的勢力の分野をきわめねばならない。又これにつき國際的制約は「凡ゆる國內問題に先行する」と迄言はれ、彼程ならずとも重大なる要因たる事を失はず、特に歴史上佛獨兩國の場合運命的、決定的と迄見えた。ブルムの諸前任者たちはドイツの敗戦の永遠なる固定化を策して種々なる工作を行ひ遂には自由主義者サローをして共産ソ聯邦と握手せしめたのである。

しかるにブルムはこの明白なる秘密を解き國際的制約より脱し極力國內問題調整に當らんとして先づ平和的外交政策をその登壇の劈頭宣言強調し、かくてその政治的立脚地たる民衆戦線内に佛國共産黨を包含するにも拘はらず佛獨相互援助條約は危機に直面して種々なる見解を切るヒトナリに對しても、スペインに於ける國民、人民兩戦線争亂に際しても有效なる發動を見ず、兩國の該條約に基く協働は今や絶望に近い。

一方ジメネーブとの往來も以前に比して閑散となり、事務的となつた事も國際的再認識に發したるものであつて、

以上平和的外交政策乃至「不干渉」は佛國の傳統的外交政策を改訂したといふよりも新たな一つの發展を遂げたものといふ事が出来よう。佛國は幸か不幸か世界的に「所有する」國家に數へられその資源英、米、蘇に比し極めて貧弱なるにも拘らず、自らも或程度の満足感を有し、最も重大なる事はその本國（廣義には北アフリカの一部を歐洲本國と併せかく觀念してゐる）を強大なる陸空軍備により、適切なる外交により防衛する事が從來の對外政策であつたのであるが、この傳統的外交政策の爲にブルムは從來の積極的にして多量の精力を必要としたる行き方を變へ國際的磨擦を及ぶ限り少くし、以て専ら國內問題の調整に當り内部強化を計らんとする方法を探つたものである。これはフオシス民族性から考へて、よりフオシスのな行き方であると云へない事は無いが、より重大なる契機は一九三〇年前後して各國民間に勃發したる經濟的大不況、混亂、階級分極化より佛國を救済せんとするにあつた。

最近佛國に於ける各階級分野については本誌に於て既述の如く、中産階級は次第にその貯蓄を奪はれて無産勤勞階級化し、中農はその土地を失ひて貧農化し、これに對し産業資本は益増大し強固なる組織を形成すると共に金融資本と緊急なる協働をなして從來比較的軟弱なりし地歩を固めたのであつたが、政治的勢力として産業資本は右翼諸政黨之を代表し、急進社會黨左翼、社會黨、共産黨は無産階級、貧農を代表してゐる。

ブルム内閣は一言にして言はゞ反資本家的内閣である。（佛國階級の分野、ブルム内閣の性格等については本誌第九號を参照ありし）その法理的基礎としては自由主義をとり、首相の宣言中にも屢々「自分は現在の社會秩序を改變する意思なく、現在の社會機構の中に於て自分の方針を進めて行くつもりである。」と宣べてはゐるが、これは、對内外政治的、心理的なる影響を顧慮しての用意が多分に包含せられ居る一方、右の自由主義的範圍内に於ける技術的改

新公債政策と獨立償還金庫の役割



革の餘地は佛國內に於て吾々が想像してゐる以上に多く存し、この宣言のみを以てして危惧する層は國民中に可成り多く存したのである。例へば佛蘭西銀行改組の如き當然の事と思はれず、文軍需品工場國營化の如きも、大戦前後今日に至る迄私營武器工場主が觀念的、政治的に諸國民を戦争へ押出すの冒險を敢て試みたかは周知の事であり、これ亦當然の事として首肯出来るのである。

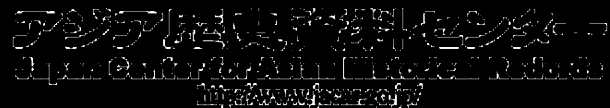
右は先進資本主義國たる佛國に於ける資本主義發生並びにその發達が後進國に比し國家的干渉より自由なりし事に出るものであつて、従つて資本に對する一般的統制迄には相當距離があつた。(資本の側に於けるそれ自身による結成は相當に進められたにせよ。)これに反して勞働側への分配の改訂はこの國に於ける社會思想の高度の發達が比較的その受付を容易ならしめた。

従つて該内閣政策中の重要部分を占むるものは社會政策、農業政策立法であつて、前者は勞働者の生活を過勞より、失業より保護したるものであり、後者にあつては農民を徒勞以上のものより救済したものであつたが、これらは恐惶期に於ける資本家的陳腐結成強化に對抗し得る爲勤勞階級に法律的立場を與へたるものと考へるならば、この限りに於て充分有意義なるものと見て可なりであらう。

かくの如くブルム政府の改革は跛行的なるものであり、生産分配間に於て均衡を得たるものでなかつたにせよ、國民多年の要望の一部を充足したるものであり、又これにしては民衆派なる多數黨に基く強固なる政府組織を以てして初めて可能であつたのである。しかし未だ資本主義の根本に觸れ得ざるこの程度の改革に對してもブルムは「資本を濫費せず生産力を落さす」の原則を顧慮する一方、國內的反對諸勢力についての懸念を持つた結果、ついにその足場

はあぶながじくなりその態度の不徹底は所々に現はれた。しがもがける不徹底なる部分的改良主義が國家的なる生産主義に抵觸し、國民消費生活に於ける貧困化、對外的バランスの破壊となり、國內の貧困と國際的孤立に立到らざらん事を思ふの危惧は早くも今回の平價切下に於ける諸處置に關し、又一方續發する勞働争議に於て現實化せんとしてゐる。

右につき切下に於ける諸處置を例にとりその不徹底なる一面を考察せんに、抑ブルム内閣の財政政策の出發はその政策一般と共に從來のデフレ政策を排し、生産部門に於ける經濟的活動を適當に調整せんとするリフレーション政策にあつたのであるが、一面國民大多數の恐るべきデヴァルエーションはこれを行はずと宣言する事再三に止らず、然る所一部國內産業資本及英米思惑筋の攻撃奏效し、ははかに法切下を餘儀せしめられ一部國民の不信を買つたのである。たしかに平價切下は民衆戦線内閣にとり苦がき益であつたに相違ない。併し、つかけに於て好むと好まざるに係らず、これを經濟的に充分利用し得べかりしにブルム内閣にあつてはこの機會を積極的に産業的景氣政策として利用しようともせず、佛蘭西銀行保有金の再評價による差額を爲替安定資金、公債償還等に當て三國協定による法の安定を以て一應満足するの消極的態度をとり、これに基き平價切下前必要とした五分の高金利を三分なる低利に引下げて金融の基調を立直したに止めたのである。否この際寧ろ政府に於て最も關心をもち、又持たざるを得なかつたのは切下による物價の騰貴であつたのであるが、政府は切下以前に於て既に「物價の不正なる上騰に關する法律」を八月十四日を以て可決し、又同日通過の命令を以て「關稅率を改正するの權限を政府に付與し、輸入税の引上を廢止する法律」を採用し、輸入關稅も一部一五%—二〇%なる引下が行はれ、クォータ制も廢止するに至つたが對外



法貨の減價と共に當然の歸結であり、又一面國內物價上騰の牽制策でもあつた。かゝる際に物價騰貴により産業上に活氣を興へ生産を高揚するといふよりも逆に騰貴牽制に出で、しかも大した効果を擧げ得ず、(物價は九月の八二(一九一四年一〇〇)より十月九一に上騰)尙平價切下による利得者に高率なる課税をなしたといふ事は資本家側との溝を深めたのである。さればその後にはける金準備の相對的增加、三國協定等法貨に對する氣丈材料は揃つてゐるのであるが、歐洲國際狀勢惡化、佛國內政治不安等を口實に最初期待された様な夥しい國內退藏金や外國逃避資本の生産面への還流も現はれず、歐洲にあつて久しく金融的に佛國の傘下にあつた數多小協商國迄が或者は政治的にドイツに走り、或者は金融的にイギリスに付いてしまつた。

假に綱領決定後具體的に政策を實行せんとするに當り採らるゝ方法に(一)は經濟的法則の命するまゝ經濟機構そのものの中に入つて經濟的動きの方向を變じ、その流れの分量を變更せんとするいはゞ間接的、技術的方法と、(二)は所謂自然的經濟法則に拘はらげ國家的目的の必要に應じ直接的に、法律的操作により許可、禁止、作爲、不作爲を命ずるいはゞ直接的、目的的方法の三ありとせば、この兩者は常に適當に組合よろしきを得る必要があるのであるが、ブルム政府に於ける壯大なる官僚組織にして、(佛國は大體官僚國なれどもこの國の官僚はつゞまじやかにして階級臍少きを稱せらる。)しかも議會過半数の支持を有する政府にしてブルジョア理財家の有したるが如き有機的調整方法なる半面を有せざるは一の弱身であり經濟政策實踐に對する確信も見えず、しかも本來その方針に徹せず一種の不安定を藏する事あるを見る。

資本主義經濟は利潤を根柢としてゐる以上資本が市場に歸還する爲には相當なる利益と安全が保證されねばならぬ。にも拘らず彼の社會立法や平價切下に於ける處置は資本の所謂「生産力」に懷疑を起さしめ(一方社會立法は勤勞者を利用する事大なりしにせよその後の平價切下はその逆を行つた)且つ種々なる脅威を興へた。又假に彼が従來の資本家的經濟法則に従つて有機的技術的處置を、産業政策を採り行ふにしても皆てのポアンカレに於けるが如き手腕もなければ、又彼自身の立場が許さない。

更に政府の立場の矛盾を増大せしめ行くものは財政政策である。一九三七年度豫算編成に當つてはラヴァル内閣の緊縮大統領令の撤廢及現政府の政策に基く經費の増大を如何に處理するか問題なのであるが、その租稅體系、租稅政策兩者に於て全く自由主義的觀念の上にあつてしかも技術的にはその最高限度に近く、勢ひ公債政策に於て資本家の任意的なる援助を要請する事多大である。

ブルムの政府は今や一の岐路に立つてゐる。豫算の均衡は何よりも退藏資本、海外逃避資本の佛國內市場還流に懸る所最も大なる事明白である。これらの資本は商取引の恢復に必要なのみならず歳入増加の爲にも、又公債政策遂行の爲にも資本の流を通過せしむる道を造ると同時にその力を加へる事が重大であるにも拘はらず今や望みは少い。(最近のニュースは對英借款困難、佛銀利率引上を報ず。)

右の中經常豫算に於ける數字は驚くべきものではないにしても大土木、國防費は之を臨時豫算に編入し一方附屬豫算中の鐵道缺損補填費を併せ一九〇億法はこれを公債を以て充當せんとするものである。即

國防費

八十五億法

新公債政策と獨立價還金庫の役割

大土木費

三十五億法

鐵道缺損補償費

七十億法

是に於て政府は財政相の屢々公言したる如く大藏證券發行（一般或は市中銀行の引受或は佛蘭西銀行の政府臨時貸上は依り）により賄ふ事が不可能であるにしてもこれが爲には資本家よりの任意の援助が必然的に要求される事となるであらう。

これが爲に財政相は貯蓄者を直接侵害する凡らゆる政策を排撃する事に努め、有價證券所得税を著しく引下げ、又記名式公債或は銀行寄託公債等の利子に對する一九三五年七月の大統領令に基く一〇%天引を廢止した。かゝる努力にも拘らず平價切下に關し短期取引人に對する課税や、今次の豫算決算中にある徵稅身許證明書の制定（會社或は個人より利子、配當、その他有價證券利得の支拂を受ける者は直接稅監督局發行の徵稅身許證明書を提示せざる限り支拂を受くる事を得ず）は一方に於て投資の意氣を沮喪せしめるものとして批難せられ、又株式會社積立金特別課稅の創設も種々なる意味に於て資本家側の排撃を受けてゐる。

かゝる狀勢に立つてこの尨大なる公債を消化せしめる事は難中の難といはれ、又それがブルム内閣の運命にかゝる處甚だ大といはねばならない。ブルムの運命は外交問題よりも内政問題よりも、今次の豫算（舊年十二月十九日四八九對一〇六を以て下院通過）その遂行經過及結果にあるといふべきである。

獨立償還金庫の役割

特別豫算に對する獨立償還金庫の援助

一九三七年豫算に於て現政府は大土木工事、武裝再建の爲臨時豫算を全部公債を以て賄ふ事となつたのであるが、右の中大土木計畫公債については軍事公債と同様一般國民の愛國心と公民的精神に依頼してこれを國防公債を募る外、獨立公債償還金庫の助力を要請し、右につき財政相は曰く「周知の如く種々なる整理債發行に際し、國庫は償還金庫が發行したる證券や手形を引受け、その結果該金庫の負債の少からざる部分が國家ラント公債の形で現存してゐる。それでこの際政府は該金庫に對しその本然の姿にかへり、國庫に償還する爲借入をなさん事を提議する。要するに該金庫の國庫に對する債務を一般に振替へる事なのである」と。一九三七年、一九三八年に國防證券約九十億法をば六分乃至五分のラント公債に借換をなし安定せしめ、これを更に一九三三年四五分利ラント公債に書換へた。かくして償還金庫管理の流動公債の一部を肩換りした國庫當局に對し、其後償還金庫は一定の年賦金を支出してゐたのである。この肩換りの九十億法（或は更に減じてゐるかも知れないが詳細不明）を臨時豫算中の大土木費に充當しようとする爲に償還金庫をして彼自ら新公債を發行せしめようとする計畫であるが、本年度に於て右の大土木の財政的實現に迄果して該金庫により資金を受入れる事が出来るか如何か、殊に前述の如き資本家側の態度もあり、かゝる巨額が消化される爲には資本市場に於ける種々なる條件を考慮せねばならず、又該金庫側にすれば國庫當局への利拂年賦金以下の利率を以て借款が出来るか如何か問題であるだらう。むしろこゝに反對の事情あり、この借款は相當ある負擔を意味するであらう。

獨立償還金庫が他の用途に利用出来ない理由

新公債政策と獨立償還金庫の役割

かくして政府は獨立金庫に對し大きな期待を持つてゐるのであるが、この外新恩給金庫についても政府はその助力を要請してゐる。こゝにその能力とこれに加へて該金庫が期待するが如く國家に寄與出来るか如何かを検討する事にしよう。

該金庫が無限なる財源を有してゐると考へるのは誤謬である。彼は年々の契約償還を遂行、經常收入と義務的支出間の餘裕は相當に狭まりて行く、そして現在では約五億法以下であるにすぎない。これは年々流動公債二百六十億法を償還した上の事であつてその甚だ相對的に僅少ななる事が知られるのである。公債管理上その利子の重壓が $\frac{1}{2}$ の變更があつたにしても年々一億三千万法の利拂が増加し、若しそれ證券償還が増加したる時を思へば必ずしも餘裕あるものとは考へられない。

若しそれ償還金庫が一九三五年度にブルスに於て六億法以上のラント公債買戻をしたとしても、又一九三六年度に於けるが如く任意なる償還を行つたり、その發行した該金庫證券以上の證券約十億法を償還したにせよ、これらは明かに該金庫に於て以前より蓄積されてゐた豫備金によるものといはねばならない。

今日尙該金庫は佛蘭西銀行に於て約十八億法の預金あり、一部國庫に預入の分も併せて約三十億法に上らんとするが、該金庫はこれら豫備金を如何様にも處分する事は出来ないで、これは不時の際に於ける保證であり、然らざる際には公債市場操縦資金たるべきものである。

契約償還と任意償還

契約償還は義務的性質を有し、これが停止又は禁止は重大なる意味を有する。而してこの契約償還は三十億法以上

なる事を要するものであつてこれは經常的負擔である。この外公債利拂は該金庫に於てこれを擔當し能はずとするならば一般豫算に於てこれを支出する事を要する。結局豫算上の收入の不充分さが償還高を超過する限りに於てのみ赤字が現はれると考へるのは誤であつて、この問題に關しては他の財政主要問題に於けるが如き英國のそれを輕率に對比すれば誤解を生ずる。英國に於て豫算收入不足の理由により公債の償却操作を停止或は制限してゐるがこれは契約(義務的)償還に關するものではなくて任意的償還に係るものであるから毫も變則ではない。任意償還は豫算外の要之事情如何ともあれ該局の剩餘金にして、豫備金にしてこれを政府が流用する事は不可である。

憲法的規定

加之一九三六年八月十一日憲法單行法律は該金庫の自治の憲法的性質を規定してゐる外タボコ專賣益金、第一次所有權移轉税の臨時補完稅收入、相続稅、獻納金等々の歸屬を明規してゐる。従つて何人も憲法を改正する事なくして右の自治を侵し、その收入を他の用に引出し、該金庫收入にして五十四億六百万法(これは一九二七年度に於ける上記項目よりの實收入)を割つた時には不足分丈補充する事を免れ得ない。(憲法改正に際しては國民會議を召集しなければならぬ)さて一九三三年度以來該金庫の收入は正しくいへば前記の數字に五千万法不足してをり昨年(一九三三)に於ては一億二千九百万法に達してゐる。これが一年前來辦寸專賣を該金庫に歸屬せしめた所以である。これを以てしても一九三六年の不足を無くする事の出来ない事は確かである。

今日迄の所は該金庫創立以來タボコ專賣收入に基き積立てを行つた豫備金を以て收支差額を補充して行く事が出来たが、これが涸竭を見た時には憲法により規定されたる支出を一般豫算面に記入する事により解決せねばならぬに至



るだらう。

以上の外該金庫の収入を他に流用し得ないより大なる理由がある。それは法律が規定したる活動範囲内に於てその擔當事項を執行するの外、一般豫算に参加する事を許されてゐない。周知の如くこれはタバコ、燐寸專賣行政を考慮外に置けば國防公債管理、公債償還之である。

以上事實上資金上の制約や法律的制約により何人と雖も、如何に強力なるものであつても容易に該金庫を他の用に用ふる事不可能である事が分明した。

何故に獨立償還金庫は恩給金庫管理を執行し得ないか。

政府で今回獨立償還金庫に對し要求してゐるものには創設せんと計畫してゐる恩給金庫の管理がある。恩給金庫は退役軍人、同遺族に對する終身年金を給付する爲のものであつて、政府は年々該金庫に對し一定の年賦金を支出するのであるが右恩給の性質よりしてその給付額は年を追つて遞減するを常とし、政府も之を見越してゐる。然るにこれに對する政府の年賦金支出額は一定してをり、創初當初に於ける年賦金額は給付全額を遙かに下廻り、後年度に於ては却つて年賦金額は給付全額を超過する事になるので、に恩給金庫を創設し、初年度給付不足額はこれを後年度超過額を以て充當する建前に於て恩給金庫は初年度に於て公債を發行しなければならぬ。

この方法は一九三六年度初頭アンリ・ロア氏主宰の委員會にかけられたが、ロア氏の研究によれば該恩給金庫存続必要期間五十年と見、この間公債平均利率を四・五と見たる時豫算より支出の年賦金は諸種の關係を考慮して四十八億法と押へたとすれば初年度恩給給付額約六十五億法に比し約十七億法の開きありと算定した。こゝに於てこの周期

的なる赤字が國家財政の一部に現はれる事になるのであるが、この重い擔保は資本市場や國債に對する壓力となるであらう。この點については種々な形で變慮されてゐる。

一方獨立償還金庫はその名の示す通り公債償還機關であつて借款機關に變質する事は出来ぬ。該機關に於て年々(一九五五年迄)最高二十億法の公債を新たに(恩給金庫)の爲に發行するといつた約束が成立したとすると、該機關は最初規定された役割とは異つた、否むしろその使命に反する操作を行ふに至り、尙且該金庫自身の信用を傷ける外、その責任下にある流動公債の安定を破り、結局國家財政や幣制にとり重大なる危機を醸す事となり終るであらう。そこで獨立償還金庫の理事會が財政相に對し「新恩給金庫に對しては全然別個監理の下に置き、且その豫算及會計も亦同様全然區別するを條件にして、單に技術的援助を與ふるに止め、その第一歩として「恩給金庫の計算に於ける公債の發行を該獨立償還金庫に於て引受ける事に致し度」を答申した事は尤もなる事と考へられる。

その上該金庫は創設後本來の契約償還の外に種々なる契約をむすび、次第にその負擔を重くして行き、最近には本年度に於て更に國庫との間に新契約をむすんだ。それは小麦市場を健全ならしむる爲で發行せられた公債の償還を引受けた事である。そこで償還金庫が新恩給金庫に對し技術的援助でも承諾したる事についてもこれ丈で充分に諒としなければならぬものがあるであらう。

(元)



一九三七年度成立會計法に於ける主なる規定概略左の如し。

- 一九三五年七月十六日付緊急命令を以て規定せられたる記名式ラント公債並びに國庫證券に對する一〇%の控除徴収は自然人の所有にかゝるものに限りこれを廢す。
無記名式のものについては自然人の所有にかゝり公認寄託機關に於て六箇月以上寄託されざるものに限りこれを廢止す。寄託を受けたる右公認機關はその都度登記局並びに直稅司にこの旨通告する事とす。(一九三七年度會計法第五十四條)
- 一九三六年十二月十六日付命令適用により發行せられたる國庫證券三・五〇%に應募する爲在外正金を本國へ送還せんとする者は他の種々なる財政法による處罰を免ぜらるべし。但し申込期日が行政的司法的手續開始以前たる事を要す。(第五十五條)
- 一九三七年度國庫證券發行最高限度を二百億法とす。又財政相は一九三六年十月一日付法律 同十二月三日付協定適用により不動產銀行よりの貸上金に對し公債或ひは國庫證券を以て償還に充つ。(第五十六條)
- 鐵道證券發行六十三億七千五百萬法、その主なるものは一九三五年年度損失補償四十五億法なり。(第一〇一條)
- 電化費用償還資金、一九三七年一月一日以降電化計畫による縣市町村の負擔を輕減する爲償還資金を設定す。一九三七年度以降年々低壓電氣配給収入課稅約七千萬法を以てこれに充つ。(第一〇八條)
- 新恩給金庫の財源は (一)恩給省豫算よりの支出年賦四十五億法、(二)最長二箇年の特別短期公債(獨立償還金庫がこの募集拂込事務を取扱ふ)、(三)公債以外の附屬財源收入(これについては一九三七年中に法律案作成)、(四)以上の財源が該金庫の費用に不足する時は第一項に於ける歳費の増加を考究する。(第一一五條)
- 空軍豫算支出十四億二千百萬法、その内訳は (一)航空學研究費一億三千萬法、(二)航空機製造費(軍用機七億一千三百五十萬法、軍用機にあらざるもの六百萬法、機材二億八千二百五十萬法、工業動員費八千二百五十萬法)、(三)土木設備費三億七百五十萬法、(四)火藥局に對する空軍負擔三百五十萬法。(第一四〇條)
- 新相続稅率は親等、遺兒數、その他の關係を考慮し遺產最低五千法迄にして三遺兒以上のものに對する二%より果進的に一億五千萬法以上にして四等親以上他人に對する八%迄を規定す。等々

獨逸

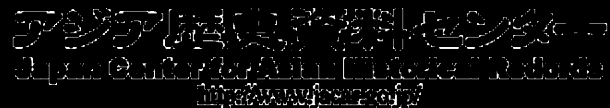
ナチス農業政策概観

はしがき

一九三三年一月三十日ナチス黨は十四年間の苦闘が報いられて、獨逸國の政權を握ることを得た。新宰相アドルフ・ヒットラーは二月一日、農民貧困の克服と失業の擊退を、向後四箇年間に實現すべしと國民に向つて宣明した。之は具體的内容を示さず、計畫の單なる聲明に過ぎなかつた。之をフランクフルターツァイトングは、「計畫でなくして檄文である」と言ひ、フオアウツルツは「ソ聯の五箇年計畫の精神的借款」と評した。

ヒットラー政府はその後、四箇年計畫の實現に努力した。併し獨逸の四箇年計畫の實施は、ソ聯の五箇年計畫の如く、計畫的には爲されなかつた。該四箇年計畫は本來ならば、一九三三年の二月一日に發表、そして實施された次第であるから、一九三七年の二月末日に終る譯だが、その邊の考へ方も極めて大雑把であつて、昨年九月九日ニュルンベルグの黨大會に於て、總統ヒットラーは早くも四箇年計畫について總決算的報告をなした。そして總統によりて矢繼早に原料と食糧の自給自足を目的とする第二次四箇年計畫が發表された。

第一次四箇年計畫の目標の一つは、農民の貧困の克服に在つた。又第二次四箇年計畫に於ては、食糧の自給自足を



目的の一つとしてゐる。ヒットラー政府又はナチス黨にとりて、農業問題が重要國策の一つである事は、如上の事實より看取することが出来る。

ナチス黨は本来農業問題に關し如何なる政綱を有し、一九三三年の政權掌握以後如何なる政策を實行し、又第二次四箇年計畫に於て何を目的とするか、等に付いてこれより論述するであらう。

一、ナチスの農業根本方針

ナチス政綱と農業問題

一九一九年に結成したるナチス黨、正しく言へば國民社會主義獨逸労働黨(NSDAP)は、一九二〇年二月二十五日、ミュンヘンの黨大會に於て、二十五條より成る政綱を發表した。一九三六年五月二十二日のナチス黨總會に於て『右政綱は不變のものなり』との決議が可決、斯くして該政綱は確定不變のものとなつた。このナチス綱領の十七には次の如く規定してある。

『十七、吾人は國民的要望に適合せる土地改革、一般的利益を目的とする土地の無償收用に關する法律の制定、地代の廢止及び一切の土地投機の防遏を要求す。』(17. Wir fordern eine unseren nationalen Bedürfnissen angepasste Bodenreform, Schaffung eines Gesetzes zur unentgeltlichen Erteilung von Boden für gemeinnützige Zwecke, Abschaffung des Bodenzins und Verhinderung jeder Bodenspekulation.)

右の文の Bodenreform なる文字を、佛人アレキサンデル・ティルマン (Alexandre Tillmann) は、その著書第三帝國

の『經濟的社會的機構』(L'Organisation économique et sociale du IIIe Reich) に於て、réforme agraire (農業改革) とミラリス語に譯してゐる。要するにこの第十七はナチス綱領中農業に直接關係ある唯一の規定である。茲に存する無償收用といふことが、その後農業團體間にて非常に矢張り問題となつた。そこで一九二八年四月十三日附にてヒットラーの署名せる註釋が發表された。『黨は私有財産制の基礎の上に立つが故に、無償收用云々と規定したるは、不法なる方法によりて獲得せる土地、又は國民の福利に適せざるやう管理さるゝ土地を、必要に應じ法律により收用する事に過ぎぬ。従つて主として猶太人の土地投機會社に關するものである。』

ナチス政綱の起草者ゴットフリード・ラウエグア (Gottfried Raue) は宣傳用の爲に、具體的綱領私案を作つて發表してゐるが、『經濟政策の原則』として左の如く規定し居ることに注意するを要する。

『十二、經濟生活の全領域に於て、從て農業に於ても亦、小中及び大經營の健全なる混合を維持するを要す。』(12. Die gesunde Mischung von Klein-, Mittel- und Grossbetrieben auf allen Gebieten des wirtschaftlichen Lebens, also auch in der Landwirtschaft, bleibt aufrechterhalten.)

併しナチスの農業に關する根本方針は、これで十分瞭らかだとは言へない。それ故つゞいて一九三〇年のナチスの農業綱領について述べるであらう。

ナチスの農業綱領

一九三〇年三月六日ナチス黨はミュンヘンに於て農業綱領を發表した。この綱領は正確に言へば『農民及び農業に關するナチス黨の宣言』(Parteiländische Kundgebung über die Stellung der NSDAP zum Landvolk und zur Landwirtschaft)



schaft である。その第一節は「農民及び農業の獨逸國民に對する重要性」(Bedeutung des Landvolkes und der Landwirtschaft für das deutsche Volk)と題し、農民と農業の重要性を強調してゐるが、その大要を述べれば次の如くである。獨逸國民は外國の食糧品を輸入しこれにより主として生命を維持してゐる。大戦前は工業的輸出、商業、在外投資等の諸収入によりこの食糧品の輸入を決済し得た。然るに今やこの方法は戦敗の結果不可能になつた。今は食糧品の輸入を主として外國からの借金で支拂ふてゐる。その結果獨逸國民は國際的債權金融團の奴隷に漸次墮してゐる。現在の状態がつけば獨逸國民の財産は益々債權金融團によつて奪ひ去られて行く……この奴隷化からの解放は、獨逸國民が自己の土地から食糧を生産する事によりのみ可能である。それ故國內農業の生産増加は獨逸國民にとりて死活の問題となつた。農民が經濟的に健全で購買力を有して居れば、外國より國內の市場に追ひ詰められつゝある工業品の賣捌には甚だ都合が良くなる。農民は國民的健康の主要維持者であり、國民の若返りの泉であり、又國防の根幹たるものである。生産能力の優れたる且つ總人口の増加に比例し人數の大なる農民階級の維持は、現在のみならず過去に於ても、全國民の幸福を意味するを以て、ナチス政策の大黒柱だと謂はねばならぬ。

第二節は「現在の獨逸國內に於ける農民階級の蔑視と農業の輕視」(Missachtung des Bauernstandes und Verachtung der Landwirtschaft in gegenwärtigen deutschen Staat)と題してその大意を紹介すれば次の如くである。農民階級の經濟的意義を重視せず、又増大してゐる農業生産力の要求に背いて、經濟的に健全な農民階級を維持すること、此事が甚しく脅かされてゐる。債務のために必要な資金が缺乏し、又報いらるゝところ少いため努力心が減退し、その結果農業生産の増加が妨げられつゝある。農業収益が斯くの如く不十分である原因を言へば、(一)農

民の租税負擔の過重なる事、(二)農業保護關稅の不十分なるため外國農産物との競争の激甚なる事、(三)生産者と消費者との間に介在する卸賣商人が暴利を貪る事、(四)猶太人コンツェルンより買入れる人肥及び電力の法外に高價なる事である。

第三節は「吾人の企圖する將來の國家に於ては獨逸的土地法が通用し且つ獨逸的土地政策が實施されるゝを要す」(Wir dem von uns erstrebten zukünftigen Reich soll deutsches Bodenrecht gelten und deutsche Bodenpolitik geübt werden)と題してゐる。その要旨は次の如くである。

獨逸國が議會的民主主義制の下に於て、國際的金融諸侯に支配さるゝ限り、農民の窮狀の徹底的改善と農業の復興とは望み得ない。吾人の企圖する新獨逸國家に於て初めて、農民と農業はその眞價に値ひする尊敬を、受くるに至るであらう。將來のこの獨逸國に於て、獨逸的土地法が實施され、又獨逸的土地政策が行はるゝを要する。それには次の如き要求が伴ふのである。

1. 獨逸國民の所有し防禦する獨逸の土地は、全國民の居住と生命維持とに役立つを要す。土地の所有者はその趣旨に従つて土地を管理せねばならぬ。
2. 獨逸國民同胞のみが獨逸の土地の所有者たり得る。
3. 獨逸國民同胞が合法的に取得した土地をば相續財産と認める。但しこの土地は所有者の爲のみでなく、國民全體の福利の爲にも、役立てられねばならぬ。
4. 獨逸の土地は金融的投機の對象又は不勞所得の源泉となることを得ぬ。自ら耕作せんとする者のみが、嗣後土



- 地を取得し得る。従つて一切の土地の賣買の際、國家は先買權を有してゐる。土地を民間の金融業者の擔保に供することを禁ずる。農業に必要な資金は農業組合又は國家から有利な條件で貸與せらるる。
- 5. 所有者は土地利用の代償として國家に税を納める義務がある。この土地収益税のみを徴收し、農地及び經營から、これ以外の國税を徴收しない。
- 6. 農業經營の大小について、何等形式的な規定を設けない。生活能力ある小・中農民の多數存在することは、何よりも人口政策の見地から重要だ。併し大規模經營者も、小・中農民と相並んで、必要な特別任務を有してゐるから、後者と健全な關係を保つ限り存在理由を有する。
- 7. 土地の相続は一人相続制とし、土地所有の細分と經營の債務加重を避けるやうにせねばならぬ。
- 8. 國家は適當な補償を供し、左記の土地につき、收用權を有してゐる。
 - (イ) 獨逸國民同胞の所有に非ざる土地
 - (ロ) 所有者の無責任な經濟的でない經營のため最早國民の給養に役立たずと判定された土地
 - (ハ) 自由なる農民階級の國內移住のために收用する所有者自身に經營されざる大土地の一部
 - (ニ) 特別なる國家の目的(例へば交通施設、國防)のため必要なる土地
 - (ホ) 處分可能となる土地に對し、國內移住を行ふこと、これは國家の任務である。國內移住者に對しては、生存可能なる經營をなし得る發端的條件の目的にて、土地を世襲地として分與せねばならぬ。移住者は國籍並に職業上の適性を審査して選出される。何よりも重要な事は東部國境地方の移住である。併しその移住は農民經濟

の創設のみを以てしては十分たり得ぬ。購買力ある地方都市の發展と關聯せしめて移住を行ひ始めて満足な結果が得られる。増殖しつつある獨逸國民のために、食糧供給地並移住地を大規模に獲得する事、これは獨逸外交政策の任務に外ならない。

第四章は「農民階級は經濟的並に文化的に向上せしめらるゝを要求す」(Der Bauernstand soll wirtschaftlich und kulturell gehoben werden) といふ要旨を述べた如くである。

- 國家は農民階級の全國民に對する重要性を認め、農民階級の經濟的並文化的向上を助成し、離村の主要原因を除去せねばならぬ。
- 1. 先づ農民の重層的困窮状態を、租税軽減其他の方法により緩和するを要す。戦前の状態に貸金の利子を引下げ、又高利貸を嚴重に取締りて、農民の此後の債務増加を、極力喰ひ止めねばならぬ。
- 2. 國家は現在報いられざる状態に在る農業を、再び報いらるゝものにせねばならぬ。國內の農業生産は關稅、輸入統制及び國民教育によつて保護する必要がある。農産物の價格は投機の対象たらしめず、又農民が卸賣商人に搾取されるゝ事を防止せねばならぬ。農産物の卸賣を農業組合をして行はしむることに努めなければならぬ。
- 3. 職業身分的團體は、農業生産費を低下せしめて、生産増加を計るを要す。その任務遂行に際し農業團體は國家より大なる援助が與へらるゝ。殊に國家は人肥及び電力の低廉化に大に努めねばならぬ。
- 4. 職業身分的團體は農業労働者の團體を、社會的に正常なる労働契約によりて、農民職業協同體の一員たらしめねばならぬ。勤勉なる農業労働者には移住民になる出世の機會が與へられねばならぬ。農業労働者の住居改善

と賃銀引上は、全農業状態の改善に伴つて、迅速且つ確實に實現さるゝのである。

4. 農民階級の國民に對する重要性は、専門的教育を必要とし、又農業文化の復興を必要とする。

最後に第五節は「職業身分的經濟團體は農民階級を徹底的に救助し得ず、ナチス黨の政治的獨逸自由運動のみが、これを能くする」(Berufständische Wirtschafts-Organisationen können dem Bauernstand nicht durchgreifend helfen, sondern nur die politische deutsche Freiheitsbewegung der NSDAP)と題するもので、考へやうによつては議論も存するであらうが、その内容は題目の示すとほりなるを以て省略したい。

一九三〇年三月六日の農業綱領はワルター・ダレ(Walter Darle)の起草にかゝる。彼は三年の後即ち一九三三年六月にフーゲベルグに代つて農相に任命された。ナチスの農業政策の根本方針を知るのに、右の農業綱領は最も有力な資料であるから、能ふかぎり詳しく紹介した次第である。

ナチスの政府は政權掌握以後、この根本方針に基いて、如何なる政策を行ふたか、それについて述べなければならぬ。

一、ヒットラー政府の農業政策

二月一日の内閣宣言書

ヒットラー政府は組閣後二百日、即ち一九三三年二月一日議會に解散を命じ、また同日政府の名に於て、長い宣言書を發表した。第三章より成つてゐるが、第二章の中には次の如くある。

『政府は放肆なる本能を排して、國民主義的規律を再び以前の如く、吾人の生活の羅針盤たらしむるであらう。國民の生活力を保證する凡ての施設に一層留意し、而して二つの四箇年計畫によつて國民經濟改造の大事を遂行する考である。その一は國民生活の源泉であり、延いては生存の基礎である農村の救済、他の一つは失業問題の徹底的且廣範圍の解決による労働者の救済である。かの「十一月諸黨」は十四年間に、獨逸の農民階級を破滅に瀕せしめ、數百萬の失業者の群を造つた。新政府は鐵石の如き決斷力と不屈不撓の忍耐とを以て次の如き計畫を遂行するであらう。即ち四箇年間に、獨逸農村はその困窮より救はれ、失業は根本的に克服さるべきである。この事は同時に産業一般の繁榮の基礎とならねばならぬ。』

これによりてヒットラー内閣は、政權掌握の當初よりして、農民救済の熱意を有せしこと、實に明白だと謂はなければならぬ。同年の三月二十三日ヒットラーは、議會に於て經濟政策についての演説にて、農村救済に言及して次の如く言つてゐる。『獨逸農民の救済は何事を差置いても實行されねばならぬ。農民經濟の收支が償ふに至ることは、同時に獨逸の工業、國內商業及び對外貿易の第一條件である。獨逸農民の社會的均衡力なかりせば、獨逸全土は共產黨の跳梁に委ねられ、従つて獨逸總經濟が破滅するに至つたであらう。』同年の十月二日にヒットラーは、『獨逸農民の破滅は獨逸國民の破滅となる』と言ひ、同一趣旨を繰返へして演説してゐる。ナチス政府が經濟政策の重點を、農業方面に置くことは、益々明瞭なることを知るに足る。

農相の更迭

ヒットラー内閣に農相として入閣したるはアルフレッド・フーゲンベルグであつた。彼は舊國權黨の首領であつ

て、ナチス黨員に非ざる入閣者の一人であつた。彼は農相にして經濟相を兼ね、國策遂行上極めて重要な地位にあつたが、組閣早々のことではあつたのみでなく、ナチス黨外の入閣者であつた爲に、農業政策の主管者として、餘り大なる功績を残すことなくして、半歳の後即ち六月二十七日に内閣を去つた。フーゲンベルグの後を襲へるは、ナチス農業綱領の起草者、三十九歳のワルター・ダレであつた。

ダレ農相は生粋の國粹主義者で、ナチス精神を徹底的に、體得してゐる人物である。彼はナチス國家に於ける農民の役目をよく知つてゐる。彼には『北方人種の生命源泉としての農民』、Bauerntum als Lebensquelle der nordischen Rassen、『血と土からの新貴族』、Neudiel aus Blut und Boden、『農民階級の再生のために』、Zur Wiedergeburt des Bauerntums、等の著述がある。彼の思想は書名にも暗示されてゐるが、「血と土からの新貴族」の意味につき、一言説明を加ふるの必要があらう。即ち獨逸の農民は、純粹ゲルマン種族の血を享け、また土地と深く結合せる、獨逸の新しき貴族として、國民更生の重大時期に臨み、歴史的意義ある國民的使命を、遂行すべしと言ふのである。要するに「血統と土地」は、獨逸の國粹保存政策の基調であり、又農村政策の基調であつて、この觀念は獨逸人の心の奥底に植え付けられてゐる。

ヒットラー内閣出現前の農村窮乏状態

ナチス政權獲得以前即ち一九二五年より一九三二年迄の、獨逸農村の經濟状態を見るに、逐年形勢は悪化し正に破滅に瀕してゐた。農業債務に關する統計を見れば一目瞭然であらう。

年	農業負債(單位百萬國幣)
一九二五年	八〇,三三三
一九二七年	九,八八四
一九二八年	一〇,八三一
一九二九年	一一,三九三
一九三〇年	一一,六三〇
一九三一年	一一,七六五
一九三二年	一一,四三五

一九三二年度は前年度に比し、三億五千百萬國幣減少してゐるが、尙百十四億以上の負債があつた。そしてその利子丈にでも、同年末の利率によつて算出すると、五億六千八百萬國幣の巨額に達した。東部獨逸に於ては一ヘクタールに付き負債は六百九十一國幣、土地の價格の七割に相當するであつた。また農産物の總賣上高を見るに、一九三二年には約百三億であつたが、一九三三年には六十億に大減してゐる。小作料の滞納も、東プロシヤに於いては、一九三〇年には十二萬國幣であつたが、一九三二年には五百十萬に激増してゐる。農村の經濟状態が如何に悲惨であつたか察し得られるのである。

ナチス政府が農村救済のために、如何なる方策を採つたかと言ふに、農業差押保護と農業債務整理とに分かれてゐるから、それについて簡単に説明するであらう。

農業差押保護

一九三二年十二月八日附を以て、ブリュニング内閣は緊急令を公布し、差押に對して一定の保護を加へた。ヒット

ラア政府は政權掌握の十四日後、即ち一九三三年二月十四日附にて、農業差押保護に關する大統領令(Verordnung des Reichspräsidenten über den landwirtschaftlichen Vollstreckungsschutz)を公布し、保護の適用範圍を大いに擴大し、全國の凡ての農地と附屬地に、效力を及ぼすこととした。これまでは一定の條件の下に、債務者の申出により差押が猶豫されてゐたが、爾今農業地、林業地、園藝用地に對する差押は、一九三三年十月三十一日まで停止し、たゞ一定の條件を具備する場合、債権者の申出により差押を許すことにした。此外、農業經營に屬する動産に對しても、原則的には一九三三年十月末まで差押を停止した。斯くて動産並不動産に對して、或る時期まで差押が停止するに至つたが、その結果債権者たる中小商工業者の蒙る打撃は大であつた。中小商工業者間に猛烈な反對運動が起つた。そこで政府は二月二十一日の閣議に於て、差押停止による損失填補のため、今後五箇年間に千五百萬國庫を支出し、債権者を保護することに決した。

農業債務整理

差押の保護は農業債務整理の前提であつた。即ち差押保護の大統領令について、同年の六月一日を以て、農業債務關係調整法(Gesetz zur Regelung der landwirtschaftlichen Schuldverhältnisse)公布され、同月十五日より實施する事になつた。該法律の實施に關しては幾多の施行命令(Verordnungen zur Durchführung der landwirtschaftlichen Schuldengesetze)が公布になつてゐる。

債務關係調整法は全七章百六條より成る龐大な法律である。その内容を極めて簡単に述べれば次の如くである。土地所有者が自己の力によつて、債務を償却すること不可能の場合、債務の整理を裁判所に申請できる。裁判所によつ

て行はるゝ整理は、次の如く種々に分けて規定してある。

差押によらざる農業債務の整理は次の如くなつてゐる。(イ)金融恐慌のありし一九三三年七月十三日以前の債務で、確實な抵當により保證されざる債権は、利子を四五%に引下げられる。又償還請求告知債権は、告知權なき債権に變じて、元本の償還は〇・五乃至五%となつてゐる。(ロ)一九三三年七月十三日以後の債権は、一定の期間内に支拂請求のなき場合、前項の規定が適用されることになる。その請求あつた場合には、元本を二〇乃至二〇%に切下げ、五%以下の利子を附し、元利は債務整理所によつて支拂れる。(ハ)一九三三年三月三十一日以後の勞賃並に俸給の債権、及び手工業者並に給付者の債権は、債権者の請求なくも現金にて支拂はる。元本の切下には債権者の同意を必要とする。

差押による債務整理の場合には、(イ)確實な抵當により保證される債権の元本は切引げず、(ロ)その他の債権は元本を半分に切下げる事になつてゐる。

政府は債務整理の機關として、前に一言したる「債務整理所」を設置し、なほ債務整理の目的のため國庫より、三億國庫支出せらるる筈である。

收穫感謝祭・生産戰其他

ナチスの第三帝國時代になつて、新にいろ／＼な祭日が設けられた。五月二日の國民的勞働祭がそれである。農業關係に於ては收穫感謝祭を擧げること忘れてはならぬ。收穫感謝祭(Dankfest)は毎年九月の下旬に行はれる。農相ダレはこの感謝祭について次の如く述べてゐる。

『收穫感謝祭は農民階級に對する國民の信任の表明である。これは獨逸の農民デーである、この日は凡ゆる職業國民の凡ゆる階級、換言せば獨逸全國民が、獨逸の農民を祝福するのである。』

ナチスの指導者は種々のスローガンを造り、民衆を指導し行くことが巧みである。曰く勞働戦(Arbeitskampf)曰く生産戦(Produktionskampf)等いづれも然らざるはなし。農業の生産戦について茲に一言するであらう。ナチス政府は後述する如く、農業市場統制の方法によりて、農民の生活に保證を與へた。先づ農民の生活に保證を與へ、その次に著手したのは、土地收穫を増大することであつた。即ち生産戦のスローガンを掲げ、新に専門農民(Fachmann)の制度を設け、百年一日の如く蓄積を墨守する農民に、農業に關する最新の知識と技術を授け、農業生産の増大に努めた。斯くして農産物の輸入を最小限度に制限すべく必死の努力をつゞけてゐる。

農相ダレの郷里ナツァウに於て、彼の就任せる一九三三年の終に、農民に對する感謝の記念碑が建てられた。農相はこの序幕式に列するため錦を飾つて歸省した。そして彼は郷里の支部大會に臨み、郷黨人の前で誇らしげに叫んだ。

『最近矢繼草に次から次へ重要法令を公布した。曰く九月十三日附の食糧生産協同團法、九月二十六日附の穀物價格保證法、曰く九月二十九日附の世襲農場法である。斯くて僅か二週間の内に、大事業の生業は完成された。之等の重要法律の施行規定その他は追々に公布せらるゝ。』

九月十三日附の食糧生産協同團法と言ふのは正確に言へば「食糧生産協同團の暫定的結成及び農産物の市場並價格統制處置に關する法律」(Gesetz über den vorläufigen Aufbau des Reichsnährstandes und Massnahmen zur Markt- und

Preisregelung für landwirtschaftliche Erzeugnisse)である。この食糧生産協同團法と世襲農場法(Reichserbhofgesetz)は、ナチスの農業立法のいはゞ金字塔である。この兩法律の内容についてこれより説かなければならぬ。

三、食糧生産協同團法

食糧生産協同團の關係法規は左の通りである。

イ、一九三三年七月十四日附の獨逸農民階級の新構成に關する法律——Gesetz über die Neubildung deutschen

Bauernstands

ロ、一九三三年七月十五日附の農業の職分的結成を定むる國家權限に關する法律——Gesetz über die Zuständigkeit des Reichs für die Regelung des ständischen Aufbaues der Landwirtschaft.

ハ、前記の食糧生産協同團法

この外一九三三年十二月八日、一九三四年一月十五日、同年二月十六日及一九三五年二月四日の諸命令(Verordnungen)である。イ及ロの兩法律は食糧生産協同團法の準備規定、後者の四命令は基本法に對する附屬規定に外ならぬ。

食糧生産協同團の一般的職分任務に關して、一九三三年十二月八日の命令第二條に左の如く規定してある。

『食糧生産協同團の任務は、その所屬員を國民及び國家に對し責任を負はしめて、獨逸國民の復興・維持及強化に對し、力強き支柱たらしむべく結合せしむるに在る。特に食糧生産協同團は

ナチス農業政策概観

イ、獨逸の農民並農業、農業組合、農産物商、農産物加工業者を向上助成増進せしめ
 ロ、協同團所屬員間の經濟的並社會的事項を調整し
 ハ、協同團に屬する諸勢力の努力に對し、全體の福利に役立つ均勢を招來し
 ニ、協同團に關係ある凡ての問題に關し、特に意見提出及専門家設置の方法によりて、諸官廳に援助を與ふ以上の任務を有してゐる。

食糧生産協同體は左の五群の所屬員、即ち

- 1、農業に従事し又農業に直接關係ある人々（農業には林業、園藝、漁業及び狩獵を含む）
- 2、農業組合（その合同體をも含む）
- 3、農産物の販賣又は加工業に従事する凡ての自然人並に法人
- 4、協同團に加入の其他の團體、組合及び施設
- 5、農産物の生産又は價格の統制のため結合せる合同體より成つてゐる。

食糧生産協同團の機關について言へば、國農民指導者(Raishbauernführer)之を統帥し、全國農民評議員會(Reichsbauernrat)がその輔佐機關である。國農民指導者は最初、ヒットラーであつたが、現在は農相ダレが指導者である。食糧生産協同團の事務は左の四局によりて分掌さる。

イ、人事局

ロ、經營事務局

ハ、組合事務局

ニ、農産物販賣事務局

局長(Abteilungsleiter)の輔佐機關として、主人の専門家より成る委員會が存在する。なほその外に協同團の從屬團體として、全國農會(Reichsbauernrat)、地方農民指導者(Landesbauernführer)等を擧ぐる事が出来る。

食糧生産協同團法の第二及び第三條には、農産物市場統制に關しての總括的規定が定められてゐる。農相は食糧生産協同團又は其箇々の團體に、全經濟及公共福利がそれを必要とする時、農産物の生産、販賣及び價格を統制する権能を與ふことが出来る。そしてこの目的のために農相は、食糧生産協同團の團體並所屬員及び其他の企業並施設の、合同又は既存合同體への併合をなし得と規定してゐる。九月十三日附食糧生産協同團法には、農産物の市場並價格統制に關する處置が、以上の如く要約されてゐるのである。ヒットラー政府の市場統制(Markordnung)については、食糧生産協同團法の公布以後幾多の法令が公布され、例へば

- 一九三三年九月五日附の製粉所合同法——Gesetz über den Zusammenschluss von Mühlen
- 一九三三年九月二十六日附の穀物價格の確保のための法律——Gesetz zur Sicherung der Getreidepreise
- 一九三四年三月二十七日附の獨逸牛乳經濟の合同に關する命令——Verordnung über den Zusammenschluss der deutschen Milchwirtschaft

一九三四年六月二十七日附の穀物經濟の秩序に關する法律——Gesetz zur Ordnung der Getreidewirtschaft
 ナチス農業政策概観



等につき、いろいろ説かなければならないが、これを省略して次に進むこととする。

四、世襲農場法

一九三三年九月二十九日附の世襲農場法は全七章六十一條より成つてゐる。第一章は世襲農場、第二章は農民、第三章は相続順位、第四章は譲渡、第五及強制執行、第五章は相続官廳、第六章は世襲農場帳簿及土地臺帳、第七章は終局規定に關するものである。該法の内容を簡単に紹介する。

世襲農場法には次の序言が附してある。

「獨逸國政府は古來の獨逸相続慣習を確保して、獨逸國民の血統の源として農民階級を維持せんことを欲するのである。農業地は加重債務と相続分散とより保護し、斯くて永く民族の相続財産として、自由農民の所有ならしめねばならぬ。農地所有面積の健全なる配分が行はれなければならぬ。生活可能の小中農地が多數、全國に均等に存在することは、國民と國家の存続に對し、最善の保證を與ふるを以てある。本法の根本思想を要約すれば次の如くである。

- イ、世襲農場とは、尠くとも一家を支ふるに足り、最大百二十五ヘクタール以下の、農業並林業用地にして、一人の耕作可能なる農夫に屬するものを言ふ。
- ロ、世襲農場の所有者を農夫 (Bauer) と呼ぶ。
- ハ、農夫となるは獨逸國民にして獨逸人の又は同種の血統をひき公民權を有する者に限る。

世襲農場は不分籍のまま相続人に移轉す。共同相続人の權利は農夫の他の財産に制限さる。相続權は死因處分によりて廢除又は制限さるゝことはない。

ト、世襲農場は譲渡し又は之に債務を設定することが出来ない。世襲農場法の序文は以上の如くである。世襲農場の面積は、尠くとも一家を支ふるに足る土地、とあり意義が明確でないが(イ参照)、これは普通七ヘクタール半であると、註釋書を見ると書いてある。世襲農場なりや否やの決定は、裁判所内にある相続裁判所によつて爲される。なほ上記の世襲農場の要旨は、世襲農場法の全六十二條に布衍して規定してあるが、詳しい紹介は紙面の都合上省略せねばならぬ。

五、新四箇年計畫と食糧生産協同團

昨年九月九日より六日間相互、ミュンヘンベルグの古都に於て、第八回のナチスの黨大會が開かれた。黨大會の第一日に、ヒットラー總統の宣言が發表、大管區長ワグナーによつて代讀された。この宣言は一九三三年の四箇年計畫の事に始まり、四箇年間の輝しき成績を説き、進で更に新經濟四箇年計畫を發表、國民に大きなショックを與へた。新四箇年計畫は原料及原糧品の自給自足を目標とせらるものである。ヒットラー宣言の一部を抜擧する。『獨逸の人口は一平方千に百三十六人の割合である。それ故人々が如何に努力し、又如何に有効に土地を利用して、國民に必要な全部の食糧品を、國內にて生産することは不可能である。獨逸の農民が最近三三年間に仕遂げた事



は、他國民の殆ど遂行し得ざる事で、獨逸の農民でも再び能くし得まい。國民社會主義國は、最後の荒野と沼澤まで動員して、實に立派な耕作地と化したが、他國民は到底爲し得ぬ事であらう。『獨逸經濟は國民を經濟的に維持するため、出来る丈自己の力にたより、第三次的のみ世界經濟の助を借りるのである。國民社會主義國は如何なる事あつても、人口制限を試みる事なくして、飽くまで人口の増殖を欲してゐる。従つて我々は人口増加の將來に對し、何等か對策を考へねばならぬ。土地の收益を大いに増すことは、自然力の制限があつて不可能だし、さればと言つて輸出の大なる増加も、近い將來に於て實現の見込はない。従つて國民社會主義的國家經營及經濟指導の任務は、獨逸國內にて必要とする原料と燃料の中、何と何が生産し得られるか、これを仔細に検討せねばならぬ。斯くして節約し得た外國爲替は、爾後食糧品を確保する資金の一部に充て、又國內にて生産し得ざる材料費に充つべきである。』

『獨逸原料品大工業の新建は、軍備擴張終了後現はるゝ失業大群を、國民社會主義的に有効に使役することにならう。斯して國民社會主義的生産が多くの領域に於て、新に増加し得られることを希望する。』また國民社會主義的生産の増加が、國內取引の上にも影響を及ぼし、輸入は眞に不足せる食糧と原料品に嚴に制限されるを要する。』

新經濟四箇年計畫實施につきゲーリング元帥がその長官に任ぜられた。ゲーリングは十月二十八日、柏林の「スポーツパルク」にて演説し、次の如く言つてゐる。

『我々は自國の國土にて農産物を生産し得られる。その生産を現在以上に増加せしめ得るは言ふまでもない。我々は食糧生産協同團に對し、獨逸の國土より最後のものを生産すべく、要求せねばならぬ。酒渴し疲弊した耕地の改良

を圖り、また肥料を施して地味を肥やし、生産を更に増加せしめねばならぬ。更に我々は機構の改善をはかち、肥料物が生産者より消費者の手により、迅速に配給されるやうになし、又より良好に分配されるやうに爲すべきである。獨逸の農民は聖なる土地を有して居る。その土地には糧食をつくる穀物が實をむすぶ。農民の肩には國民を養ふ大任がかゝつてゐる。獨逸の農民は聖なるこの土地を、熱心に耕すことを希望をして止まない。』

計畫實施全權官ゲーリングによつて、新計畫の實施は著々進められてゐる。ゲーリングは十月二十三日計畫實施に關する布告を公布した。この布告の第三章には計畫實施機關の構成について規定してゐる。實施機關は左の六部に分かれてゐる。

- 1. 原料及工場材料生産部(Erzeugung deutscher Roh- und Werkstoffe)
 - 2. 原料品配給部(Rohstoffverteilung)
 - 3. 労働分配部(Arbeitsverteilung)
 - 4. 農業生産部(Landwirtschaftliche Erzeugung)
 - 5. 價格形成部(Preisbildung)
 - 6. 外國爲替部(Devisenangelegenheiten)
- 農業生産部長官には農務次官パッケ(Boeke)が兼官を命ぜられた。右の六部中農業生産部の外、労働分配部と價格形成部の活動が、食糧自給の四箇年計畫にとりて、重視性を有することは言ふ迄もない。實施全權官ゲーリングがこれらのスタッフを率ゐて、如何なる活動を開始せんとするか。



一部の人は、ゲーリングの全權委任を聞き、食糧生産協同團の危機を叫んだ。ナチス農業理論の結晶の一、農民自治機關の食糧生産協同團が、根底より破壊されるのではないか、との疑念が起つて来たのである。ゲーリングはこれに對して言つてゐる。『總統が予に對して、黨と國家の凡ての力を集め、統一的に指揮することを命ぜられた。この大なる權力を濫用して、從來必ず國民社會主義者が關與して行へる事を、予が獨斷專行するに非らずや、と斯く考へた向もあるやうである。これに對して答へるが、予は食糧生産協同團とその指導者を知る。そして予は該協同團の活動と戰闘力とに全き信頼をもつてゐる。如何となれば該協同團は經濟界にて最も強固な基礎の一つであるからだ。予は該協同團の本質的改革を斷じて許さない云々。』ゲーリングが食糧生産協同團に對し、斯る信任を有するのは、理由の存せざることでない。農業生産の統計を見るに、一九三三年の産額は八十七億國庫、然るに一九三五年に至つてそれが百十六億國庫に増加してゐる。この種の統計は誤謬的出所を藏してゐることは確かである。併し經營のための支出は大體に於て變動なく、消費財に振向ける現金の顯著に増加せる大勢は、動かすべからざる事實となつてゐる(『ドイツナチスフォルクスヴィルト』誌一九三六年三十四號參照)。

昨年十一月の二十五日より二十七日まで三日間、ゴスラーに於て第四回の全國農民大會(Reichsausschlag)が開かれた。第三次四箇年計畫實施の勢頭に際會せるこの農民大會の意義は大であつた。この大會に於て四箇年計畫實施の農業生産部長官ベッケの爲せる演説の要點を記せば次の如くである。

『農業に於て「四箇年計畫」は既に一九三四年に所謂生産戦を以て開始されてゐる。過去二年間の生産能率の増加は實に著しかつた。併し獨逸の原料及食糧状態はそれで満足せず、更に一層大なる能率を要求してゐる。何となれば予

九三五年の食糧は、國産品によりて約八十%を満たされたに過ぎぬ。輸入の大部分を阻止するには、力を過度に緊張せしめて、當分努力する外はない。生産戦の方法に於て、採らるべき措置を言へば、第一には土地改良の強化である。併し土地改良の強化は、單に範圍が大だと言ふのみでなく、急速なる使用効果あることが肝心だ。耕地排水のための土地が四百万ヘクタール、草地排水のための土地が三百五十万ヘクタールあり、灌水工事も亦重視性をもつてゐる。第二に行はるべき事は、收穫増加のための耕地整理で、八百七十万ヘクタールの耕地が整理されるを要す。第三には草地及耕作用地の一部の改造である。草地は現に耕作されてゐる土地の三十%に達するが、その十%しか農業用に供されてない。その他採るべき重要措置を言へば、土壤は加里を必要としてゐるを以て、人工施肥を盛にして之を補ふこと、中間季果實の栽培の大擴張、棄てある牧草の貯藏所の建設である。また次のスローガンのもとに、

„Mehr und besseres Heu auf geringerer Fläche, bessere Ausnutzung der Weiden.“

(より、少くない面積の上にてより、多くのより、良き乾草、牧場のより、善き利用)

我々は草地をより、良く手入れし、又より、良く利用せねばならぬ云々。』

以上を以て不完全ながら「ナチス農業政策概観」の筆を擱く。参考したる著書は左の如くである。

Gotfried Feder : Das Programm der N.S.D.A.P. und seine weltanschaulichen Grundgedanken.

Alfred Rosenberg : Wesen, Grundsätze und Ziele der N.S.D.A.P.

Hans-Jürgen Seraphim : Deutsche Bauernpolitik.

Alexandre Tilmann : L'organisation économique et sociale du IIIe Reich.

ナチス農業政策概観

Marcel Lajoie: Nouvelle Allemagne. Réformes sociales et économiques.

Henri Lichtenberger: L'Allemagne nouvelle.

Hans Frenk: Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung.

Knaurs: Konversationslexikon.

Werner Hoche: Das Recht der Neuzeit.

Hoche: Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler.

この目録は、本誌の昭和十一年（一九三六年）の目録である。本誌の編集方針は、戦前戦後の社会経済変遷に即して、ドイツの政治経済の動向を鋭敏に捉え、その本質を徹底的に分析し、その歴史的意義を明らかにすることにある。本誌の目録は、その方針に基づき、ドイツの政治経済の各方面から、重要な動向を精選し、その本質を徹底的に分析し、その歴史的意義を明らかにすることにある。本誌の目録は、その方針に基づき、ドイツの政治経済の各方面から、重要な動向を精選し、その本質を徹底的に分析し、その歴史的意義を明らかにすることにある。

(附録)

主要記事月報

新聞雑誌名略號表

Annal	Annalist	A 之 部	Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology
米穀 米日 馬場 貿易	米穀 米穀日本 馬場時報 貿易	B 之 部	大日本新聞聯合會月報 Berichte über Landwirtschaft Bavariaassch Nieuwsblad Berliner Tageblatt
中公 中外 財界 朝野 朝野 朝野 朝野 地理學評論	中央公論 中外財界 貯蓄銀行協會會報 朝野 朝野 朝野 朝野 地理學評論	C 之 部	筑豊石炭礦業會月報 Chinese Economic Journal Commercial & Financial Chronicle Current History Contemporary Review Current Thought

D 之 部

電氣の友
電氣協會々報
電務研究資料
電氣公論
電氣經濟時論
電業時代

動力
ダイヤ
同志
DYS
DY

動力
ダイヤモッド
同志
Deutsche Volkswirtschaft
Deutsche Volkswirt

E 之 部

映畫教育
エコノミスト
Economist (London)
Edison Electric Institute Bulletin
Economic Journal
EJ

Elect
ETZ
EW
Ew
3H

Electrician
Elektrotechnische Zeitschrift
Electrical World
Elektrizitätswirtschaft
Экономическая Жизнь

F 之 部

Frankfurter Zeitung
FZ

G 之 部

月刊ロシヤ
外國の新聞と雜誌
外務省情報部資料
外交時報
軍令部常報

鐵道
原日
學城
學報

理業調査資料(鐵道省)
銀行通信錄
原理日本
學術振興
學術報告(日本學術協會)

H 之 部

保險學雜誌
保險經濟研究
保險知識
保險新論
法學協會雜誌
法曹會雜誌
法曹

法學
法律
法學
法公
放送
本社

法學論叢
法學論叢
法學
法學公論
放送
本邦財界情勢

I 之 部

移民地事情
醫學公論
醫學時報

醫學
M3

醫學衛生
M3sectors

J 之 部

人口問題
自由通商
重要資料通報

實月
Jour
JT

實業部月刊(滿洲國)
Journal (French)
Japan Times

K 之 部

改造
經濟情報
經濟時報
經濟論叢
經濟知識
經濟商業論叢
經濟金融叢報
經全

經濟
經濟
國際
國際
國際
國際

經濟滿洲
經濟學論
國際知識
國際資料
國際フォーラム
國民精神文化
國際經濟週報



106

国際評論
 国際パンフレット通信
 國家史教育
 國家學會雜誌
 國防經濟研究
 海運
 海外社會時報
 海外ペンソット事情
 海外情報
 海外經濟實報
 海外時報
 海外經濟事情
 航空月報
 航空記事
 講演集
 工業組合
 工業日本
 工業調査實報
 工業時報
 工業組合
 工業日本
 工業調査實報

三田學會雜誌
 三井合名調査部報告
 民衆
 民族衛生

London Times
 三田學會雜誌
 三井合名調査部報告
 民衆
 民族衛生

工政
 工政保險時報
 工政保險時報
 組合金融
 科學と工業
 貨物情報
 鐵道時報
 教育情報
 教育評論
 教育論壇
 教育
 研究資料彙報
 貿易
 京城商工會議所經濟月報
 古典研究
 關西醫學
 興民
 カレシトヒストリー
 解剖時代

工政保險時報
 組合金融
 科學と工業
 貨物情報
 鐵道時報
 教育情報
 教育評論
 教育論壇
 教育
 研究資料彙報
 貿易
 京城商工會議所經濟月報
 古典研究
 關西醫學
 興民
 カレシトヒストリー
 解剖時代

工部之部
 工部之部

- 工政保險時報
- 組合金融
- 科學と工業
- 貨物情報
- 鐵道時報
- 教育情報
- 教育評論
- 教育論壇
- 教育
- 研究資料彙報
- 貿易
- 京城商工會議所經濟月報
- 古典研究
- 關西醫學
- 興民
- カレシトヒストリー
- 解剖時代
- 無黨通信
- 滿洲國民政府調查月報
- 滿鐵調查月報
- 滿鐵

滿洲特産月報
 文部時報
 日本組織物工業組合聯合會
 南支那及南洋情報
 南洋協會雜誌
 南洋事情
 農務時報
 農業
 農產集報
 農業經濟研究
 農村工業
 日本製鐵參考資料
 日本實業銀行調查月報
 日本實業銀行調查月報
 日本動力協會々報
 日本公衆保險協會雜誌
 日滿文評論
 日本鐵業協會誌
 日滿經濟
 日滿經濟

文部時報
 日本組織物工業組合聯合會
 南支那及南洋情報
 南洋協會雜誌
 南洋事情
 農務時報
 農業
 農產集報
 農業經濟研究
 農村工業
 日本製鐵參考資料
 日本實業銀行調查月報
 日本實業銀行調查月報
 日本動力協會々報
 日本公衆保險協會雜誌
 日滿文評論
 日本鐵業協會誌
 日滿經濟
 日滿經濟

MBS
 M.G.
 Moils
 Monthly Bulletin of Statistics
 Manchester Guardian
 Le-Mois
 日本實業協會會報
 日本商工會議所經濟月報
 日本評論
 日本醫學新聞
 內務時報
 內外社會問題調查資料
 內外商工時報
 內外調查資料
 內外經濟概觀
 內外公論
 內外交通研究
 名古屋商工會議所月報
 名古屋商工會議所月報
 燃料協會誌
 野村合名調査部週報
 長崎商工研究協會報
 New York Times

MBS
 M.G.
 Moils
 Monthly Bulletin of Statistics
 Manchester Guardian
 Le-Mois
 日本實業協會會報
 日本商工會議所經濟月報
 日本評論
 日本醫學新聞
 內務時報
 內外社會問題調查資料
 內外商工時報
 內外調查資料
 內外經濟概觀
 內外公論
 內外交通研究
 名古屋商工會議所月報
 名古屋商工會議所月報
 燃料協會誌
 野村合名調査部週報
 長崎商工研究協會報
 New York Times

N之部
 N之部

- 滿洲特産月報
- 文部時報
- 日本組織物工業組合聯合會
- 南支那及南洋情報
- 南洋協會雜誌
- 南洋事情
- 農務時報
- 農業
- 農產集報
- 農業經濟研究
- 農村工業
- 日本製鐵參考資料
- 日本實業銀行調查月報
- 日本實業銀行調查月報
- 日本動力協會々報
- 日本公衆保險協會雜誌
- 日滿文評論
- 日本鐵業協會誌
- 日滿經濟
- 日滿經濟
- 大阪商工會議所月報
- 大阪商工會議所月報
- 大阪商工會議所月報
- 大阪商工會議所月報
- 大阪商工會議所月報

雑誌

IFG

P 之 部

Илановое Косачичко
Ипанга

LIXAH
Political Quarterly

R 之 部

労働科学研究所
労働時報
労働管理
露西亞月報
大蔵省理財局調査情報

陸軍主計團記事
Revue d'economique Politique
Reichsgesetzblatt
Revue politique et parlementaire

S 之 部

生命保険會社協會々報
生命保險經營
勞働時報
世界と我等
世界の石油事情
友誼論壇
職業紹介
職業紹介
職業指導
職業時報
週刊時報(外務省)
折民
正金銀行週報

正義
産業能率
産業組合
産業福利
産業と教育
産業公論
産業
商工經濟
商工經濟研究
商工之日本
商學論究
商業と經濟
商業組合
社會事業

社會事業業報
社會政策時報
社會福利
社會往來
山林
山林樂報
水利と土木
支那
資源
紙業雜誌

信託協會會報
ゾヴェー卜事情事情
新興海員
新興經濟
調査資料(商業經濟研究所)
石油時報
宗教教育
OoJapanee saakoua
Coherocsa Toprosia
Coherocsa Topriaporno

T 之 部

東洋
東亞經濟研究
東洋貿易研究
東洋經濟新報
東亞
東京商工會議所所報
東京株式取引所調査資料
東大陸
東京市産業時報
東京市社會局時報
東京證券新誌
帝水
帝國教育
帝國保險報

帝國總會時報
帝國瓦斯協會雜誌
帝國鐵道協會報
都市公論
都市問題
都市と農村
臺灣時報
臺灣稅務月報
大連商工月報
統計時報
統計集誌
軌道經營資料
鐵之鋼
拓務時報

州縣品等四號

111

空 號

1111

TM	Литовская пресса	U	Tempo	Tempo
連載	連載	V	之部	Vierteljahreshefte zur Konjunkturforschung
YB	Volkischer Beobachter	WK	之部	Virtschafts- und Statistik-Warte (邦語)
W.A.	Weltwirtschaftliches Archiv	WS	之部	Wirtschafts- und Statistik-Warte (邦語)
WP	World Power	WT	之部	有修 Wirtschafts- und Statistik-Warte (邦語)
山崎 榮業	山口商學雜誌 大日本實業協會雜誌	Z	之部	財界月報 全國實業團體聯合會報
財經 財政	財界觀測 財經經濟時報 財政(大藏財務協會)			

記事分類表

I	政治及行政	113	XII	工業	131
II	法	116	XIII	商	138
III	外	117	XIV	交通及通信	134
IV	防	120	XV	社會及勞務	134
V	經濟一般	121	XVI	稅	137
VI	金融經濟及會計	124	XVII	衛生	138
VII	財政	124	XVIII	人口、地理、土地、移民、民族及人種	138
VIII	金	127	XIX	天文、地質及探採	140
IX	保險、銀行所及倉庫	129	XX	雜	140
X	歷、未、雜、及水產業	139	XXI	雜	140
XI	雜	181			

題 名	記 述 者	誌 名	卷 號	發 行 年 月 日	題 名	記 述 者	誌 名	卷 號	發 行 年 月 日
I 政治及行政									
Dutch Policy	LT	LT	47531	36.11.13	Fascism meets difficulties	JT	JT	13525	36.12.24
Statens of Berar	"	"	47532	36.11.14	Conditions in Romania to-day	"	"	13530	36.12.29
Canberra and the states	"	"	47533	36.11.14	Federation problem discussed	"	"	13534	37. 1. 5
The Volga Germans	"	"	47541	36.11.25	Behind Spain's civil war	"	"	13534	37. 1. 5
The Anti-Communist Pact	"	"	47542	36.11.26	Americas adopt Neutrality Agreement at Buenos Aires	"	"	13544	37. 1.15
Peace in the Americas	"	"	47544	36.11.28					
Does Europe expect a war?	JT	JT	13520	36.12.19	Britain's position in Europe		Harold Callender	13535	37. 1. 6
Control of the Mediterranean	"	"	13520	36.12.19	Toward a new world order		Elliston	13535	37. 1. 6
Peace in the Americas	"	"	13529	36.12.22					

相國保長四聯

1111

Fascism versus Democracy	JT	13536	37. 1. 7	Vierjahresplan als „dritte Etappe“ (Eine Rede des Reichsfinanzministers)	FZ	36.12. 3
Germany's incredibly swift resurgence	(Frankl Claput	13539	37. 1.10	Notwendige Abwehrmassnahmen gegen die internationale Zersetzungsarbeit des Weltbolsewismus	VB	36.11.36
Succession to the Crown	"	13540	37. 1.11	Der Einsatz der Gemeinden im Vierjahresplan	"	36.12. 4
Strong navy declared vital to enforce U. S. peace policy	"	13541	37. 1.12	Die Besetzung der Armut (Ausföhrungen von Bernhard Köhlers auf der Berliner Kundgebung der Kommission für Wirtschaftspolitik)	"	36.12. 5
Policy of the Netherlands	"	13541	37. 1.12	Ein Zentralinstitut für die Körperschulung der Polizei	"	36.12. 8
Future of Fascism revealed	"	13542	37. 1.13	Motorisierte Hilfspolizei des NSKK	"	36.12. 8
Socialist to join farm-labor cause	NYT	36.11.24	36.11.24	Die Schule der „fliegenden Gedanken“	BT	36.11.26
Stalin proclaims Soviet democratic	"	36.11.26	36.11.26	Eine neue Ausbürgerungsliste	"	36.12. 5
Roosevelt's address to the Brazilian Congress	"	36.11.28	36.11.28	„Volk ohne Raum.“ Eine Grosse Kolonialrede Dr. Schachts in Frankfurt	"	36.12. 9
The text of Roosevelt's address at the Buenos Aires Conference	"	36.12. 2	36.12. 2	Italiens staatskontrollierte Flotte	"	36.12.11
New social sense seen in election	"	36.12. 2	36.12. 2			
Arbeitseinsatz und Rohstoffnot	DV	36.11.13	36.11.13			
Japans wahrwirtschaftliche Ausseposition in der Mandchurei	"	36.12. 4	36.12. 4			
Gegenwartigen Fragen der deutschen Gemeindepolitik	FZ	36.11.23	36.11.23			

Ein Sport-Arbelang im Reichsinnenministerium	BT	36.12.22	36.12.22	共産主義がフランスムカ	日評	12. 1. 12. 1. 1
Le suicide de M. Salengro	Temps	36.11.20	36.11.20	抑制に於ける町會制度の整備(上)	谷川 昇	24. 1. 12. 1. 1
Le projet de loi sur la presse	"	36.11.28	36.11.28	瀋陽に於ける地方計費の發展(上)	幸島 禮吉	24. 1. 12. 1. 1
La chambre vote le projet de loi sur la presse	"	36.12.10	36.12.10	學兵兵變と支那	大西 正義	19. 1. 12. 1. 1
Les réformes sociales en Belgique	Jansy	36.12.10	36.12.10	軍部革新意識の本質と限界	津久井 龍雄	62. 1. 12. 1. 1
極東の今昔	TR	11.11.14	11.11.14	西安事變の政治的經濟的影響	山口 正義	9. 1. 12. 1. 1
極東地方の現勢	"	11.11.15	11.11.15	綏東事件と南京攻権	田中 香苗	15. 1. 12. 1. 1
極東共産黨の活動	"	11.11.18	11.11.18	最近に於ける西北支那の動向	東亞	10. 1. 12. 1. 1
ヒトラー獨裁の代役ゼーリソフ	H3	11.11. 3	11.11. 3	西安事變の經過とその原因	"	10. 1. 12. 1. 1
廣田内閣の行詰り	"	11.12.10	11.12.10	綏遠問題の重要性	"	10. 1. 12. 1. 1
ケムロフオ反革命陰謀事件	HP	11.11.20	11.11.20	綏遠問題から學兵の叛亂まで	村田 孜郎	28. 1. 12. 1. 1
新憲法とソヴェエト機構	"	11.11.25	11.11.25	委任統治の問題	アベキサフ	368 11.12.20
新憲法案に関する報告	"	11.11.26	11.11.26	西安事變と今後の支那政局	田中 盛夫	1742 12. 1.16
新憲法について	"	11.11.30	11.11.30	西安クレーターと全支の動向	中村 常三	6. 1. 12. 1. 1
第八回ソヴェエト大會の概略	"	11.12. 2	11.12. 2	行政機構改革の諸問題及其意義(一)	橋 戸 勝	4 11.12.20
憲法草案修正に關する報告	"	11.12. 6	11.12. 6	行政機構改革の諸問題及其意義(二)	橋 戸 勝	1. 12 11.12.15
獨逸研究	"	12. 1. 12. 1. 1	12. 1. 12. 1. 1	地方行政放散の實地監査に就いて	内時	1. 12 11.12.15
張學良クレーター	"	12. 1. 12. 1. 1	12. 1. 12. 1. 1			



主 要

排日、容共を利用する支那の國家統一運動	内社	967	11.12.11	議會刷新の軍部案と其の批判	神田孝一	社住	9	1.12.1.1
第7十議會を旨指す社大黨中心の海外活動	中公	306	11.12.15	何を革新勢力となすか	矢部進一	〃	9	1.12.1.1
ソヴェト旅行記	改造	529	1.12.1.1	政策と軍部の對蹠的立場	天平秀雄	〃	9	1.12.1.1
滿洲を觀察して	東經	19	1.12.1.1	兩大政黨の同一性	伊佐剛人	〃	9	1.12.1.1
西安事變と支那の前途	高木陸郎	1740	11.12.26	英國の畿内省其他	不鈞剛人	〃	16	1.12.1.1
ニユーギニアの行政機構の改革	南洋	3	11.12.23	我國水産行政の機構	小 林 基	〃	16	1.12.1.1
華僑を中心とする國際情勢	貿易	37	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
比島ミンソクエルス政府の施政概要	南洋	6	24.11.12.25	行政改革上の諸問題	小 林 基	〃	16	1.12.1.1
伊大判の地方制度	新民	32	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
地方制度改革論の要項	〃	32	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
行政機構改革問題を語る座談會	密鑿	27	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
蔣介石の紛失と支那の將來	密鑿	25	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
恒久化したナチス政權と獨逸の驚くべき事態	外 情	461	11.12.14	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
"Britain and the Fascists"	G. L. カーク	194	11.12.15	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
ソヴェトの將來	日 報	194	11.12.15	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
伊大判のソヴェト政府	H. W. ソム	194	11.12.15	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
現代法治主義の検討	大串現代夫	9	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
立憲非立憲	野村重臣	9	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1
議會政治の國體的改革	電屋總司	9	1.12.1.1	行政改革上の諸問題	田川大吉郎	〃	16	1.12.1.1

目次

ソヴェト新憲法論	スターリン	日評	12	1.12.1.1	Frankreichs neues Pressegesetz (Einzelheiten aus dem Entwurf)	BT	36.11.22
Muners demand basic law change	NYT	〃	〃	36.11.31	Arbeitgesetz angenommen (Das französische Pressegesetz verlag)	〃	36.12.2
Stalin to present new Constitution to soviets today	〃	〃	〃	36.11.25	Erweiterter Naturschutz (Zur Aenderung und Ergänzung der Reichsnaturschutzgesetz)	〃	36.12.2
German hoodlars to face execution	〃	〃	〃	36.12.2	Elf neue Reichsgesetze	〃	36.12.2
Soviet will edit new Constitution	VB	〃	〃	36.11.6	Warnung ein Gesetz über das "WHW" (Das Wirtschaftswerk soll für alle Zeiten erhalten bleiben)	〃	36.12.4
Neugestaltung des deutschen Strafrechts abgeschlossen	Reichsjustizminister Günther d'Alquen	〃	〃	36.11.6	Das Schweizer Staatschutzgesetz	〃	36.12.8
Die Ernennung des deutschen Strafrechts	〃	〃	〃	36.11.6	Ein Jahr Blutschutzgesetz	〃	36.12.15
Das Gesetz der Jugend	FZ	〃	〃	36.12.3	Die neuen Reichsgesetze	H3	11.12.9
Die neuen Reichsgesetze	DVs Nr.	39	36.11.1	36.12.3	聯邦司法人民委員部官制	〃	11.12.10
Neues Strafrecht	FZ	〃	〃	36.11.7	聯邦司法人民委員部の新設	〃	11.12.10
Der Weg der Strafrechtsreform	〃	〃	〃	36.12.5	フランスの憲法組織	3K	11.10.26
Das neue Heuanssenierungsgesetz	〃	〃	〃	36.11.6	フランスの憲法組織	IP	11.12.6
Das neue Strafrecht (Zum Abschluss der arztlichen Kommissionsarbeiten)	Walter Schnadel	BT	〃	36.11.6	III 外 交	DT	47342 36.11.26
Neue Adoptions-Regelung (Vorarbeiten beim Amt für Volkswohlfahrt)	〃	〃	〃	36.11.24	The new pact misgivings in Japan	〃	47343 36.11.27

州縣記事

Moscow protests Tokyo-Berlin Pact	NYT	'36.11.21	Japan withdraws demands on China	NYT	'36.12.11
J. E. Davies named as our ambassador to the Soviet Union	"	'36.11.21	21 nations agree on peace formula for the Americas	"	'36.12.13
Berlin-Tokyo Pact signed in Germany	"	'36.11.26	The texts of three Conventions as accepted at the Peace Parley	"	'36.12.14
Text of Berlin-Tokyo Pact	"	'36.11.26	Texts of economic plans (introduced by the American delegation to the Inter-American Conference)	"	'36.12.14
The Japanese-German Pact	"	'36.11.26	Hull's compromise on 2 accords laid to league states	"	'36.12.14
The Hague skeptical over secret treaty (Japanese German Pact)	"	'36.11.27	Deutsch-japanischer Vertrag zur Abwehr der Komintern	BT	'36.11.23
Soviet pushes aim to keep alliances	"	'36.11.27	Das deutsch-japanische Abkommen gegen den Komintern	"	'36.11.26
Tokyo press frets over Reich accord	"	'36.11.27	Aktion und Reaktion gegen die Komintern	"	'36.11.26
Berlin-Tokyo Act opens world move	"	'36.11.27	Das Echo des Antikommintern-Abkommens	"	'36.12.4
Blockade and neutrality Pact imperils British relations	NYT	'36.12.1	Deutsch-japanisches Abkommen zur Bekämpfung der Komintern	VB	'36.11.26
Text of two pacts proposed on Pan-American relations	"	'37.12.7			
U. S. offers a pact to keep Americas aloof from war	"	'36.12.7			
Foreign Minister quitting in Japan over German Pact	"	'36.12.9			

Deutsch-japanisches Abkommen durch Moskauer Sowjetkongress gerechtfertigt	VB	'36.11.20	佛蘭西共產黨と歐洲時局	総評	12. 1. 12. 1. 1
Rudolf Hees zum deutsch-japanischen Abkommen Freiheit der deutschen Ströme	FZ	'36.11.16	日獨協定とソヴェート外交の動向	三島康夫	6. 1. 12. 1. 1
Ein deutsch-japanisches Abkommen	"	'36.11.26	日獨協定の對英外交工作	秋山 憲夫	6. 1. 12. 1. 1
Les négociations sino-japonaises	Temps	'36.11.18	日獨協定と獨逸の立場	井上角太郎	6. 1. 12. 1. 1
L'Accord germano-nippon	"	'36.11.26	日獨協定と獨逸の立場	百々巳之助	6. 1. 12. 1. 1
M. Jouhaux contre le Parlement	"	'36.12.9	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
ソヤハートのトルコ旅行	HP	11.11.16	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
日獨協定に對するソ聯邦の態度	"	11.11.26	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
支那と日獨プロック	"	11.12.6	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
侵略者の露談	IZ	11.10.4	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
バスチ自治政權	"	11.10.20	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
イギリスとスペイン	"	11.12.5	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
ローマ、東京、ベルリン	"	11.12.10	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
支那に於ける反日運動	HP	11.12.13	日獨協定と支那に於ける國際問題	尾崎 秀實	6. 1. 12. 1. 1
汎米會議の諸問題と汎米聯合の將來	國知	17. 1. 12. 1. 1			



空 警

日獨防共協定	鹿島守之助	國知	17.	1 12. 1. 1	無條約時代と太平洋の制空	西澤英一	17.	1 12. 1. 1
蘇滿蒙國境紛争の鳥瞰	古城胤秀	滿蒙	18.	1 12. 1. 1	徴兵延期の再検討	赤坂静也	17.	1 12. 1. 1
ソ支關係の現段階	山内正樹	〃	18.	1 12. 1. 1	一九三六年の船隻陸軍	フツトブライ	17.	1 12. 1. 1
日支關係の前途観	岸田英治	〃	18.	1 12. 1. 1	列國軍備の近状	エドウィン J. James	17.	1 12. 1. 1
有田外交の史的破綻	有村 信	〃	7.	1 12. 1. 1	British rearmament watched	網ノ	6.	1 12. 1. 1
日獨防共協定の史的使命	早坂二郎	〃	9.	1 12. 1. 1	Mechanized Army to Undergo test	13517	36.12.16	
日獨協定を機りて	杉森孝次郎	〃	15.	1 12. 1. 1	Commons and National Security	13587	37. 1. 8	
日本外交批判	中公	〃	52.	1 12. 1. 1	Sinn-dwellers in Air Raids	47539	36.11.21	
日獨協定批判	改造	〃	19.	1 12. 1. 1	Fleet Air Arm	47540	36.11.24	
殺害外交の失敗を叩く	日評	〃	12.	1 12. 1. 1	Future Defence of Suez Canal	47541	36.11.25	
防共の問題	霧月	〃	19.	1 12. 1. 1	Technical Education and Industry	47541	36.11.25	
支那共産黨抗日戦術ノ發展	露月	〃	19.	1 12. 1. 1	New Australian Motor Industry	47541	36.11.25	
IV 國 防					R. A. F. Armaments of Japan	47543	36.11.27	
ソ聯邦の極東經營	直井武夫	東陸	15.	1 12. 1. 1	German expert finds U. S. tanks would not stand test of war.	47544	36.11.28	
進軍時體制への發展開始とそれの一般的諸問題	山崎晴純	日滿支	1.	4 11.12.30	Army to organize quick sinking unit	36.11.20		
Aims of the Japanese Army and Navy	外情	〃	460	11.12.12	Planes, tanks sent to North by China	36.11.20		
進軍時體制下の日本産業總動員法案	改造	〃	19.	1 12. 1. 1				
戰時總動員に關する一般的考察	國週	〃	17.	51 11.12.17				
米國海軍航空の發展並に將來の動向	星 登 守 一	有終	24.	1 12. 1. 5				
南領印度の海軍防禦	コックス	〃	24.	1 12. 1. 5				
	知多軒主人	〃	24.	1 12. 1. 5				

1 出 出

Italy ready to give France any aid needed for victory; guns, planes pound Madrid.	NYT	36.11.30	Gedanken über Regelung des Arbeitssatzes und in der welt- und Kriegswirtschaft	Dr. Diekmann	DVZ	36.11.13
China offers bait to get deserters; 7,000 war planes	〃	36.11.27	Die Rüstungsindustrie in der Volkswirtschaft in der Arbeitskraft	Major Leyers	〃	36.11.20
Big army increase planned by Japan	〃	36.11.30	現代の軍用機	〃	BP	11.11.17
President to give orders to build 2 great warships	〃	36.12. 1	スライソ内閣に於ける飛行機	〃	〃	11.12. 4
Big navy increase planned in France	〃	36.12. 3	ドイツの農業の戦時準備	〃	〃	11.12. 4
Army bomber, called world's largest, soars over Seattle latest	〃	36.12. 3	軍需工業人民委員部	〃	〃	11.12. 9
Army shaps plans to get 250 new tanks	〃	36.12. 4	極東の潜水艦隊	〃	〃	12.12.13
War industry unit created by Soviet	〃	36.12. 9	V 艦隊一般	〃	〃	12.12.13
War price control mobilization sim.	〃	36.12.11	軍機競争下の列國經濟の動向	〃	〃	12.12.13
Drei von vier Mann sind langlich (Die Ergebnisse der Musterungen von 1935 und 1936)	BT	36.12.16	一九三六年の世界經濟の回顧	〃	〃	12.12.13
Der wehrwirtschaftliche Arbeitssatz der Frau Wehrwirtschaft in der Techneschloswaker	DVs	Nr.31.36.11.	日支經濟提携の致情	木田正孝	東洋	40. 1 12. 1. 1
		Nr.34.36.12.	他ある支那の實状とその諸要因	工藤幸劍	〃	40. 1 12. 1. 1
			幣制改革と其後の經濟状況	日興朝	〃	12. 11.12.18
			支經濟關係の現状	滿洲	〃	16. 12 11.12.15
			農産物價高は農民各階級層へ何ら響く	東陸	〃	1 12. 1. 1
			結城總裁に新年財界を臨く	經知	〃	17. 1 12. 1. 1

附録記事目録

著 書

ケイソンの『新経済理論』	藤野谷 九十九	東經	1740	11.12.26	ナチス新経済四ヶ年計畫	國バ	974	12. 1. 6
世界経済の前途	ナイザン ケアトルカ	〃	1740	11.12.26	所謂フランス経済の特質と 統制経済	高江經	2	6 11.12. 1
軍事機算の膨脹と其影響	田中完三 (外)	〃	1740	11.12.26	米國経済と経済政策の展望	〃	2	6 11.12. 1
今年の物價は暴騰するか	〃	〃	1741	12. 1. 9	アメリカ経済の發達と通貨 競争	堀江保藏	44	1 12. 1. 1
米國景氣の本質と前途	〃	〃	1742	12. 1.16	論争に立つ支那と日本及歐 米列國	高木陸郎外	12	1 12. 1. 1
支那世界の現状と日支經濟 關係	吉田政治	東賢	15.	12 11.12.15	新年度日本經濟の重要諸問 題	谷口吉彦外	〃	12 1 12. 1. 1
日中經濟關係に就て	田崎慎治	〃	15.	12 11.12.15	世界經濟の趨向と滿鮮經濟 の前途	加藤敬三郎	〃	12 2 12. 1.11
ブルム實踐下のフランス經 濟	小 穴 毅	自通	10.	1 12. 1. 1	我々戰時經濟體制と日滿問題	〃	〃	12 2 12. 1.11
ドイツ經濟の指教的概観	平尾比羅夫	〃	10.	1 12. 1. 1	新年度英國景氣の特質と景 氣動向	〃	〃	12 2 12. 1.11
一九三七年度に於ける我國 經濟の展望	美濃口亮吉	〃	10.	1 12. 1. 1	ナチス經濟とソムバルト 戰時經濟政策(一)	〃	〃	12 2 12. 1.11
英國景氣の回復	桐原貞二	〃	10.	1 12. 1. 1	實踐的統制經濟の一大試練	竹内謙二	12	1 12. 1. 1
アメリカの景氣	大島堅造	〃	10.	1 12. 1. 1	ドイツ經濟情勢	片岡郁三	9	1 12. 1. 1
ソヴェト經濟の動向	堀江邑一	〃	10.	1 12. 1. 1	日支經濟關係の政情	奥村喜和男	21	12 11.12.15
イタリヤの經濟動向	具島兼三郎	〃	10.	1 12. 1. 1	一九三七年の景氣展望	太田正孝	14	34 11.12.10
比較表に於ける經濟會議會 の機能	南協	〃	23.	1 12. 1. 1	昭和十一年下期經濟界 展望必至の帝國經濟會議	不破兼一郎	〃	1 12. 1.10
コロンボニエルス始政一ヶ 年の比支經濟概況	〃	〃	23.	1 12. 1. 1	獨逸物價監理官の任命	松井春生外	25.	1 12. 1. 1
西安兵變の影響と支那の行 方	エロツ115.	〃	115.	1 12. 1. 1	滿洲及支那の諸問題	野崎龍七	〃	1 12. 1. 1
實業家總同盟長策の提唱 —日本國防經濟化の途—	小島 裕一	〃	15.	1 12. 1. 1	統制經濟の行方	河田朝郎	2.	1 12. 1. 1
日支經濟關係への一つの警 告	金子秀三	〃	15.	2 12. 1.11	昭和十一年に於ける日滿支 關係	野崎龍七 財政 支那	28.	1 12. 1. 1

11111

日滿プロックと北支經濟 國際經濟を語る	本多弘一 田中中銀總 裁	滿蒙 經濟	18.	1 12. 1. 1	Kommissar und Preis- bildung	DV	〃	'36.11.20
インフレーションの矛盾深 刻化	高木友三郎	長政	11.	1 12. 1. 1	Hochpreise für Schrott	〃	〃	'36.11.20
統制經濟に於ける計算制度 の意義	中西寅雄	東進	3.	1 12. 1. 1	Organische Kartellabsicht Verbesserte Ansicht in Wirtschaftsprüferberuf	〃	〃	'36.11.20
National milk policy	〃	〃	4743	36.11.27	Preisenkung für Fett- schweine	VB	〃	'36.12. 4
'Hot Money' Presents pro- blem	〃	〃	13530	36.12.29	Im Dienste der Preiskon- trolle. (Kalkulations- linien)	〃	〃	'36.11.25
Calendar of some of the chief events of the year 1936	〃	〃	13532	'37. 1. 1	Die Preisbildung im Handwerk	〃	〃	'36.11.30
The bare lands of America	〃	〃	13536	'37. 1. 7	Wirtschaftspolitik aus na- tionalsozialistischem Geist. (Rede des Preis- kommissars)	〃	〃	'36.12. 2
Business sales up 17 per cent in year	NYT	〃	〃	'36.11.30	Die festen Preise	〃	〃	'36.12. 2
Code for industry voted here to back aims of New Deal	〃	〃	〃	'36.12.11	Im Zeichen des Vier- jahresplanes. National- sozialistische Finanz- und Wirtschaftspolitik (Ein Vortrag des Reichs- finanzministers in Mün- chen)	〃	〃	'36.12. 4
Text of the Industry's declaration of principles	〃	〃	〃	'36.12.11	Preiserhöhungen sind ver- boten. (Verordnung Götting und des Preis- kommissars)	BT	〃	'36.12. 3
Industry council urges revised NRA with trust curbs	DV's	〃	〃	Nr.31 '36.11.	州國記海兵隊	〃	〃	11111
Reichskommissar für die Preisbildung	〃	〃	〃	Nr.31 '36.11.				
Zementpreisenkung	〃	〃	〃	Nr.33 '36.11.				
Hausbesitz im Vierjahres- plan	〃	〃	〃	Nr.33 '36.11.				

11111

„Preissparmen“ für Schmittholz (Regionale Verordnung mit grundsätzlicher Bedeutung)	BT						36.12. 8
Die Regelung der Mieten (Ein Kommentar des Referenten beim Preis-Kommissar)	„						36.12.13
Konsumlenkung	FZ						36.11. 8
Neue Aufgabe der Wirtschaftsforschungsanstalt	„						36.11.17
Neue Kartellpolitik	„						36.11.15
Stabilisierung des Preisniveaus	„						36.12. 2
Drei Verordnungen über die Preise	„						36.12. 2
Die Preiserhöhung seit 1932	„						36.12. 6
Economies et monnaies en octobre 1936	RPP						305 36.12.10
佛フラン貨	ザイクトロ	3K					11.10.30
九月までの國民經濟	クロソフ	ワ					11.10.22
社會主義的労働生産性	ドニシ	ワ					11.11. 2
収益性の向上	ボクボフ	ワ					11.11.14
スターハンプ運動の結果	キ						11.11.14
ロシア社會主義共和國の産業議會の新設	ラモニス	ワ					11.12. 4

ソ聯邦製鐵業	ツノフ	レ					11.12.20
樺太の自然資源	TR						11.11.11
スターハンプ運動と労働者の生活	M3						11.11.14
ドイツに於ける原料價値	IP						11.11.15
五ヶ年計畫の結果	„						11.11.25
ソ聯邦に於ける技術	„						11.11.28
ソラライナの現在	„						11.11.27
ソ聯邦の經濟と資本主義世界	„						11.12. 8
基礎	„						12.12.14
企業經營及會計	„						12.12.14
最近に於ける工業の収益とコストに就て	海外						12 11.12. 8
昭和十一年上半期本邦事業成績	日興調						128 11.12.18
會計年度始期變更に就いて	本材						100 11.12.25
中小工業と工業組合の將來	松下周太郎						7 11.12.15
Telesation, progressive du credit rural et de la cooperation agricoles	森文三郎						5 11.12.20
VII 節 改 政	磯部喜一						1 12. 1. 1
三十億預算と國民生活	RPP						505 36.12.10
	吉成壽三						12 1. 12.14.21

列國の國防擴張	國週						17. 51 11.12.17
明年度預算概要	„						18. 1 12. 1. 1
昭和十一年の國際貸借の概観	„						18. 1 12. 1. 1
稅制改革と農民	三宅正一						2 12. 1. 1
稅制改革と農村	助川啓四郎						375 12. 1. 1
産業組合課税に反對する理由	千石興太郎						375 12. 1. 1
德林省預算と産業組合	金井 滿						8 1. 12. 1. 1
馬場財政の方向轉換	米日						144 36 11.12.31
進取機軸下の日本經濟の動向	エゴフ						15. 1 12. 1. 1
「進取機軸」の世界的展開	„						15. 1 12. 1. 1
財政計畫の將來と新規財源	鈴木茂三郎						15. 2 12. 1. 1
國民貯蓄と國債發行限度	土方成美						7. 1 12. 1. 1
佛蘭西の預算案	三淵						673 11.12.21
佛蘭西の稅制改正案全貌	東經						1742 12. 1. 1
豫算に現れた國策の方向	小山田小七						8. 10 12. 1. 1
財政と國民の心理	藤原 泰						8. 10 12. 1. 1
稅制改革と信託會社	神戶正雄						1 12. 1. 1
地方營業稅の課稅標準	經倫						44. 1 12. 1. 1
支那財政の本質的軌程	小森幾次郎						2. 6 11.12. 1
稅制案批判	土方成美						2. 6 11.12. 1
増稅と社會政策	土方成美						2. 6 11.12. 1

國策具體化の新規事業預算	大田浩二						2 12. 1. 1
超々大預算とその旅行性	國評						6. 1 12. 1. 1
豫算の再軍備化	中村三之丞						11. 1 12. 1. 1
山村に關する税と電力	島田錦蔵						650 12. 1. 1
大蔵院豫算の批評	島田錦蔵						4. 1 12. 1. 1
明年度豫算案の検討	小汀利得						1 12. 1. 1
稅制案と農村と自治	船						1 12. 1. 1
稅制改革案に對する意見	全産聯						2 12. 1. 1
地方財政調整交付金配分に關する若干の問題	都						1 12. 1. 1
支那財政報告	孔財政部長						388 11.12.20
大衆の立場より觀た超々豫算	阿部 勇						196 12. 1. 1
稅制改革案と地方債の前途	鈴木武雄						1 12. 1. 1
地方財政と教員給待遇確保	三好重夫						24. 1 12. 1. 1
租稅の流動性に就て(二)	松野賢吾						699 12. 1. 1
昭和十二年度豫算に就ての意見	長高 財政						25. 1 12. 1. 1
公債を以て支辨すべき歳出の種類	中島彌團次						1 12. 1. 1
國債の消化政策	青木得三						1 12. 1. 1
米國一九三六年度地方稅制改革二覽	和田六彌子						2. 1 12. 1. 1
佛國の財政狀態と新豫算案の進捗に於ける浮動債整理工作の進捗	海外						12 11.12. 26
直接稅負擔總額	朝潮						7. 12 11.12.26

所得税制	朝朝	7. 12	11.12.25
農村及都市の租税負担状況調査の概要	豊時	99	11.12.25
豫算膨脹の大家生活に及ぼす影響	伊藤好道	24.	1 12. 1. 1
公債自然消化の行詰	木村隆入郎	24.	1 12. 1. 1
税制改革と国民経済生活	永田 浩	24.	1 12. 1. 1
豫算膨脹と資本市場	大塚小一郎	24.	1 12. 1. 1
公債増発とその消化対策	奥野 平	24.	1 12. 1. 1
豫算膨脹とインフレーションの質的転回	郷司浩平	24.	1 12. 1. 1
豫算膨脹と重工業	齋藤直幹	15.	1 12. 1. 1
いかに豫算膨脹を消化すべきか	小島 裕一	15.	1 12. 1. 1
地方財政の再組織と地方自治論	由谷義治	15.	1 12. 1. 1
明年度豫算案の検討	筑後三郎	7.	1 12. 1. 1
中国の財政状況	孔 祥 照	1.	4 11.12.20
税制改革の概要	松隈秀雄	2.	12 11.12.15
Collection of internal revenue	NYT		36.11.21
Harrison pledges ban on tax rises			36.11.21
Internal revenue makes 16.5% rise			36.11.21
Italy may reopen U. S. debt question			36.11.24
War debt accord is urged in France			36.11.25

Treasury to sell \$100,000,000 bills	NYT		36.11.27
13 debtor States receive U. S. notes			36.11.28
Double taxes gives states billion and Washington \$2,271,440,000			36.11.30
France reserved on debt proposal			36.12. 2
Paris voices wish for debt solution			36.12. 2
Text of the Treasury statement			36.12. 7
Treasury offering cuts rate to 2.5%, a long-term low			36.12. 7
Treasury offering oversold 4 times			36.12. 8
Federal debt set at \$34,292,200,000			36.12.14
Die neue rechtsrechtliche Regelung der Grundsteuer (1)	Dr. Hessberg	DV	36.12. 4
Die öffentlichen Auslandszahlungen des Londoner Kapitalmarktes von 1794 bis 1934	Quinnert-Berolinis	WA	36.11.
Realsteuern im Finanzausgleich	DVs	Nr.52	36.11.
Bürgersteuern 1937 (Gesetzänderungen und Klärung von Zweifelsfragen)	VB		36.11. 6

Die Realsteuernreform—Voraussetzung für die weitere Neugestaltung des Rechts. (Staatssekretär Reinhardt erläutert das neue Reichsgesetz)	VB		36.12. 4
Neuer Wind in der französischen Finanzverwaltung	FZ		36.11.28
Die Realsteuernreform			36.12. 4
Die neuen Realsteuergesetze			36.12. 6
Das Reichsgrundsteuergesetz			36.12. 8
Familiengesellschaft im Steuerrecht. (RFH über die Grundsätze der Anerkennung)	BT		36.12. 3
Einheitliche Real-Steuern (Grund- und Gewerbesteuer rechtsrechtlich / Neuregelung der Hauszinssteuer)			36.12. 4
Die Realsteuern-Reform			36.12. 4
Bilanz der Gemeinde-Unterschuldung (In Freussen 2,6 Mill. RM/1. Okt. Tilgungsbeginn)			36.12. 4
Anleihe stark überzeichnet (Emission um 100 Milli.onen erhöht)			36.12. 8
Die neue Gewerbesteuer			36.12.18

La dévaluation et les em.prunts internationaux	Joseph Ha-mel	RPP	505 36.12.10
Préoccupations américaines		Temps	36.11.23
Les accords monétaires internationaux			36.11.30
L'emprunt de la défense nationale			36.12.17
La politique monétaire anglaise	F. Jenny.		36.12.21
國民經濟バランス理論について	ストルミリ	3K	36.10.18
ホルホーヌの當座預金			36.10.22
ホルホーヌ基金の増大			36.11. 2
ノルウェーの通貨			36.11. 2
ノルウェーの通貨			36.11.16
一九三七年フランス財政政策	イリイソ		36.12.10
一九三七年前後のホルホーヌ政策			36.12.22
銀行クレジットと生産	レゾイソ		36.12.22
支那人基金			36.12.22
VIII 章 附			
支那外債整理問題と對支財政援助問題に関する一考察	岸田英治	満洲	16. 12 11.12.15
支那の全波と發行條件の整理	ヌイヤ	25.	2 12. 1.11
金融統制の發展と今後の動向	國選	17. 51	11.12.17

滿洲特産品の展覧	6.	1 12. 1. 1	Rechenenschaftsbericht der deutschen Landwirtschaft	VB	36.11.27
支那農民の豊乏と重税	18.	1 12. 1. 1	Banerum und Vierjahresplan	"	36.11.29
德山瀋村に於ける負債額削減	農時	99 11.12.25	Göming, Hees und Darré über Vierjahresplan und Erzeugungsschlacht	"	36.11.30
原料資源の國際的不公平の現状	國々	970 11.12.21	Ein Appel an das europäische Banerum	"	36.11.30
Irrigation in Australia	LIT	47539 '36.11.28	Elektrizität in der Landwirtschaft (Jahrestagung der "WEV" und des "REV")	BT	36.12.17
Maintaining soil fertility	"	47539 '36.11.28	Ausbau des Erbhofrechts	"	36.12.13
Crop Insurance limited to wheat	NYT	'36.12. 3	Die nächsten Ziele des Nährstandes. (Beginn der Haupttagung in Goslar)	FZ	36.11.27
Tenant security urged by Wallace	"	'36.11.28	Die Landwirtschaft im Vierjahresplan	"	36.11.29
Wheat farmers draft 7 demands	"	'36.12. 4	Das neue Gesicht der nährstandischen Marktordnung	"	36.11.28
New A.A.A. program to curb corn crop	"	'36.12. 9	Darré und Hess auf dem Reichsbovernstag	"	36.12. 1
\$700,000,000 fund to be asked by RA	"	'36.12.11	Les interventions de l'Etat sur le marché agricole	Temps	36.12. 8
Farm Federation asks price parity	"	'36.12.12	La propriété rurale en France	"	36.12.23
Leistungssteigerung der Landwirtschaft	DV	'36.12. 4	Die Ernteerträge der jugoslawischen Bauern	VB	'36.11.25
Reichsnährstand im Vierjahresplan	DVs	Nr 34 '36.12.	Landarbeit ist Facharbeit	"	'36.11.25
Die Entschädigung des jugoslawischen Bauern	Prof. Bajzitsch	Nr 34 34 '36.12.	Neue Parolen für die Fortführung der Erzeugungsschlacht	"	'36.11.26

空襲被害の概況	7.	1 12. 1. 1	我が國に於ける石油需要増加の趨勢	水田 友吉	資源	7.	1 12. 1. 1
ソ連邦に於ける畜産原料の使用	TN	11.10.24	一九三五年に於ける外國工業の展望	吉 源	"	7.	1 12. 1. 1
ソ連邦の技術的交注	TTP	11.12.11	世界の石油消費状況	"	"	7.	1 12. 1. 1
世界農業事情	レヴィン	11.11.17	燃料問題としての酒精混合問題	寺 本四郎	工政	199	12. 1.10
ソ連邦の進歩	ガイニ	11.11.19	我が國に於ける金屬工業の展望	三島 徳七	日礦	52.	630 11.12.22
我が國探査技術の進歩	厚見利作	工日	技術上より見たる電力國家管理	高橋 三郎	工日	5.	1 12. 1. 1
西諸瀛洲の鐵礦	工日	1 12. 1. 1	躍進日本と重慶大衆工業	伊藤 英夫	"	5.	1 12. 1. 1
スエドランドに於ける新油田契約締結	板橋 善介	筑豊	バルカン工業に於て	井上 登一	"	5.	1 12. 1. 1
英、獨、白の石炭業	厚見利作	工日	我が國鐵鋼業の展望	中井 蘭作	"	5.	1 12. 1. 1
我が國探査技術の進歩	日蒲支	1 12. 1. 1	燃料問題と其の趨勢	池田 秀雄	民政	11.	1 12. 1. 1
滿洲の鐵業資源開闢問題	日興朝	19日 11.12.20	電氣事業の現状と電力國家問題	上林 正矩	産業	14.	1 12. 1. 1
本邦石炭業の状況	FZ	'36.11. 6	最近に於ける東京市工業の展望	東 澄	東澄	8.	1 12. 1. 1
Schöpferische Minerali-Forschung	グレンキン	3K	我が工業生産力の躍進	古田 慶三	國々	6.	1 12. 1. 1
ソ連邦の自然資源	國々	17.	本邦石炭界の現状に將來	中池 秀雄	海運	176	12. 1. 1
XII 工業	國々	17.	獨逸の電氣事業法	大和田 徳二	電友	76.	828 12. 1. 1
鐵鋼生産の増進	國々	17.	時代と電氣事業	武村 耕太郎	有終	24.	1 12. 1. 1
全支那の軍需工業發展論	イギリス	17.	船用機關發達の概況	小林 正三郎	武村 耕太郎	24.	1 12. 1. 1
全支那の軍需工業發展論	イギリス	17.	佛蘭西の石油政策(未完)	舞田 善三郎	梁時	601.	12. 1.27
全支那の軍需工業發展論	イギリス	17.	朝鮮の北支連環と本邦中小鐵鋼工業	阿部 吉智	梁時	601.	12. 1.27
我が國鐵鋼原料問題とスターリンの展望	國々	25.	瀋陽鐵鋼原料國家に對する一私見	阿部 吉智	梁時	601.	12. 1.27
我が國鐵鋼原料問題とスターリンの展望	國々	25.	瀋陽鐵鋼原料國家に對する一私見	阿部 吉智	梁時	601.	12. 1.27



昭和10年度に於ける本邦火力発電界	太田定治	動力	26	11.12.
昭和10年度に於ける本邦水力発電界	弘山尚直	動力	26	11.12.
最近17年に於ける本邦電氣事業界の展望	〃	〃	26	11.12.
自動車用燃料としての壓縮ガス	〃	〃	45	11.12.10
歐洲諸國に於ける燃料アルミニウム混合事情	〃	〃	45	11.12.10
ノイッソー式合成石油の生産原價構成要素に就て	渡邊四郎	〃	45	11.12.10
波綿燃料確保と石炭液化企業化の足進	古田慶三	〃	45	11.12.10
昭和10年度に於ける本邦水力発電電界	弘山尚直	〃	26	11.12.25
最近一7年に於ける本邦電氣事業界の展望	太田定治	〃	26	11.12.25
昭和10年度に於ける本邦火力発電電界	〃	〃	26	11.12.25
産業の動員と我が工業生産力	野田 隆	産数	3	12 11.12.10
全國電送電の五ヶ年豫定計概内容	電徑	〃	8	12 11.12.15
滿洲の電力資源開發問題	日滿支	〃	1	4 11.12.20
本邦木材工業の現勢	日興調	〃	12	11.12.18
並に資材問題(其の一)	電時	〃	8	12 11.12.10
新配電計畫の意義(一)	和田昌博	電時	8	12 11.12.10
陸軍電化の實際に就て	〃	〃	8	12 11.12.10

(更新)發電及送電豫定計畫	電時	8	12 11.12.10
U. S. auto men eye Australian plants	NYT		36.11.27
Industrial output gained in October	〃		36.11.28
Die Wirtschaftlichkeit des -vollektrischen Haus-haltes für das Elektrizitätswerk mit besonderer Berücksichtigung der Heisswasserbereitung	EWT	35	26 36. 9.15
Die Eisenindustrie im Vierjahresplan (Rückblick auf den Eisen-lüttentag)	FZ		36.12. 8
Wo bleibt die deutsche Zuckervirtschaft?	DVs	Nr. 32	36.11.
Die "Nationalisierung" der französischen Flugzeugfabriken	BT		36.11.30
Starke Bewegung der Rohstoffpreise	DV		36.12. 9
Rohstoffe in Krieg und Frieden	Major Mende		36.11.27
Preisbildung in der Spinnstoffindustrie	〃		36.12. 4
Vier Jahre Elektrizität im nationalsozialistischen Staat.	VB		36.12. 6
Pflichten und Aufgaben der Energieversorgung (Anführungen: Dr. Schachts)	〃		36.12.39

Die Elektrizitätswirtschaft in der Tschechoslowakei	ETZ	57	39 36. 9.24	
Energierebrauch bei der Eisengewinnung in Schweden 1122	〃	57	39 36. 9.24	
25 Jahre "Auschluss" für "Elektrovornegate"	〃	57	40 36.10. 1	
Die Elektrowärmetechnik in den letzten 25 Jahren	〃	57	40 36.10. 1	
Steigerung der Wirtschaftlichkeit durch gute Behandlung	〃	57	49 36.42. 3	
ソ聯邦の製糸工業	IPP		36.12.16	
XIII 商 業				
本國前後に於ける滿洲輸入貿易の變遷について	木下次郎	滿調	16	12 11.12.15
北支那貿易と密輸・特殊貿易	山田純徳	陸主	323	12. 1. 1
獨逸貿易の活況とその分析	〃	海外	12	11.12.
解決に近づく日露會商	〃	〃	17	52 11.12.24
昭和十一年の貿易外收支の檢討	〃	〃	18	9 12. 1.14
關稅改正とその影響	〃	〃	18	2 12. 1.14
最近五ヶ年間滿洲印度國別貿易統計	南協	〃	23	1 12. 1. 1
最近の關稅事情	藤澤亮三	〃	23	1 12. 1. 1
貿易と生産・消費との關係	谷口吉彦	經論	44	1 12. 1. 1
日露通商協定成立と外交の經緯	佐治文吾	國評	6	1 12. 1. 1

歐米から見る支那と日本から見る支那	岡部三郎	國評	6	1 12. 1. 1
配給市場としての小賣市場の機能	岡野文之助	東産	3	1 12. 1. 1
張漢貿易空前の大膨脹	〃	商日	8	1 12. 1. 1
貿易の依然たる障壁	〃	エノ	15	1 12. 1. 1
中小商工問題	結城豊太郎	工組	45	12. 1.16
小賣業統制論	伊藤重治郎	商組	14	11.11.15
商法改正案と株式会社	横田正俊	財政	2	1 12. 1. 1
植民地制度に就て	關 昌言	〃	1	12. 1. 1
明年の外國貿易はどうかなる	齊藤貞二	交易	2	1 12. 1. 1
支那の現状と對支貿易に就て	大谷彌十次	〃	172	11.12.20
獨逸貿易に於ける東南洋の重要性	本財	〃	172	11.12.20
米國の太平洋貿易	〃	〃	100	11.12.15
米國の通商プログラム	〃	〃	100	11.12.15
Mr. Runciman on Argentine Trade with Argentina	ザイック・フ・	外新雜	367	11.12. 5
Japan-Manchou trade relations	〃	〃	47543	36.11.27
U S trade policy meets obstacles	JT	〃	47544	36.11.28
Retailers initiate a voluntary NRA	NYT	〃	13522	36.12.21
〃	〃	〃	13542	37. 1.13
〃	〃	〃	36.11.24	



Canada concludes a new empire Act	NYT	'36.12. 3	Airplane mass production has trial in England	JT	13593 '37. 1. 4
High Court upholds laws against acts in producer prices	"	'36.12. 8	Mari's conquest of the air	"	13543 '37. 1.14
Deutsches Bahnenmaterial für China	BT	'36.12.22	Soviet completes strategic railway	NYT	'36.11.27
„Richtig“ und „falsch“ Exportquoten	Wagenfth. DV	'36.11.20	Ship Act benefits urged for airships	"	'36.12. 8
Die Anstalt nach den Abwertungen	R. Lahr	'36.11.27	1937 rail earning seen equal to 1930	"	'36.12.11
Umbau der IHK-Ideologie?	DVs	Nr.31 '36.11.	Einheit der Verkehrspolitik	FZ	'36.12. 2
Disziplin im Export	"	Nr.32 '36.11.	Fragen der Verkehrspolitik	VB	'36.12. 5
エルホース商業の發達	3K	11.10.26	Strate. und Belobigung (Ein Vorschlag zur Verkehrsverbesserung)	BT	'36.11.24
ノ聯邦の外國貿易	ロートン	11.11.25	Was wird aus den Kleinbahnen? (Eine Rede des Reichsverkehrsministers / Die Entschädigungsfrage)	"	'36.12. 4
ノ聯邦輸出の變化	IPP	11.12. 4	Neue Tarifordnung (Für alle Kleinbahnbetriebe)	"	'36.12. 9
XIV 交通及通信	"	11.12. 4	ノ聯邦北極航行成就 (1936年度)	H3	'36.11. 3
倫敦交通事業統制資料	東電	17. 2.11.12.	ノ聯邦北極航行の勝利	ソムニット	'36.11. 8
印度支那航空飛行物一覽	南南	6. 24 11.12.25	XV 社會及労働	原田脩一	7 11.12.15
海運に現れた日本防通	タイヤ	25. 2 12. 1.11	金理禁止に於ける勞務の趨勢及の將來	世勢	14. 1 12. 1. 1
民間航空はどうなる	"	25. 2 12. 1.11	合衆國の失業救済対策		
何故北米の航空輸送の原價は歐洲のそれより安値なるか	片岡直道	25. 2 12. 1.11			
飛機統制論	エルデユラ	25. 2 12. 1.11			
South Manchuria Railway's New Policy	三橋信三	17. 1 12. 1. 1			
	JT	13521 '36.12.20			

英國における熟練労働者の排斥問題	世勢	14. 1 12. 1. 1	退手法に對する労働團體の要請	勞管	28 11.12.25
英國労働組合會議の第六十八回大會	"	14. 1 12. 1. 1	最近農村社會の動向	小野武夫	14. 34 11.12.10
中華民國の禁煙事業	南南	7. 1 12. 1. 1	職業行政に於ける特に職業紹介事業の運営の改善の相違	福原 徹	20. 19 11.12. 1
イギリスにおけるサラリーマンの地位	大内兵衛	7. 1 12. 1. 1	社會事業基礎理論の負担	大久保清彦	20. 19 11.12. 1
商店法問題の概略(下)	本間幸作	14 11.11.15	社會政策乃至社會政策を通じて觀たる「都市と農村」	池田善良	12. 4 11.12.
佛國の一週四十時間制實施状況	内社	306 11.12.15	Reform bill read second time	LIT	'36.11.16
英國労働運動と共產主義	"	307 11.12.25	Need in Special Areas	"	47538 '36.11.21
商店法案に關する若干の考察(三)	本間幸作	3. 1 12. 1. 1	French press control	"	47543 '36.11.27
産勞、全聯、總聯合の年次大會と其の現況	中川賢一	196 12. 1. 1	Wage proposals and living standards	CFC	3723 '36.12. 5
東京府に於ける水上労働者	西村 肇	196 12. 1. 1	Roosevelt maps role of business in employing plan	NYT	'36.11. 20
労働科學と労働政策	風早八十二	196 12. 1. 1	Relief cuts asked by business chiefs as jobs increase	"	'36.11.21
印度の産業労働者状態	天澤不二郎	196 12. 1. 1	Labor shortage seen in Jersey	"	'36.11.21
第二十二回及第二十三回國際労働會議概況(東の一)	勞時	13. 11 11.12.28	3 Security plans offered in October	"	'36.11.21
退職金及退職手当法施行令及施行規則	"	13. 12 11.12.28	6-year job record broken in October	"	'36.11.21
我國に於ける労働委員會の概況	"	13. 12 11.12.28	Great increase in child labor revealed in national wide survey	"	'36.11.23
佛國に於ける労働一週四十時間制の實施	海外	12 11.12.			
世界に於ける兒童労働法の分析(完)	尾上輝造	20. 9 11.12.15			



Job Insurance Act of State (New York) is upheld by Supreme court	NYT	'36.11.24	Die neue Hitlerjugend	FZ	'36.12. 3
A. F. of L. approves C. I. O. suspension	"	'36.11.24	Stolzer Reichenschaftsbericht der NS-Gemeinschaft "Kraft durch Freude"	VB	'36.11.26
Report of A. F. of L. Resolutions committee to Tampa convention endorsing C. I. O. suspension	"	'36.11.24	Sicherung des Facharbeiternachwachses	"	'36.11.26
A. F. of L. demands 30-hours week law; Green re-elected	"	'36.11.27	Tunfallverhütung im Bergbau	"	'36.12. 3
Blinn offers bill to settle strike	"	'36.11.28	War muss Facharbeiter ausbilden? (Grundsätze zur verstärkten Nachwuchs-Einstellung)	BT	'36.11.29
A. F. of L. demands large wage rises on recurring basis	"	'36.11.30	Der planmäßige Arbeitseinsatz (Neue Anordnungen der Reichsarbeitsstellen)	"	'36.11.30
Labor monopoly upheld by court (New York)	"	'36.12. 2	Der Stand der Berufskrankheiten	"	'36.12. 6
Indirect PWA jobs far exceed direct	"	'36.12. 7	Der neue Lehrvertrag (Einigung zwischen Jugendbehörden und Handwerk)	"	'36.12. 7
200 colleges give aid to men of CCC	"	'36.12. 7	Der Betriebsprecher (Ein neues Amt im Betriebe)	"	'36.12.13
Job insurance tax upheld by a court	"	'36.12. 8	Erfahrungen mit dem Landjahr. (Nach drei Jahren—Andere Auswahlmethoden geplant)	"	'36.12.16
WPA relief rolls cut 98,770 more	"	'36.12.13	Sonntagsarbeit (Die Neuregelung für die Jugendlichen)	"	'36.12.17
Drei Jahre "Kraft durch Freude"	DV	'36.11.27			
Facharbeitermangel	FZ	'36.11.29			

空 録

1111K

Der Wandel des Arbeitsrechts in Frankreich	Prof. Dr. R. BT	'36.12.18	キヤフー兄弟會社の教育施設	高岡 實 社政	196.12. 1. 1
スタハノフ運動の指導	ベスバーク JTI	'36.10.28	最近の實業教育の動向	岩松五良 新民	1.12. 1. 1
三菱調査に依る日本プロレタリアートと農民の狀態	モチレフ IIP	11.12.21	教育の科學的研究法	宗像 誠也 教育	5. 1.12. 1. 1
XVI 教 化			\$39,000,000 asked for new schools	NYT	'36.11.26
工業教育に關する建議書	河原田稼吉 社政	196.12. 1. 1	Reich decree bans all art criticism	"	'36.11.28
都市計策と小學校	小山和助 都公	20. 1.12. 1. 1	Industry is short of skilled labor	"	'36.12. 8
伊太利の職業教育	ロザリオ・ソコチラリオ 外新雜	368.11.12.20	A "permanent" CCC urged by Fechner	"	'36.12.14
教育者に寄するの言	河合榮治郎 産教	19. 1.12. 1. 1	Schulturnen in neuer Form	FZ	'36.11.18
社會は産業教育振興に協力せよ		3. 12.11.12.10	Der Kunstschriftleiter	"	'36.11.29
義務年限延長と農村の教育	丹羽四郎他	3. 12.11.12.10	" Vom Kunstschriftleiter zum "Kunstliener"	"	'36.11.30
工業教育に就いて	早川富正	3. 12.11.12.10	Kürzung der höheren Schule um ein Jahr	"	'36.12. 5
義務年限延長と都市の教育	石井定雄外	4. 1.12. 1. 1	Die Finanzierung der Volksschule	"	'36.12. 9
大衆教育の諸問題	券管	23.11.12.25	Drei Jahre Reichskulturkammer	Job Zimmer-VB	'36.11.26
川崎東山學校概要	橋川時雄 滿蒙	18. 1.12. 1. 1	Vorbildliche Berufsberatungsgestalten	Dr.-Mg. K. Arnhoid	'36.11.28
支那學界の趨勢と北平文化の崩壊	文時	571.11.12.21	Die dritte Jahresagung der Reichskulturkammer	"	'36.11.28
綜合碩士研究に基く碩士教育	小田内道敏	572.12. 1. 1	Wo steht die deutsche Hochschul-Reform?	"	'36.12. 8
内地人學齡兒童數	朝綱	7. 12.11.12.25			
圖書館網	"	7. 12.11.12.25			
産業の振興と國民教育の強化	小島 徳 産報	12. 1.12. 1. 1			

中央圖書館

1111K

Das vierte Jahr der Kulturkammer. (Die Entwicklungstätigkeit—Organisation und Leistung)	BT	'36.11.27	Bund für Deutsches Christentum. Eine Sammlungsaktion für alle Deutschen Christen	BT	'36.12.10
Kunstreue statt Kunstkritik. (Ein Erlass, der die Kritik überhaupt verbietet)	"	'36.11.27	Die Finanzierung der Schule. (Das neue Volksschulfinanzgesetz)	"	'36.12.10
Das polnische Kirchen-gesetz. (Der Entwurf wird fast unverändert Gesetz)	"	'36.12. 8	Soziale Herkunft und Schulleistung an Münchener Volksschule)	"	'36.12.20
Neuordnung im Hochschulwesen (Änderungen in Hamburg)	"	'36.12. 8	L'éducation de la jeunesse au Japon	Temps	'36.12.21
Ab sofort 12 jährige Schulzeit. (Ein Erlass des Reichserziehungsministers)	"	'36.12. 4	XVII 醫務及保健衛生	高野六郎 都公	20. 1 12. 1. 1
Die vorverlegte Reizept-fung. (Zum Schulzei-erlass des Reichserzie-hungsministers)	"	'36.12. 5	保健政策の實現	小宮山主計 社福	21. 1 12. 1. 1
Vierjahresplan im Unter-richt. (Ein Lehr- und Erlebnisstoff)	"	'36.12. 5	我國仕丁の地位低下に對する児童保護的對策	世勢 文時	14. 1 12. 1. 1
Umordnung der Museen (Minister Rost über seine kunstrepolitischen Massnahmen)	"	'36.11. 6	榮業問題の社會經濟的側面	大西永次郎 カミンスキ	572 12. 1. 1
			學校に於ける保健策	IB	11.10.18
			學校に於ける臨胎問題		
			XVIII 人口、食糧、土地、移民、民族及入籍	永井 亨 人間	1. 4 11.12.10
			植業革命と人口	上田貞次郎	1. 4 11.12.10
			日本に於ける人口増加と職	菊田貞雄	1. 4 11.12.10
			業の變化	藤口 晴太郎	1. 4 11.12.10
			徳川幕政後期に於ける我が	井上謙二	1. 4 11.12.10
			國人口問題の一瞥見		
			日本現下の人口問題		
			非常時と人口問題		

人口問題と移民	坂井 申生 人間	1. 4 11.12.10	Permanent Milk Commis-sion	LT	47543 36.11.27
最近の人口増加運動	R.R.グロツチ スキーン D.V.グラス	日讀	Schärfere Zeilesetzung im deutschen Wohnungsbau	Brettmeyer DVs	Nr 92 36.11.11
聖間人口に就て見たる六大都市の産業構成(三)	統時	62 11.11.30	Die industrielle Arbeiter-städte für die Entwick-lung des Lebens-standards)	FZ	'36.11.15
對滿移民政策と農村問題	國週	17. 52 11.12.24	Sparsame Italiener (Mass-senbelegung des Lebens-standards)	"	'36.11.22
對滿移民政策と農村問題	"	17. 52 11.12.24	Senkung der Preise für Fetschweine	VB	'36.11.29
植民地經濟の特質と支那	石井 俊之 漢蒙	18. 1 12. 1. 1	Brennvorbot und Vorver-legung der Preisansch-lage für Brotgetreide	"	'36.11.29
滿洲國土地制度の現状と土地政策(完)	福島 三哲 漢蒙	16. 12 11.12.15	Regelung des Fettbezuges	"	'36.12. 4
滿洲移民の現在と將來	大野 季夫 職紹	5. 1 12. 1. 1	Der Schlacht über die Kolonialfrage	"	'36.12.10
對滿移民政策の基調、移民の現況と其の將來	永田秀次郎 商日	8. 1 12. 1. 1	Volksernährung aus deut-schem Boden. Richtli-nien für die Verbrauchs-lenkung auf dem Ge-biete der Ernährung	"	'36.12.11
日滿關係の現勢と農業移民	山越 道三 柳民	32. 1 12. 1. 1	„Ernährungs-Hilfswerk“	BT	'36.11.25
土地問題の吟味	坂田 英一 東彦	32. 1 12. 1. 1	Der NSV (Verwertung von Küchenabfällen zur Schweinemast)		
都市及農村に於ける人口年齡構成の差異	林 惠 海	3. 1 12. 1. 1	Der Schatz im Acker	Erwin Topf	'36.11.27
植民地再分配と經濟的機曾の均等(三)	内社	307 11.12.25			
Babson predicts upheaval in housing in next 10 Yrs.	JT	13527 36.12.26			
Heavy tasks face Britain	EDWIN L. JAMES	"			
A Malayan Babbel	LT	13544 '37. 1.15			
The population of Australia	"	47538 36.11.21			
	"	47541 36.11.25			



Weitere 80 Millionen (Für die Fortführung der Kleiniedlung)	BT	'36.12. 2
So leben die Siedler. (Schwabens neue „Dorfer“ in Stadtnähe)	〃	'36.12. 4
Die Marschroute der deutschen Volksernährung	〃	'36.12.10
Der richtige Speisezettel. (Frauen des Konsum-Instituts zur Veranschaulichung)	〃	'36.12.10
Ab 1. Januar: Neue Speisekarte	〃	'36.12.16
Fortschritt im Wohnungsbau (Fast 296.000 Bauerlaubnisse in 9 Monaten)	〃	'36.12.18
Regelung des Petrolverbrauches	〃	'36.12.19
XIX 天文、地理及歴史		
宿命的海洋發展之南方問題	武富邦茂 工政	199 12. 1.10
USSR builds important port	JT	18526 '36.12.25
XX 統計		
統計資料調査-統計教育	尾川虎三 經論	44. 1 12. 1. 1
XXI 雜		
„Der Vierjahresplan“ Zeit. (Eine offiziöse Schrift)	BT	'36.12. 4

昭和十二年二月二十五日印刷
昭和十二年二月二十五日發行

内閣調査局編輯

發行者 内閣印刷局
印刷者 内閣印刷局
販賣所 内閣印刷局官報課發賣掛
東京市麹町區大手町
電話丸ノ内(28)三五一一三五九
振替東京 一九〇〇〇
全國各地官報販賣所
全國各地主要書店
定價金三十錢 (送料(内地不要) 外國六錢)

月刊
列國政策彙報

第二卷第三號
(昭和二十年三月) (通計第七十七號)

英 國	航空機エンジン製作と英國政府の方針……………(二)
	——シャドック・プランと之に關する諸問題——
ソ 聯 邦	ソ聯邦豫算法輯覽……………(五)
	附、一九三七年ソ聯邦國家豫算
獨 逸	ヒットラー政府の價格統制……………(六七)
附 錄	内外新聞雜誌主要記事月報……………(三三)

内閣調査局

（別冊政策彙報 第二卷第三號）
昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十三年三月二十五日發行（毎月一回二十五日發行）
昭和十二年三月二十五日發行（毎月一回二十五日發行）